

第 12 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 3 日)

平成 19 年 3 月 7 日 (水曜日)

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (2名)	2番	新 田 俊 一	7番	松 尾 文 雄
		午後5時40分より早退		午後2時より早退

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 参 事	湯 浅 政 己	ス ポ ー ツ 振 興 課 課 長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
			地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 会 長 総 務 課 長	山 口 清
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	坪 内 頼 男	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
	欠 席 者 (2 名)	住宅管理課長	田 村 章 憲	
福 祉 課 長		内 山 導 男		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。
昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
一般質問の前であります。欠席届が出ております。本日住宅管理課長の田村課長より親戚の葬儀の為という事で欠席届を受けております。
なお、本日 1 名の傍聴申し込みがございました。傍聴者の皆さん大変ご苦労さんでございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事を遵守していただきませうようお願いいたします。
ここでお諮りします。山田議員より明日兄さんの手術の立ち会いの為、欠席という事で、一般質問の順番を鍋島議員と変更して欲しいとの申出がありましたので、変更についてお諮りしたいと思います。鍋島議員、よろしいでしょうか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） 鍋島議員が了解していただきましたので、順番を変更する事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、一般質問の順を鍋島議員と山田議員の順番を変更する事に決めさせていただきます。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） それでは、本日は、6 番金谷英志君の質問を許可いたします。
はい、金谷英志君。

〔 6 番 金谷英志君 登壇 〕

6 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。
私は、3 点。
まず 1 点目に佐用に合った農業振興をという事で、お伺いします。
政府は、戦後農政のあり方を大きく転換しました。ひとつは「品目横断的経営安定対策」です。これは、一部の大規模農家や法人、集落組織だけを農政の対象にし、多数の中小零細な農家や山地を政策対象から排除するものです。この政策に対する国会論戦のなかでは、現実の農業経営や集落の現状を無視した、机上のプランだとの批判も出されています。これに対して当時の中川農相が「この政策には未知の部分が多い」と認めるなかで、実施するなかで「見直す」という趣旨の発言をせざるをえないなかで、委員会採択をするという、

異例の対応をしたうえで成立したものです。政府農水省は、国会論戦での指摘や関係者の不安に対してホームページ上で「品目横断的経営対策のポイントQ & A」など発表しましたが、1年で9回も改定し項目も次々に付け加えています。本町でもこの政策を受け入れ、19年度から実施しようとしています。そこで次の点を伺います。

本町でのこれの対象面積と対象組織はどうなっているか。対象から外れた農地、農家への対策はどうするのか。

この対策への加入要件は、経理の一元化が義務づけられ将来的には他産業並みの所得を補償する必要があります。2006年の米の作況は不作で戦後7番目の不作でした。通常であれば需要が逼迫して生産者米価も上がるはずですが、実際には、下落が続き最低価格を更新している状況です。米価が更に下がると予想されるなかで、担い手に対する所得補償はできるのか。2つ目は、「農地水環境保全向上対策」です。生産対策が担い手を限定するのに対して、農地や農業用水などを社会共通の資本として集落ぐるみで保全する活動を援助し、農地の荒廃や環境の破壊を防ぐとされています。これへの参加集落組織と農地面積はどれぐらいか。減農薬などの取り組みに支援するとはしているが、生産活動を補償しないで農地、用水だけを保全することは農業振興に結びつかないのではないかと。また野菜対策は、これまで出荷団体として基金を積み立てている場合、全ての産地が同じ条件で価格安定制度の対象でしたが、「見直し」がおこなわれ、量販店などとの契約取引に対する補償の拡充と価格安定制度の補てん率を担い手が多い産地ほど厚くなりました。つまり、大産地化、大量流通中心になっています。本町では、野菜に限らず多くの個人団体が農畜産業に取り組んでいます。町の助成は公正で効果的に行うべきだがルール作りの方針はどうか。次、2点目に、ごみ処理施設の談合防止策について伺います。

にはりま環境事務組合では、各市町の都市計画審議会では計画が可とされたことにより、いよいよ進入道路建設や敷地の造成にかかります。そして、そのあと本体のごみ処理施設の入札がありますが、このごみ処理施設の入札については、全国的にも談合が行われていたとして、談合会社に対して返還命令判決が下されたとの多くの新聞報道等があります。昨年6月からだけでも6月に横浜市30億1,790万円、多摩ニュータウン12億860万円、9月には新潟県の処理組合4,890万円、京都市18億3,000万円、11月には兵庫県で13億6,000万円、尼崎市5億3,000万円の返還命令が出されています。談合防止対策をとり住民に損害を与えないようにすべきではないか。次に国道179号・373号線未整備箇所には歩道を設置と三日月、角亀川に親水公園の提案をいたします。国道179号・373号線は本町の東西南北を貫く幹線であります。この国道を全線にわたって歩道自転車道を整備することが望ましいが、特に緊急を要する箇所について早急に対策を講じるべきではないか。

国道179号線の三日月桜橋から東への歩道設置は長年地元住民が要望してきています。今年度で三日月駅前から桜橋まで歩道が整備されます。交通量の多い道路でもあります。せめて旧道まで歩道の拡幅が求められています。徳久バイパスは、住民説明会のなかでは歩道の設置は困難とのことでしたが、373号線の円光寺トンネルにも歩道はあり、また三日月駅の駅前の歩道は、当初の計画では片側だけでした。できてしまっただけではやり直すことはできません。計画を見直すべきではないか。佐用坂の西側、上町住宅までも歩道自転車道がありません。小中学生・高校生の通学路でもあり危険であります。次に、親水公園について、県では、志文川のけんこうの里三日月付近や千種川の長林キャンプ場などに親水公園を設けています。長林キャンプ場の親水広場は県のコミュニケーション型県土づくりモデル事業として整備されて来たので、多くのキャンプ場利用者や釣り人を楽しませております。このような親水公園整備を角亀川の三日月西村から祇園住宅付近まで、河川改修とあわせて行い地域住民の憩いの場としてはどうか。

以上、町長の見解をお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、最初に金谷議員から佐用町にあった農業振興について、と言う事のご質問から順次お答えさせていただきます。

国は、経営所得安定対策等大綱を決定し 19 年産から品目横断的経営安定対策の導入に併せて、産地づくり対策・担い手経営安定対策など米政策改革推進のための支援策が決定をされました。19 年産から導入される品目横断的経営安定対策につきましては、昨年から農会長会で説明を行いました対象となりえる集団転作・集落営農組織、集落にも説明をしてまいりました。1 点目の対象面積・組織につきましては、農協への集荷でしかわかりませんが、麦が 32 ヘクタール・大豆が 82 ヘクタールで集落数では 16 集落となります。その内の 13 集落が加入予定であり、残る 3 集落は認定農業者に面積集積されて申請される予定でありますので、生産集荷されている麦大豆につきましては、概ね申請をされるものと思っております。また品目の対象となる麦大豆を農協に生産出荷されている集落、農家に対しては、昨年末の説明会の開催で周知を図っておりますが、現在のところ麦作りをされている対象者は申請をされております。今後におきましては、4 月より大豆水稲の作付けの受付が始まりますが、大豆生産者につきましても該当者が申請できるよう推進しているところであります。2 点目の担い手に対する所得補償につきましては、まずこの交付金の生産上条件不利補正交付金は過去の基準期間の実績に基づく交付金になっており、基準の上では従来 of 価格補償と考えられます。また、収入減少影響緩和交付金につきましても、過去 5 年間の平均値より基準収入が減少した場合における交付金となりますので、所得補償と考えられます。次に、農地水環境保全向上対策事業でございますが、佐用町の農振農用地内の農地が交付対象で現在の申し込み状況ですが、86 の活動組織の総トータルの面積が約 900 ヘクタールとなっております。この事業は、地域ぐるみでの農地を守る共同活動を支援する内容となっており、農業生産活動を継続して行なうことは必要条件となりますが、高齢化が進行する農業集落の活動を助け農地を守るため有効な事業と考えております。次の助成についてであります。旧町での助成金のあり方につきましては、かなり相違がありましたが、昨年合併後の佐用町農業振興会の設置に向けて関係部会等に説明会を開催させていただき旧町毎にあった各種の部会等を同一品目・目的をもった部会等に再編し佐用町農業振興会への加入推進を行なってまいりました。19 年度には、各部会等の総会・活動計画等の資料提出をしていただき公平な助成金をもって交付できるよう基準を設けていきたいというふうに考えております。次に、にしはりま環境事務組合として計画をしております、ごみ処理施設の建設にあたっての談合防止策はとのご質問ですが、入札に関しては、当然談合などあってはならないことではあります。そういう不正行為がされないような入札方法を充分検討をしてみたいと思っております。しかし、それと同時にこの施設は、高い性能と耐久性を確保するために、技術審査が非常に重要であります。その為、しっかりとした発注、性能、発注仕様書の作成が必要であり、また、それに対するメーカーの見積仕様書をどのように提出をさせるか、そういう点について、現在検討中であります。19 年度事業におきましては、進入道路また造成についての測量、調査、設計業務について制限付一般競争入札を行っておりまして、今後も通常の工事につきましても、制限付き一般競争入札により実施をしていきたいというふうに考えております。施設につきましては、公募型プロポーザル方式等の組み入れも、当然必要になって来るといふふうに考えております。併せて、透明性と競争性を高めるため他の市町の副管

理者とも充分協議をして、管理者として責任をもって談合防止に努め住民に不信感を与えることのないよう適正な入札を行っていきたいというふうに考えているところでございます。次に、旧三日月町における国道 179 号歩道設置区間を、三日月集落入り口である旧国道までという内容でのご質問であります。この件につきましては、昨日新田議員からのご質問にもお答えをさせていただきましたとおり、国道 179 号自転車歩行車道整備につきましては、兵庫県により JR 三日月駅を中心とした東西約 1 キロを第 1 期区間として、町事業主体の駅前周辺整備事業と連携しながら平成 10 年度から事業推進が図られているところであります。この 3 月末には、駅前周辺整備事業の内、国道との交差点箇所ロータリー整備事業が完了する予定であり県においては、桜橋東約 100 メートルを含む、概ね駅から東へ約 600m メートル自転車歩行車道整備事業が、今年の秋ごろ完了をする予定であります。今後は、第 1 期区間である駅より西約 400 メートルの事業推進に県の精力的な取り組みをお願いしていくところで、お願いをする運びであります。ご質問の箇所、特に三本松付近は、歩道幅員が狭く歩行者、自転車のすれ違いが困難で非常に危険な箇所と認識しておりますが、自転車歩行車道整備事業全体の中では、第 2 期区間として位置づけられておりまして、あくまでも第 1 期区間完了後の着手予定であり、現在のところ計画は未策定であります。先ずは、第 1 期区間が早期に完了しますよう県にお願いするとともに、町といたしましても第 2 期区間の着工に向けて用地買収等にできる限りの協力をしてまいりというふうに考えております。続いて、「徳久バイパスに歩道設置の見直しを」との質問であります。徳久バイパスにつきましては、ご案内のとおり去る 1 月 30 日に多くの地元関係集落住民の方々の出席をいただき、県よりバイパスルートとして、かねてからの住民の民さん総意のトンネル案に沿ったご提案をいただき意見交換を踏まえ、出席者全員で理解確認し、今後は国との協議を経て、平成 21 年度の事業着手に向け、県地元町の連携の中で、一体的に事務推進を図ることといたしております。お尋ねの、歩道設置の旨であります。このことにつきましては、地元説明会でもご質問がありました。まあ、しかし、県としての考え方は、歩道設置の採択基準を満たしていないこと、小中学校の通学路でないこと、またバイパス整備事業の趣旨から、従来の国道あるいは、既存の町道がバイパス完了後、歩道機能を担う計画であること等の説明があり出席者の方々には、ご理解をいただいたものと判断し、このルート案で今後、県においては、国との協議を鋭意推進いただくことになっておりますので、ご理解をお願いいたします。次に、佐用坂西側に、歩道自転車道設置をとのご質問であります。ご質問の箇所約 1 キロにつきましては、通学路でもあり県においても歩道設置の必要性を充分認識いただき、この度佐用坂東側の既存歩道に連結する計画で平成 19 年度より事業着手で調整をさせていただいております。最後に角亀川西村地区付近に親水公園整備をとのご質問であります。ご指摘のように県においても千種川などでの親水性の高い護岸整備や生態系に配慮した河川整備などにより自然環境と調和した豊かな水辺空間の創出に努力いただき水辺に人々が集まり・憩い、河川に触れ合える機会を提供すべく事業の推進を図っていただいております。県における本町での事業の取り組みは、18 年度の完了予定が志文地区、平成 19 年度に完了予定が船越地区、平成 19 年度の事業着手予定が下秋里地区、その他継続箇所と今後の事業化に向けての構想箇所が 4 箇所となっておりますが、1 箇所当たりの事業完了までの年数なり事業費等の観点から以前にも増して相当厳しいものがあるというふうに聞いております。それと、事業の趣旨から申し上げて町内外からの不特定多数の方々が、水に親しみ川と触れ合うという意味合いがございますので、議員ご質問の地区においては、どちらかと言いますと、1 集落内の方々の地元集落の方々との交流の場の提供という感じがしますし、また河川断面あるいは地形的な要素から申しまして事業化にあたっては、現時点では難しいものがあるというふうに判断をいたします。

以上で、金谷議員の一般質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まず1点目の品目横断的対策についてですけれども確認したいんですけども、これまでやられて来た、町長の答弁の中にもありましたけれども大豆交付金や麦作経営安定資金、ああ援助金。援助金なんかは、これは廃止されるんでしょうか。このままこの対策については、コロコロ変わるんでね、確認したいんですが、大豆交付金や麦作経営安定資金助成金は廃止されるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今まで転作奨励金の事でよろしいですか。交付金としてですね、それは、現在も続きます。これからも。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） それは、組み替えるだけじゃない、続けるいう形でも、これがあるから、その組み替えるわけで、方針では、当初の方針では、廃止し、原則として、その今までで言うたら北海道10ヘクタール、ここら辺で4ヘクタールいう事になるんですけども、それに対する対策はできたという事になるんですけども、それまあ、継続されるという課長答弁ですけども、振り替え、予算的には、それ振り替えるようになるんですけども、それが、果たして、それ継続されるかどうかは、まだまだ未知数の部分があると。法案、成立場面での、その農相自身の答弁でもそうでしたから。次、お伺いしたいのは、いわゆる品目横断に対しては、諸外国との生産条件の格差を補正する、生産上条件不利交付金、町長もその答弁の中でありましたけれども、いわゆる下駄対策と呼ばれているんですけども、それを下駄をはかす事によって、その価格を補償する。ですからこれが経営安定になるんだという事ですけれども、生産条件交付金がされるのは、過去の生産実績とそれから毎年の生産量、品質に基づく交付金から構成されております。そうですね。ですから、今まで過去の実績があって、過去今までどれだけ獲れたか、それに対する事も含まれるし、それから品質に対しても、それだけ悪くなったら品質いう事もあるんですけども、お伺いしたいのは、米価が最初の質問にもしたんですけども、今現在、米の値段、1俵ピーク時が93年でしたけども、その時ピーク時で2万2,760円。現在では、1俵1万5,000円を下回って約1俵去年では、8,000円下落して農家の手取り1俵1万3,000円、大体これぐらいの米価だと思うんですけども、それぐらいの米価でよろしいでしょうか。その確認をしたいんですけども。1俵去年1万3,000円ぐらい。

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。

町長、申し訳ないんですけども、課長にという事で言うていただいたら助かるんです

が、一応、町長に通告してますんで課長の方から答えていただいでよろしいですか。

町長（庵途典章君） まあ、あのお願いします。課長にほなら。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今、議員が言われました米価単価については、非常にまあ、下がってきております。言われておるように、私も思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうになって、米価の中で、そのまま下駄はかしても、米価が下がっていますから、経営安定には、私ならないと思うんですけどもね。それ、なると言われるんですけども、一般的に言われるのは、国の調査がありますけれども、生産者原価1万7,205円。1万3,000円で売るのに、1万7,000円も原価がかかるんですね。差額がその差額が、まあ補てんするという事もあったんですけども、1俵1万5,711円、04年米価がね、そうなるといくら下駄を、その補償品質経営安定対策で、補償を下駄をはかして補償するとしても、それが経営安定にはならないと思うんですけども、もう一度答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

〔町長「農林課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、課長。

農林振興課長（大久保八郎君） それはですね、輸入によりまして麦も大豆も水稲もですけども、まあ下落しているのを、それについての差をですね、確保、生産量も含めてですけども、価格も含めてですけども、各5年間の内の上と下を圧縮した3ヶ年平均という事で、価格を安定する制度という事になっておりますので、その面では、ある程度は、価格は補償されてくるというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 価格安定、今言いましたようにね、低くて1万3,000円で安定されておると、それが農家の経営にはならないと思うんですね。と言うか、低くて安定されてしまって、それが、何べんも言いますようにね、農家がそれでやって行けるんか。実際、農家が集積して、大きな面積して、中国産の米なんかには太刀打ちしようとしているんですね。その関税も引き下げられて、それに対して安い米がドンドン入ってくる。それに対して規模を拡大してもっと農家の経営を安定させるという事ですけども、それでしたら、経営は安定しない。低いまま、どれぐらいあったら、たった佐用町では4ヘクタール、そ

れが集積して、その米価が1万7,000円、その原価以上になるんでしょうかね。どれくらい農家が集積すれば、経営安定する面積になるとお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長「農林振興課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 答えにくいんですけども、要は、今回の制度はですね、やっぱりその遊休農地が、これから非常にまあ課題になって来るというような事もあって、担い手をですね、育てていかなあかんというような事から集落営農、そういう営農組織、法人化というような事を目指してですね、認定農業者もですけども、そういうふうな事を、育成する為にも、こういった価格の安定、今まではですね、国の方から出荷された場合、水稻、麦、大豆につきましては、交付金その場で農協の方へ出ておりましたので、個人的にはどんだけ入ったかという事は、分かりませんでした。まあ、その制度は、こういった内容に変わってきますので、そういった事で今まで、国が交付金として出していった金額についてですね、こういった価格安定を目指して、俗に言う下駄対策というような事ですね、価格を補償していこうというような制度というふうには思っておりますので、これからですね、私は、今までの制度の中で、単価的にはですね、余りそう変わらんのではないかなというふうには判断しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 今までの制度が変わらんとして、その実態についてお伺いしたいんですけども、佐用町の総農家数は、大体2,660ぐらい。農会が151ぐらいですけど、実際集落営農組織としては、その総農家数が2,660ぐらいありますけれども、集落営農組織それから認定農家それから特定農業法人これが品目横断にかかってくる、なると思うんです。集落営農と認定農家、特定農業法人、これは、それぞれ今2,667農家がありますけれども、数としては、いくらぐらいあるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 集落営農組織ですけども、現在20組織で集落営農、営農組織をされております。それと認定農業者は、現在31名登録されておりますけれども、今回のこの品目横断的に対象となりうる認定農業者については、約20名というふうには思っております。それと特定農業法人は、1法人あります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 農家にしてはそうなんですけれども、佐用町全体の、その耕地面積

に対するね、それがその放棄田とか、そういうふうにしないうために、こういう集積して、農地を守るという1つの方策でもあるんですけれども、佐用町全体の米それから麦、大豆それぞれの耕地面積、比率は、どれぐらいになってるんでしょうね。比率で結構です。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 町全体の作付けの

〔金谷君「耕地面積に対する」と呼ぶ〕

農林振興課長（大久保八郎君） 全体の面積はですね、約1,500ヘクタールあります。それと畑地については、68ヘクタール。それですね、概ね780ヘクタールが水稲作付けですね、後、まあ一般質問の答弁の中にもありましたように、その内容ですけれども麦が32ヘクタールそれから大豆が82、大豆も、もち大豆とサチユタカという品種がありますので。それと、飼料作物が約27ヘクタール。それからひまわりが約30ヘクタール。それからそばが約12.5ヘクタール。それから蜜ゲンレンゲが約23ヘクタールで、まああの、ダブって作付けされている田んぼもありますので、実績としては、そういう状況です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 1,500の内、そういうふうが一番大きい米で780ぐらいですから、大体2割ぐらいはね、全然、使われてないです。集積してもっともっと、2割の、その作ってないやつを増やそうという事に、これはなるんでしょうかね。むしろ、その集積されない部分がありますからね、品目横断にかからない農家。今まで、そりゃ麦なり大豆なり作って来た方は、そりゃなるんでしょうけれども、更に2割は、そのまま作らない田んぼとして、畑地として残るんじゃないんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 言われるとおり、現在の状況ですとですね、今の状況、今作付けされている面積から増えるというふうな事は、ちょっと、今のところは、あんまり考えられないなというふうには、私、思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振、ああ、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 課長言われるように、この対策して、もっともっと農地が増えて行くという事にはならんと思うんですね。それから、もっと農家についても、聞きたいんですけれども、農家が、これ数として、農家1戸1戸の数は、減って行くんじゃないんでしょうかね。認定農家なり品目横断にかかる人しか、4ヘクタールぐらいしか、上しか農家じゃないいう事になってきますとね、農家そのものの数が減ってくると思うんですけれども、その傾向あるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長(大久保八郎君) この制度で減るとかいうよりもですね、今の社会現象の中で、やっぱり担い手農家というのが高齢化もなってきたおられます。その後ですね、やっぱり手放される方がですね、貸借の利用増進の関係も最近ですね、増えてきておるといのが現状でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） その、農家そのものを減らすんじゃなくて、減らした事によって、交付税の関係でお伺いしたいんですけども、地方交付税の測定単位が農家数によって、変わると言うんですけども、まあ財政課長に聞いたらいいんでしょうかね。農家の数が減る事によって、交付税が減ってくると思うんですけども、その確認をしたいんですけどね。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、交付税算定基準と言いますか、その就業、産業区分ですね、の関係で交付税等も算定の基礎に入っております。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 財政課長言われるようにね、その交付税自身も減るんですね。他の町の、その調べたところがあるんですけども、交付税、基準財政需要額算出する場合の根拠、農業行政費用、経費と投資の二本柱で計算して測定単位に農業センサスの農業戸数の数値、5年間固定して、5年間でその交付税もどれぐらい行くかいうのをするんですけども、その、ある町の調査ではね、農家数が240戸、まあ佐用町と似たような、もうちょっと人数が、人口が少ない町ですけども農家数が240戸減少、地方交付税は、年間3,000万円も減少したという、こういう試算もあるんですけども、ドンドン、農家の数が減ってくる事によって、交付税も減らされるという事になるんですから、認定農業者よりも農家の数、小さい家族経営でもやっている農家の数を減らさない事が、大切だと思うんですけども、その辺、町長にお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 交付税の事もありますがね、やはり、その佐用町のような、この地域の状況を見ますと、そういうふうに大規模な経営が全てできればいいですけども、基本的に、それができない所の方が多いわけです。ですから、まあ、それが、まあ、そういう小規模な個人の農家、今まで先祖からずっと営農をして土地を守っていただいた農家によって、地域の農地が守られているという現状があるわけです。この事は、やはり現実

としてでね、これは町としては、捉えた中で国としても、これに対して農地水環境対策という形での地域でこの農地を守っていこうという為の支援策は片方では作っていただいておりますのでね、そういう事を踏まえてやっていかなきゃいけないと思います。ただ、そうは言っても、国のこの政策の中でですね、この品目横断的なもの、この政策に則れる、そういう事でやっていける努力と、やっていけるとこに対しては、やっぱりしっかりと、その制度を活用するという事も、当然努力しないといけないと思っております。まあ、今20集落ぐらいが集落営農されてますし、これをやって、やれるとこやっていかないとですね、益々その農地が、その営農ができない放棄田が増えて行くとか、農地の農業が継続できない所は生まれてくる。それは、集団営農というのは、まあ地域全体で土地を、農業を守っていこうという取り組みですから、認定農業者についてもそうです。まあ、そりゃ、両方で考えていかなきゃいけない話だというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、そのやれる所はね、やったらええ。僕もその国の政策に乗れるとこはやったってええと思うんですけども、今、町長言われたように佐用町ではね、それ程20のぐらい、まあ多くても40ぐらいしかないんでね、2,600何ぼ農家がある中で、それでしたら、ほとんどの農家の方がそれに対策されない。佐用町は、国の政策として合わない。合う農家の方は、やったらええと思うんですけども、全体として佐用町には合わない政策だと、私思うんですけども、ですから言われたように、佐用町としてはね、その合ってる農業としては、今までやってきた町長も、先の前の一般質問でも、答弁されましたけれども、家族経営、高齢者、やれる人は、そういうふうに支援して行くと。予算でも何でも付けると。前の一般質問でも答弁されたんですけど、そういう所に重点的にやるべきだと思うんですけどね。方針として基本的な方針としては、家族経営なり、ちっちゃい農業を佐用には合っている。それに大して支援をしていくと、そういう方向が大切だと思うんですけども、基本的な点をお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ですから、そういう小規模の土地、農業、土地を守って行く農業を経営していただくという事に対してのね、この支援策、これ、ほな、町が独自に国と同じようにですね、一反当たりいくら支援しますとかというのは、中々町の財政から見てね、そこまではできないというふうに思います。ただ、それを運営を、そういう経営をしていただくために必要な、例えば小規模の農家でも少数生産でも、特産物を生産していただいて、それを販売していきなりして収益を上げていくとかですね、まあ、土地の利用によって、まあ色々な特産品、今それぞれ生産して取り組んでいただいておりますけれども、新たな特産品の開発を考えたり、又獣害に対する防護柵なんかについてもですね、これも細かい大きくその生産、困いをして集落で取り組んでいただけない所も一杯あるわけです。それについては、小規模な形でやっていただくんに対しても、町としても補助をしていくとか、そういう、あの、また農地の水路とかですね、農道こういう点についてもですね、そういう集落で農業をしていただくためには、国の基準に合わない点においても、集落で取り組んでいただけるような中では、対してはですね、援助していくというような事も考えていかなきゃいけないと思いますし、まあ、どうしても集落営農をやっていただく人っ

ていうのは、高齢化、集落営農じゃなくって個人で経営していただいている農業者というのは、従事者が非常に高齢化している事は確かなんで、こういう事を国の政策としての、まあ、農地水環境対策というようなものも、中心に捉えて、そういう活動の中で、町が独自に考えなきゃいけない事があれば、これは、また町としてやれる事は、やっていかなきゃいけないというふうにも思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その、農地水環境保全対策ですけども、まあ、国が全部やるわけじゃないし、町もそれ負担があるわけですね。ですからその対策するお金、その分と効果ですよ。それが本当にお金掛けただけのね、効果があるのかどうかという事が、水路や草刈とかね、そんなだけで、それも期間が限定されてますから10年間か、それぐらいしかもう、この対策はないんですね。それ5年間、5年間ね。5年間だった時に、後ほどうするのか。今は、国なり町もお金出して、その補助、助成もしていきますけれども5年間経って、方向を今、決めとくと、5年間経って、また国なり町の補助がなかったら、果たしてそれがやられるかどうかいう事になると思うんですけども、それよりも、今対策があるんですから、使うんは、それはええんですけども、5年後ホンマにそれが、農業というのは、何年間もかかってする事ですから、たった5年で終わるような対策、他の方策も町としては考えなければならぬかと思うんですけども、いかがですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、今から他の方策と言われてもですね、やはり農業を営むためには、地域においてその土地個人だけでは、中々管理ができない部分がたくさんありますよね。水の問題にしても、その農道なんかの整備にしてもですね、だから、そういう事を継続して続けてきながら、この制度は、今回5年間という限定がされておりますけれども、当然それが5年で全てが、そこで終わるものではないんで、継続して行くものですから、国においても、当然それを引き続いてですね、維持できるような政策を考えてもらわなきゃ国として考えていただかなきゃいけませんし、町としても、その、取り合えずと言いますか、今ある制度の中でスタートしてですね、そこで、やっぱり、地域の皆さんも農業者の皆さんも一緒に、こういう、その土地を守って行く、地域を守って行く取り組みをして行く中で、じゃあ将来的に、どうしていこうかという事も含めて、現在、現時点で考えて行かなきゃいけないんじゃないかと思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 農業振興会は、まあ19年度は再編して野菜なんかも、その部会毎に作っていくという事なんですけども、新町発足して18年度にね、18年度からそういう農業、佐用町の農業振興会でも作るべきだったんじゃないでしょうか。その18年度、各生産者部会に対しては、その各旧町毎の実績で、そのまま予算措置されている事なんですけれども、その18年度でその各部会の助成金は、いつぐらいに交付されたんでしょうね。

議長（西岡 正君） はい、

〔町長「農林振興課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 合併後ですね、速やかに調整するという事で各部会では、旧町毎の特色がありましたし、補助金の交付の状況もそれぞれ内容が違います。そういうような中でですね、昨年の6月からですが、一応各部会の旧町毎の説明会をして、一本化の方向でまとめさせていただくという事で説明に回ってきました。それで同じ目的の部会等につきましては、一本化をお願いしたいという事で、協議を進めていただいておりますね、一応まあ9月末をもってまとめていただくようお願いして来ました。それがまあ、12月にですね、30団体が申請がありましたので、そういった関係団体の代表者に寄っていただきまして、その時に12月の中旬でしたけれども、一応18年度については、旧町で出されておった助成金については、そのまま交付させていただきます。それは、まあ、18年度それぞれの部会でまあ、まだ活動されておりましたので、19年からは、統一させていただくと。その内容で、中でですね、ある程度基準は設けさせていただきますと。その代わり部会においては、助成金が増えたり減ったりする部会もありますので、内容については、そういう事を理解をして欲しいという事で、この3月4月に総会されると思いますので、そういった資料も見させていただいて基準的なものを設けた交付制度を作りたいというふうに思っております。それで支払いについては、年末に支払いたしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 18年度については、各町それぞれ持ち寄った、その方針もまだ、新町としての方針が出てなかったという事で12月ぐらいに、その助成金が交付されたということですが、それにしても、この19年度からはもう、この19年度に入ってからじゃなしに、そういうふうに、その総会もしていう事ですから、18年度にある程度、話し合いもできている事ですから、19年度に向けては、今の段階でもう農業振興会の方針なりが、ルールは作って、基準も、これから総会してやると言われるんですけども、もう既に作っておかなくては、19年直ぐにスタートいう事にはならんと思うんですけど、またその19年度に入ってから、総会開いて方針決める、各寄ってもらって方針決めたりいう事では、ちょっと遅いと思うんですけどね。どうなんですか。既に18年度でさえ、12月ぐらいに、ズルズルずれ込んでいう事ですから、もっと早く方針を決めるべきではないかと思うんですけども。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まあ、金谷議員の言われる事も分かります。まあ、今後ですね、そういうふうな補助金の交付時期については、まあ秋ぐらいにはいう事ですね、やっていきたいという事を思っております。今後関係団体の代表者寄ってもらってですね、

その組織を立ち上げた組織を作って、それで今後その農業振興会という組織で運営していきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その関係団体は、農協 J A も入ってると思うんですけども、直売所の中で J A がある部分ありますからその部分で入ってると思うんですけども、その J A については、大きなノウハウとかね情報も持っていますから振興会の中には、農協自身も入って佐用町の農業をどうするかという事を考えるべきである。農協がその振興会の中に、もっと比重を占めるといふかね、そういうふうな方向もあると思いますけど、その点は、農協はもっと振興会に入ってくると、それから改良普及所なんかも入ってくると、そういうふうな方向で考えておられるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 当然やっぱり J A とか普及所そういうふうな事では、行政的ですね、指導とか支援をお願いせないといけない立場ありますので、そういった面についても、こちらとしては考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 次に、ごみ処理場の事でお伺いしたいんですけども、今までその 2000 年には、入札の入札に関する法律なんかも改正されてそれ以降も、その談合は、なかなか直らない。指名、その制限付きに一般競争入札と言われるんですけど、そういうふうな事も言われますけれども、そのごみ処理のメーカー自体がね、全国的には少ない。大体 22 社ぐらいと言われているんですね。それから橋梁についても、それぐらい少ない。そやから、一般にその競争さして言われながら、たった 22 社ぐらいでしたら、一般と言えども限られて来るんですね。ですから、それがその談合防止にはならないと思うんですけども。それから、町長言われました、その公募型プロポーザル方式も考えておるといふ事ですけども、それにしても、ある程度限られてくる、ですから談合が、まだまだしやすいという体質は変わらないと思うんですけども、方策は、これから検討するという事ですけども、その 19 年度終わって、又直ぐ入札があるわけですからこれから検討するという事ですけども、具体的にどういうふうな方策を、今考えておられなあかんと思うんですけども、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、色んな事業において、その事業の内容によってですね、非常にまあ同じ入札、この発注としても、それぞれやっぱり内容が違う難しい点があります。

一般的な建設事業まあ土木事業であればですね、今言われるように施工者もたくさんありますし、また基準になることも一杯あるわけですけれども、こういう、そのごみ処理施設というのは、非常にまあ技術的にもまたメーカーの特殊な技術もありますし、このプラント自体が一つひとつの設計をしながら、そこは、その施設として新たに設計をしながら作っていかなくちゃいけないという部分もたくさんあるわけです。ですからそれに対応できるメーカーというのは、確かに言われるように、もう全国的にも20数社ぐらいしか、ないというのも現状です。だから、そこで談合がされるかどうかというのはね、非常にまあ、数から見ればしやすいという、そういう調整がしやすいという事もあって、これまでそういう事例が出て来たという事で、今非常にまあ色々な問題を起こし、逆にそれによって問題を起した所は、指名停止とか、色々な処分を受けてですね、実際に事業にも参加させないというような、益々対応できるメーカーが少なくなっているというような状況であります。ですから、当然価格競争というのは、当然まあ、このやっていただかなきゃいけない事なんですけども、まあ、やはり、この私この事業を色々と考えてやっている中で、どうしても大事なものは、その、この施設の内容が十分な性能と待機性を持ったものを、適正な額でつくらなくちゃいけないと。ですから、これをしっかりと、その作るのに、作って行く為にはですね、この施設の設計というものをね、発注する為の仕様書というのがあるわけですけれども、それを、その組合が充分にそのメーカーに対して物が言える審査ができるものとして、まず作って、それに対してメーカーが技術的な提案と又それに対する見積価格の提案こういうものをしっかり提出をいただいてですね、それを又きちっと適正かどうか審査する体制ですね、これが絶対必要なんですね。ただ、とおり一遍の一般競争入札で誰からも参加してくださいと、価格いくらですかだけではですね、できる事業ではないというふうに思っております。ですからプロポーザルというのは、まず審査してその技術審査を行った上で、それに合致するところのメーカーに対して再度価格的にはですね、組合として、これはいくらぐらいで絶対できるんだという、やっぱり予定価格ですよ。ここのところを、しっかりとですね、算出ができるかどうか、まあやらなくちゃいけないと思っております。まあ、これによって、この発注者である私達が損害を受けないように、適正な価格で仕事をしていただくという事になるのではないかなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうに、町がね、主体的に、にしはりま環境事務組合で評価できる、その能力があればいいんですけども、その確かに町長言われるようにね、判断しなければならない事だと思います。どういう基準を作るかという事で、今まで財団法人ひょうご環境創造協会というのがあります。これが、にしはりま環境事務組合でも循環型社会整備にかかる影響調査業務それから計画策定にかかる技術業務それから検討委員会資料作成それから一般廃棄物処理基本計画策定業務。今まで4個のこの財団法人のひょうご環境創造協会というところが受けてやってるんですね。計画段階からこういう入ってます。そのひょうご環境創造協会の中の理事16人おりますけれども、その中にメーカーの1つ神戸製鋼所の常務それから川崎重工業の理事それどちらもメーカーの人が入っている。その調べる側の人が、その2人もメーカー側から入っている。計画段階から策定、基本的な策定のところから入っているという事もありますから、これを見ても、本間町長が主体的に、本間に判断できる能力を持ってにしはりま環境事務組合の局の中でやっていけるかどうか、疑問だと思うんですけどね、それが、やっていけるでしたらいいんですけども、

メーカー側として入っている決める計画段階から入っている、こういう状況は、町長どう
いうふうにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） あの、まあひょう環境創造協会につきましてはですね、これは、県
の外郭団体として副知事が理事長そして県の環境行政のOBが、その副理事長としてです
ね、色々な環境行政の確約についてのコンサル指導をいただいております。ですからそこ
に、そういうメーカーもね、当然一緒になって、メーカーの技術こういう面、先程言いま
したように、この特殊な非常に高い技術というものがないと審査できないという事もあつ
て、そういう指導の中におられるという事で、それで公平性は、きちっと保っていただく
という事は、当然でありますけれども、ただ私は、環境創造協会につきましては、これま
での、この業務この18年度で終わったというふうに思っておりますし、で、今後ですね、
先程言いましたように具体的な、この発注仕様書というものをですね、この作成するに当
たりましてはですね、これに業務に精通した人の支援を受けないと、当然私達の能力では
できません。ただ、そういう事ができる人っていうのは、全国にも非常に少ないというの
も確かなんですね。当然そのコンサルとか、そういう形でお願いをしていくことあるん
ですけれども、そういうコンサルをも、きちっとまた管理していく人っていうね、形で、ま
あ、それも、先程言われるように、メーカーでは困る。メーカーでは、その1社メーカ
ーの技術者という事になりますので、自治体でやっぱり環境行政で今まで十分に、色んな
経験を積んできた人という事で、県にも色々相談をしてですね、今県の支援を受けて、
兵庫クリエートセンターという、一応これも外郭団体がございます。クリエートセンター。
環境クリエートセンターと言うんですけれども。そこにですね、そういう技術者、非常に
まあ、そのこういう処理場とこういうプラントの設計に係わって来た方がいらっしゃいま
すので、非常にその人は、私も色々話を聞いてですね、この発注の仕方、その発注をす
る為の仕様書、メーカー任せにしない組合がしっかりと、まず基本的な事を、ちゃんと作
る、しっかりとしたものを発注仕様書を作る事の重要さ、そういう事を、お聞きして、そ
の人に支援、指導を受けて、作ろうという事しております。そういう形で、プロポーザ
ルを行って技術審査とまた価格審査というものをしっかりとやりながら、最終的には、や
っぱり各メーカーの価格競争やっぱり、これは、十分な競争を得たいと、その中で、良い
物ができるだけの低価格で作って行くと、そういう道筋を作っていきたいというふうに思
っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 残り4分になりますので。

6番（金谷英志君） そういうふうにできればね、いいんでしょうけども、その今言いま
した、川崎重工にしてもそれから三菱重工業にしても機種選定の中で、流動床ガス化熔融
炉2件とも、その機種選定された機種をつくるメーカーなんですね。ですから自分と
ころで、まあ疑えばキリがないんですけれども、そういうふうな事が、町長今言われたように、
本間に環境クリエートセンターですか、それは主体的に公正に見れる、性能評価なり総合
評価ができるという事がないとできないと思うんですね。そのプロポーザルにしても業者の
談合は、そのちょっとはしにくくなると思うんですけれども、今度官製談合の方でね、ど
んだけ評価するんかという事になったら発注する側が評価するわけですから官製談合の又

そういう恐れも出てきますから、本間にそれが公正にやられるように取り組んでいただきたいなと思います。それから道路に関してですけれども、先日の新田議員の答弁にもあったんですけれども、桜橋から西が第2工区だから、その第1工区西側の方が先、それが終わってから第2工区の方の三日月の179号線の歩道についてはするということなんですけれども駅前から西の第1工区については、ある程度歩道もね、橋の上についても、歩道、欄干があって車が入れないようにしている。そやから歩道も広い。まあ、第1工区が先、優先順位としては、前はそうだったんでしょうけれども、第2工区の三日月の方は、本当に人がすれ違えないくらい狭い70センチくらいしかない歩道ですから、それ歩道とも言えないような所なんですけれども、それを優先順位を入替えるいう事も、その、できるんじゃないかと思うんですけれども、その点、いかがですか。

〔町長「建設課長にお願いします」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） この件につきましては、昨日も新田議員にお答、町長の方からしていただいた事なんですけれども、全体事業としてね、やはりそのトータル的には、第1期と第2期と分けて、やはり基本スタンスとしては、第1期を終了時点で第2期へ行くという事でございますけれども、ご指摘のように、特に桜橋から100メートル程、今やっていますけれども、それから東ですね。約1.3キロくらいあると思うんですけれども、その内の約300メートルの旧道、これ確かに危ないと思います。しかしながら全体枠の中で、県の方針が前提としてありますので、じゃあ西側に、もう既に用地を買ってる所もございますから、それに全精力を挙げると、そういう状況の中でその進路具合を進捗状況を見ながら、東についても、全くそれが終わってしまってから計画というこっちゃなくて、県といたしましても内々にはですね、絵を描いてるという事も伺っておりますので、もう暫くお待ちいただきたいなというふうに思います。

6番（金谷英志君） 終わります。

議長（西岡 正君） 時間です。

金谷英志君の質問は終わりました。

続きまして、1番石堂 基君の質問を許可いたします。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 1番、石堂です。私の方から今回2点、但し昨日等の一般質問で重複する部分がありますのでその部分については、割愛をするような方向でいきたいと思えます。まず1点目、大撫山地域の総合整備についてという事です。西はりま天文台公園を中心とした大撫山地域は、町外者の集客状況から見ても町内では特筆される一帯だと思えます。又周辺地域では、中山間の特性を活かした各集落毎の取り組みも積極的に進められています。そこで、新町における大撫山地域の総合整備についての基本的な考え方等をお伺いしたいと思います。

1つ目、合併前、2町の組合当時ですけれども、平成13年11月に行われました大撫山南地区開発検討調査の結果は、新町においてどのように、こう引き継がれているのかお伺いしたい。2点目、策定が現在進められています、佐用町総合計画において、この地域の

整備が考えられているか、あるいは、記載があるのであれば、具体的に伺いたい。

3点目、周辺地域と連携し、棚田や里山保全を含めた総合的な整備の必要性について伺いたい。この3つでございます。で、あの、ちょっと冒頭にお断りしておきますけども、あくまで、行政の方が大型投資を用いてのアミューズメント的な、そういうふうな施設等を要望する内容では全くありませんので周辺地域全般を捉えた考え方という事で、ご答弁をいただきたいと思います。それから、2つ目に集落コミュニティの活性化についてという事で上げておりますけども、この部分については、先程申しましたとおり昨日の一般質問と重複しますので、1つ目の限界集落、いわゆる限界集落等の現況等については、省略をしていただきたいと思います。2つ目の、現在策定が進められております総合計画においての中の記載で集落機能の維持の為の施策が必要というふうな記載もあります。これらについての基本的な考え方ですね、どのような対策等を講じていきたいのかという部分にのみ、ご回答をいただいたらありがたいと思います。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） はい、それでは、石堂議員からのご質問にお答えさせていただきます。最初に大撫山地域の総合整備という事についてであります。これが平成13年11月に実施された大撫山南地区の開発検討調査の結果は、どのように新町に引き継がれているのかというご質問でございます。大撫山南地区の開発の件につきましては、当初天文台公園の建設時からの懸案事項でありまして、旧佐用、上月町両町で組織する一部事務組合として、平成12年10月から平成13年3月にかけて大撫山将来計画委員会を組織をして、報告書が作成をされております。その後、西播磨県民局企画管理課の呼びかけで13年7月に大撫山南地区開発計画検討委員会を設置して未利用地の活用について、検討協議がされ11月には、3つの案の報告書ができており、この報告書は、県にも提出をされておりますし、知事の方まで報告が上がっているというふうに聞いております。しかし、その報告書ではですね、概ね10年後までの利活用につきましては、当然箱物をつくるような事ではなくですね、今ある土地については、あまり手を加えずに自然公園的な活用とまた駐車場等の一部活用というような形で考えられております。その後、財政状況の当然、県においても、悪化によりましてですね中々予算が、当然新しい事業に対しての予算が付きません。新しい天文台公園の設置に伴って南公園までの土地まで、地域までですね、一体的な活用ができればという事での計画でありましたが、具体的な計画の進展には至らず今日に至っております。今後更に県と再検討の必要があるというふうに考えております。次に、策定が進められてしております総合計画においての、大撫山地域の位置付けであります。又周辺地域と連携をして棚田や里山保全を含めた総合整備の必要性についてという事へのご質問であります。総合計画の中でも西はりま天文台公園の活用促進と連携を主要施策として取り上げております。公開用としては、世界一の規模を誇る天体望遠鏡を有する天文台公園の利用促進を図ると共に大撫山にも、既に建設をしております、木造音楽堂スピカホールや周辺の観光スポットとの連携強化による取り組みを引き続き推進する考えでございます。次に、限界集落、集落コミュニティの活性化についてという事で、限界集落の状況についてご質問ですが、特に集落維持の為の施策が必要であり基本的な考え方についてという事で、お答えをさせていただきたいと思いますが、集落というのは、生活の基盤を維持する基本的な最小な地域社会であるというふうに考えております。しかし、それが

機能しなくなっているという事の中で、益々そういう集落人口が減少し、1集落での、そういう地域を維持する社会機能というものが、無くなって困難になって来ている地域におきましては、やはり集落周辺の集落がそれぞれ助け合って取り組んで行った方がいいというふうに思われる。いうふうに考えております。これについては、やはり端的に言えば、集落の統合という事も考えて基本的な集落の自治活動というのは、旧集落に於いてやりながら数集落で一緒にやった方が効果的であり又維持ができるという事に、取り組んだ方が効果的であると思われるような福祉や防災などの、そういう自治活動については、数集落が1つになって取り組んで行くというような、そういう考え方をこれからしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。この事につきましては、旧小学校区単位で、設立をいただいております地域づくり協議会等でですね、やはり、その地域の実情を十分に検討をいただいて、皆さん方の中で協議をしていただいて、あくまでも集落自治活動を当然基本にしてですね、その機能を地域全体で支え合いながらより安全で住みやすい地域へと地域住民の力で発展をさせていただきたいというふうに考えております。そういう取り組みをですね、行政といたしましても、1つの新町まちづくりの中の大きな課題として、一緒に支援をしていきたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とします。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） ありがとうございます。まず2点目の集落コミュニティの活性化についてですけれども、基本的には、現状認識等も充分にありまた課題として新町の総合計画の中にも明記され、また基本的な考え方を、今お伺いしました。その中でですね、色々な地域によって実態が違いますので、関係集落と一部統合してく、あるいは、その部落で現在行われている、色々な部落活動、その部分的にできる所から周辺と統合あるいは協力して行くというようなやり方で正解だと思うんです。ただその、やっぱりきっかけだと思うんですよね。一番最初の、で、それについて、先程の説明の中で協議会の中での取り組みという事が一部言われましたけれども、中々この、じゃあ集落が、こう双方寄りあった協議会の中で、そういう話が具体的に、あるいは、この実質的に進み始めるかということ、そうではないような気がします。やっぱり、どうしても、その行政の一番最初の主導っていうんですか、投げかけが、どうしても必要な時期ではないかなというふうに思います。と言うのも、町長らもご存知だと思うんですけれども、今現在金子集落なんかで、色々入って、こう、ご指導なり協力をいただいている、島根大の作野先生、あの方が色々各地域の、そうした限界地域に近いような過疎地域の分析をされている中で良く口にされるのが、結局そういう過疎が進行している集落の中で、何が一番問題かということ、その集落、村の将来について、皆で話した事がないというんです。で、ともすると、そういう所に大学の教授であるとか、コンサルであるとか、あるいは市町の職員であるとか、県の職員であるとかというように、外部の人間が入って話始めると比較的色々な話が出て来て、具体的に行動が起こりやすい。現実、町内で元気な村づくり関係でやっている自分とこの大垣内もそうですし、金子、田和あるいは江川、桜こうした所も全て、そうした外部の人間の、一番最初の何言うんですかね、入り込みがあって村の者が、色々話始める、問題意識を持つ、行動し始めるというパターンだと思うんです。そうした時に、先程の話から行けば、まあ、今現在課題として協議会に投げかけても、中々自治会長らだけの話の中では、具体的にはスタートラインに乗れないというような気もします。是非先程答弁の中にもありましたけ

ども、町当局として大きな課題として認識をしておるという事で、早い時期にですね、各協議会、当然該当集落というのも限定されてきますけども、早い時期に、そうした働きかけを行政主導で実態調査なりというものを始めていただいて、やっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、当然行政としての責任としてですね、そういう問題提起というものを行っていかねばならないと思いますし、それに対する支援というのは、そういう考え方、将来自分達の地域、集落の将来を考えていただくという事が、まず一番大切で、その考えるに当たっての、色々な指導また研修をしていただかなきゃいけない。そういう事に対して、言われました金子なんかに来ていただける作野先生、本当に、私は、気安く、非常にですね、実態に合った、この集落に自分なりに溶け込みながらですね、色々と話をしていただけるような人だと思います。ああいう方にもですね、ひとつ他の集落においてもですね、勉強をしていただけるような機会をつくって行く、要望をしていただいて、そこに入ってもらえるような事を考えていかねばいけないなというふうに思います。まあ、特にもう既に数集落においては、殆どまあ、そういう話し合い自体ができないような状況になっている所も既にあるわけです。そういう事については、町が、この協議会なんかにおいても、当然自治会長さんらを中心に、そういう問題について、是非早く取り組んでいただけるような指導、お願いもしていきますし、町行政においてもですね、それやっていかないと行政自体が中々進んでいかないという状況にもなって来ております。ちょっと長くなりますけども、今回のですね、まあ、いいです。また、後から、それに対して、また答弁させていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 申し訳ありません。ありがとうございます。まあ取り組み自身の姿勢もありますし、早急の課題という認識がありますので、これ以上多く述べる事はないんですけども端的に言えば、その、これからの行政の大きなこの流れとして、先日も町長の方から発言ありましたけれども、集落再編と言いますか、統廃合というのは、当然必然の課題だと思うんです。で、そうした流れの一番最初の、このモデルを作るんにしてね、やっぱり、その集落機能をどういうふうな形で、こう、統合に協力して行くかというような取り組みというのは、本当に早期な課題だと思うんです。決して限界集落というふうに、いわゆる固定される地域だけじゃなしに、これは全町的な問題だと思うんで、是非早期の着手をお願いしたいと思います。次に大撫山地域の総合整備についてという事で、再質問の方をさせていただきたいんですが、まず最初に、ちょっと園長の方に認識等の確認をさせていただきたいんですけども、町長宜しいでしょうか。

町長（庵逄典章君） はい。

1 番（石堂 基君） すみません、黒田園長お待たせしました。昨日、あの綺麗でしたね。久しぶりに良く冷えて、星空が綺麗で、丁度議会も遅くまで掛かって、何となく気分的に星空を見ておって和んだんですけども、ちょっと今日は見て欲しいもんがあるんですけども、

ども、これなんです。たいしたもんじゃないですけど。ちょっと言い訳にこれ使うんですけどね、これまあ、多分見てお分かりだと思うんですけども 11 年になりますかね、ヘール・ポップなんです。実は、これ私が撮ったもんじゃないんですけども、今園長の隣にいらっしゃる杉本業務課長に、わざとお願いをしていただいたものなんです。私あんまり写真とかってあんまり好きじゃないんですけども、実は、これ数少ない私の宝なんです。で、課長の方をお願いするのも、お願いをすると、あの能書きが非常に長いんで時間はどれぐらいやとか、露出がどうやとかって言うんで、でまあ、そんなんええから、とにかくくくって事で、ずっとそれからいただいて大事にしておるんですけども、まあ、比較的星なんかを生で見るというんか、周辺別に恵まれた自然の中ですから、好きなんです。とは言いながら、実は、私天文台公園のイベントにほとんど行ってないんですね。こういう立場になってこんな事申し上げるんも、申し訳ないんですけども、中々地元民として、縁の近いものではないというのが、正直なところなんです。で、その縁の近い人間でありながら、こんな事、一般質問させていただくの申し訳ないかと、先にお断りをしてんですけども、まあ、実際に今現在、先程の町長の答弁にもありましたけども、実際に、その今現在、先程の町長の答弁にもありましたけども、あの天文台施設を含めた大撫山地域で、まあ、この質問の通告用紙にもありますけども、やっぱりそのこれから先、周辺と連携して行っただけの相互利用、開発という言葉は適さないと思うんですけど、そういう物が、どうしても不可欠だと思うんです。で、それ天文台自身の研究施設としての維持或いは又そのこの町内の中でも、やっぱり本当にこうシンボリックな地域だと思うんです。そういした時に、天文台の方を管理される立場そしてまた今、現在公園の方の園長としての立場、両方含めて、ちょっとその辺の必要性っていうんですか、そうしたあたりのお考えがあれば、お話をさせていただきたいと思うんです。

議長（西岡 正君） はい、天文台公園長。

天文台園長（黒田武彦君） じゃあ、私能書きは少なく述べさせていただきますけれども、あの、まあ平成 2 年にですね、天文台公園が出来上がりまして、当初は、やはり仙人のような生活をしている地域ではないかというような声もありまして、できるだけ地域住民と密接なつながりのある活動形態をとりたいというふうに願ってやって来たわけでありまして、16 年経過いたしますけれども、やはり、今なお少し敷居が高い施設として位置付けられているような、そういう雰囲気は持っております。そういった事を勘案してですね、できるだけ地域へ出て行く活動も、今展開している最中です。例えば、星の出前をやらしていただきましたり、あるいは、高齢者大学への講師の依頼がありましたら講演を引き受けたりですね、色んな形で事ある度毎に、全て要請にお答えをさせて頂いているつもりですけども、いかんせん、どうしても敷居が高いというイメージが、まだ払拭しきれてないというのが、現実であろうと思います。それと、もう 1 つは、改めてまたご答弁する事もあるかと思うんですけども、昼間に天文台公園にお越しただいても、中々楽しめる施設が少ないというような事もございまして、できれば、そういった事を整備するという事を県とも協議しながら、これまで考えて参りました。で、残念ながら財政危機に陥っている県でもありますので、こういった面に関する予算措置もですね、非常にまあ、これからは、難しくなっているという現状ですので、できるだけ、我々の手であまり予算を掛けない形です。これから整備を進めて行きたいというふうに基本的には考えているわけです。で、考え方の、その元といたしましては、天文だけではなくてですね、やはり大撫の自然それから全ての自然を、こう含んだ形での開発がですね、これから必要だと思っておりますので、できれば、その南用地も含めて、いわば下の地域も含め

てですね、大撫山地域を含めた、どう言ったらいいんでしょうか、自然全てを扱う例えば、こういう具体的な事を言って申し訳ない、町長に叱られるかも分かりませんが、例えば大撫山の中には、埋蔵文化財等々の保存がされている地域もあります。施設もありませんけれども、ああいったものを公開できはしないかとかですね、それから、天文台公園そのものですと昼間に来ていただいて散策をしながら楽しんでいただける施設とかですね、そういった事を総合的に地域の方ともお話をし合いながら、こう考えていける場を、まず作らないといけないのかなというふうに、考えております。ですから、天文だけじゃなくして、今申しましたように、自然全てを扱える総合的な山と言いますか、地域になればいいなど、私は、基本的には考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） ありがとうございます。まあ、ご回答の中にもありましたように、周辺を整備していく必要性っていうのが、これ充分にあると思いますし、その中の課題っていうのが、これ充分にあると思いますし、その中の課題っていうのは、まあ当然の事ながら公園とすれば、あるいは又町の観光的な資源としてもそうですけども、やっぱり新旧の客層の開拓と言いますか、増加を見込まなければいけない。あるいは、今園長の方からご指摘があったように、どうしても、その周辺施設を含めて1日滞在型の地域にしなければいけない。そうして、またもう1点地元の利用を増加させるという事があろうかと思えます。で、先程私この写真を自慢げに持って来たのは、要は、地元利用っていうのはね、これ非常に興味があっても、星を見るんが好きで人間でも中々、やっぱり身近すぎてっていうのがあって、あえて、そこに必要以上に力を入れるよりも、やっぱりその天文自身に興味がある外部の方の招聘っていうのを最優先というふうに考えます。それをやる事によって観光資源としての活用、1つは、佐用町を広く売り出して行くというような部分があろうかと思えますので、というふうに思っております。で、あの本当に取り組みが必要やっていう認識も、私もしますし、園長の今のお話にもありました。それを含めて、町長の方にお伺いを再度したいんですけども、結局そういった必要性っていうのも、町長自身も当然、これお考えだと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、大撫山は、そういう天文台がありますけども天文台公園という形ですね、皆さん地元の方は非常に少ないと言われますけれども、結構やはり、町が充分眺望が良いですし、大撫山の一番の宝は、この独立峰になってますから360度ですね、こう本当に山が山並みの綺麗なこう景色が見れる。これが1つの大きな大撫山の宝だと思います。こういうものを求めてですね、結構余所から来られた時に町民の皆さんが、お客さん案内したりまた子どもを連れてですね、遊びに行ったりという、そういう気楽に、直ぐに車まであれば10分程で上がれる山です。そういう事で、利用をして行くという事が非常に大事だと思います。そこに世界的な天文台があるという、非常に高いレベルと身近なものというものを一体にしたものだと思います。岡本議員からもね、よくご質問いただいて、そういう提案をいただいておりますけれども、南地区なんかについてもですね、そういう里山的な、こう自然的公園的なものにしていく。あの、整備って、開発、今石堂議員も言われましたけれども、開発というのはね、僕は、もう必要ないと思うんです。で、

やっぱり人が利用できるというのは、整備をしないと、そのままでは入れない。だから、やっぱり下草がないように、子どもが入っても危険のないように、散歩ができるようなものをつくっていくという事だと思っております。そういう整備と共に先程言われたような施設があります。又スピカホールなんかの音楽ホールもあって、そういう文化的な施設もあるわけです。それが1つの町民の憩いの場所になっていけばというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） その必要性については、それぞれが周知認識しているところだと思えます。具体的には、じゃあ、その検討なり調査っていうものをどういうふうな形で始めるかっていうところだと思うんですが、一番最初の項目でお伺いしましたように南地区を含めた開発検討というのは、既にされておりますし、その検討調査っていうのもかなりきめ細かに土性土質等についてもされているようにお伺いしております。で、あのプラスですね、まあ、そうした検討結果を元に再度検討する時期が、この時期じゃないかなと思うのは、従前やっぱり、合併前っていうのは、上月、佐用、2町にまたがるという事で、それぞれ関係地域とい言いましても、やっぱり、その町境があって中々こう同一的な歩調なり、あるいは、その調整が十分にできないといったような部分もあったかと思うんです。しかし、こう合併後新町になって、本当にこう広い意味で新しい町の中のシンボリックなもの、そしてまた、町内でもかなり高いポテンシャル持ってる地域という事で、本当に周辺地域の方も期待されている部分が多いと思うんです。これあの、先程の地域コミュニティの活性化の中と重複しますけども、やっぱり大撫山周辺を捉えたといにでも、かなりその周辺の集落っていうのは、今元気に、この村づくりっていうのに取り組まれています。で、そうしあ気運ある中でね、是非その地域一体となれるような取り組みが将来的に、どういうふうに大撫山を整備して行く事によってできるのか、これ広く考えれば、佐用町内の各集落のモデル的な部分にもなるかと思うんです。例えば昼間は、来たお客さんが田和あるいは金子で過ごし夜に天文台に上がるとかって、ちょっと短絡的な考え方かも分からないんですけども、そうした事を大撫山麓の住民、あるいは佐用町民が全般になって考えられるような時期が、今来てるんじゃないかなというふうに思います。是非総合計画の中で、具体的な検討っていうのは、言葉にはなってないんですけども、行政の方が主導になって、その検討を始めていただく時期ではないかと思えますけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） はい、まあ、総合計画の中にも、そういう位置付けをさしていただいて、当然まあ、非常にまあ厳しい財政の中でね、新たな、その投資を伴う大きな投資を伴う事は、中々今の状況では難しい面がありますけれども、今ある物をうまく活用していくという事、それから、特に今石堂議員言われたような、周辺、江川にしても上月、幕山地区にしてもですね、それぞれの集落で、非常に今活発にですね、色んな地域づくり、考えてやっていただいております。活動をですね、そういう物と天文台公園、上の大撫山全体というものを結びつけるような、そういう考え方っていうのは、これは、次の段階として本当に、今の集落だけの中だけの活動では、やっぱり限界が来てしまいますから、必要だというふうに思います。そういう事を当然町としてのですね、まちづくりの中で1つの

課題としては、当然捉えて検討していかなくちゃいけないというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 検討していかなければいけないという認識の言葉をいただきました。積極的に検討するというふうに解釈させていただいてよろしいでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、担当課の方にも、そういう意識を持つようにまた担当課長の方にも話をします。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 石堂 基君の質問は終わりました。

先日来よりお話をいたしておりますように、ここでお諮りいたします。

内山福祉課長のお父さんの告別式の為、午後 2 時まで休憩したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。それでは、2 時からお願いいたします。

午前 11 時 26 分 休憩

午後 02 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開をいたします。

午後からです、松尾議員が病院の治療の為という事で、2 時から欠席したいという事で通知を受けております。

それでは、休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

20 番、吉井秀美君の質問を許可いたします。

〔20 番 吉井秀美君 登壇〕

20 番（吉井秀美君） 失礼いたします。20 番日本共産党の吉井秀美でございます。

私は、5 項目の質問をいたします。

まず 1 点目は、生活困窮世帯への年末見舞金を廃止されたことについて復活を求める質問です。合併前の佐用町の年末一時金は、生活保護世帯に 3,000 円を基準とし家族が 1 人

増す毎に 1,000 円を加算、準保護世帯には、2,000 円掛ける家族数となっていました。また上月町では、生活保護世帯に対して 8 月と 12 月にそれぞれ 1 人家庭で 3,000 円。家族が 1 人増す毎に 300 円を加算しての見舞金が支給されてきました。昨年末この一時金が支給されなかったという事で、民生委員の方から合併したからか、僅かなお金やのにねという言葉が聞きました。佐用町、上月町の合併協定では、この取り扱いを佐用町の例によると決めていたものではありませんか。

そこで、 つ目に、見舞金の創設目的を確認し。

つ目に、廃止の理由。

つ目に、前年度の支給件数と費用についてお尋ねいたします。

2 点目に、学童保育の充実について質問をいたします。町内で、ただ 1 箇所の学童保育が昨年より実施されているわけですが、夏休みなど長時間の利用料が 2 万円を超える事例が出て、必要なのに利用できない問題について正常でないと言及しました事について、当局は、検討課題だと回答されました。そして今年に入ってから新年度の募集要項を保育園等で配布されていますが、改善の為に検討をどのようになされたのかお尋ねをいたします。

目、他市町の学童と比較して本町の利用料をどう考えられていますか。

つ目に、利用料について検討課題と答弁されましたが、検討の状況をお尋ねします。

つ目に、募集要項を見た保護者からこれでは預ける事ができないという失望の声が寄せられています。子育て世代の長年の要求であった学童保育が不十分ながらも、やっと形にできたのですから、喜ばれるものになるよう、利用できる料金設定を早急に整備すべきです。3 点目に、病後児童の保育の体制を求める質問をいたします。安心して子どもを産み、育てていく事のできる環境を整備して行くことの 1 つとして、病児病後児保育が必要になっています。2007 年度に佐用保育園の移転改築、子育て支援センター設置が具体化されていく中で研究を求めます。病児病後児保育とは、保育園、幼稚園、小学校に通う子どもが病気等で集団生活が困難な期間に、専用スペースを設けて子どもを一時的に預かる事業です。対象となる疾患は、風邪、下痢など子どもが日常的に良くかかる病気や麻疹、水疱瘡、風疹などの感染性疾患、喘息などの慢性疾患や骨折などの外傷性疾患、その他、医師が必要と認めた疾患です。この保育は、保育園に併設したもの、病院に併設したもの、NPO 法人によるものなどがありますが、本町のように子どもの数が少ない所では、行政が責任を負って進めないと実現ができないと考えますが、いかがでしょうか。4 点目に、利用者本位の介護サービスをという事で質問をいたします。昨年 4 月に改悪された介護保険制度は、要支援 1、2、要介護 1 の人に介護ベッドのレンタルの保険給付を原則できなくしました。全国各地でそれまで利用していた人から、介護ベッドが取り上げられる、貸しは剥がしという事態が広がりました。ベッド利用は、2006 年 3 月に約 27 万 6,000 台だったのが、見直し後の 2006 年 10 月には、約 1 万 4,000 台に激減しました。しかし、軽度者の中に時間帯によって体が動かなくなったり、喘息で激しい発作が起こるなど、ベッドが必要な高齢者が多くあるという事が、自治体関係者などから指摘されていたと新聞報道されています。日本共産党は、昨年 8 月高齢者からの介護取り上げを止めさせる緊急要求を発表し、福祉用具の貸与の是非を判断する場合、主治医やケアマネージャーの判断を最大限尊重するべきだと求めて来ました。利用者や関係者の声に押され厚生労働省は、4 月から利用制限を一部緩和する方針を決めました。そこで、 つは、取り上げられたが、復活している見込みの人数と法改悪後の申請者で、レンタルできるようになるのは、何人でしょうか。 つ目にデイサービスを利用したいが、平福のセンターは、定員一杯で受け入れできない状態になっています。旧佐用区域以内で、デイサービスが利用できるような体制づくりを求めます。5 点目に、猪、鹿、熊との住み分けを進める森林整備を求める質問をいたします。 つ目は、猪、鹿、熊などによる農作物の被害と最近、熊の出没が増え人身

被害も心配されるようになってきています。これらの問題に県では、ワイルドライフマネージメントの推進を打ち出しています。ワイルドライフマネージメントとは、被害管理、個体数管理、生息地管理を組み合わせ、人と野生動物と生息地の関係を適切に調整する事により、共存を図る手法を言うそうです。町は、どのような対策をとっていますか、つ目に、県は里山防災林整備事業他、多数の森林整備事業を持っていますが、本町に適していると考えられる事業は、どのようなものですか。つ目に、倒木処理は、2006年度に終わり2007年度に植林をしていくと説明がありましたが、里山再生の観点から取り組まれていくのかお尋ねをします。つ目に、個体数管理について見解をお尋ねし、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは吉井議員からたくさんのご質問をいただいておりますが、順次、答弁をさせていただきます。まず生活困窮者への年末見舞金の復活を求めるということで、この見舞金の目的は何であったかのご質問でございますが、生活保護家庭等への年末一時金支給は、対象家庭の福祉の増進に寄与する目的において、合併前の旧佐用町・上月町において実施されてきたものでございます。制度の内容は、年末に生活保護世帯に3,000円と家族一人当たり1,000円を加算支給し、また準保護家庭に対しては家族に応じて1人2,000円の一時金を支給してきたものでございます。この制度では、5人家族の場合は生活保護家庭で8,000円、準保護家庭では1万円となるなど、制度の矛盾点もあり、また民生委員の意見により準保護家庭を決定することとなっているため、その認定が大変難しく困難を極めているところから、全体的な見直しを検討する必要がありますので昨年の年末には支給はいたしておりません。過去の支給状況は、平成17年度の年末に生活保護世帯36世帯50人に対して9万1,000円を又準保護世帯70世帯116人分23万2,000円の合計32万3,000円を支給しておりますが、準保護世帯の支給に際して旧町間で大きなバラつきが発生し、また民生委員さんによっても差異が生じるなど中々生活困窮世帯としての認定が困難であるなど多くの問題点が指摘をされてきたところであります。特に生活保護家庭では、年末には通常の保護費に加算して期末一時扶助費も支給をされております。この制度の運用につきまして、こういった見舞金と言ったものが、今必要かどうかも含めて、今後民生委員さんとも充分協議をさせていただきたいというふうに考えております。次に、学童保育に関する件であります。昨年からはじめておりますマリア幼稚園に委託しての学童保育は、あくまで試行的な取り組みとして始めたもので、少子化対策の中の子育て支援の観点からみても、将来的には全ての小学校区で実施する必要があると認識をしておりますが、本町のような小規模小学校が点在する地域では、その運営について、たくさん問題点があるため、本格的な開設はできておりません。まず、最初にお尋ねの利用料についてでございますが、現行の料金体系は、マリア幼稚園に委託して実施するという形態であるため、既に実施をされておりましたマリア幼稚園のジュニアクラスに合わせて1時間当たり200円を設定させていただいたものでございます。このままでは保護者の負担が多くなるため、町が2分の1を月額5,000円を限度として助成し、また母子家庭等についての軽減措置を講じているものでございます。他市町村と比べてどうかということでございますが、学童保育の月額料金は、調べたところによりますと1万5,000円から3,000円までと市町によって大きくバラつきがございます。本町においても出来るだけ早く、全町的な学童保育の実施に向けて検討を加えるなかで、統一的な料金の設定もさせていただく

予定であります。昨年の夏に国の文部科学省から出された「放課後子ども教室」では、全国の公立小学校で平日午後6時まで又土曜日も含めて無料で実施することとなっております。しかしながら、この制度の実施は、指導者の確保など中々困難なため平成19年度兵庫県では、これまでのこどもの居場所づくり事業の延長として実施しようとしています。これは、国の予定していた内容とは大きく異なります。もう少し全国的な動向を見極めながら対応を検討させていただきたいというふうに思います。万一文部科学省の案のとおり事業実施が出来れば、料金も無料となり全ての小学校で一番望まれる形になると思われませんが、開設場所や指導者の確保また安全性の確保などの課題も含まれておりますので、今後充分検討をしなければならないと思います。次に、病後児保育の実施に関することですが、保育園児などが病気の治療中また病気回復期に、両親の共働きなどで保育することが出来ない場合などに利用する病児あるいは病後児保育は、最近各方面で検討がされて来て、されているように聞いております。本町においても、医師会より以前申し入れを受けたこともありますが、最近、国や県からも、そのような関係書類や各種の検討会の報告書などが届くようになってきておりますが、町においては、まだ本格的な検討は行っておりません。最近の資料では、病気の回復期の児童を預かる病院併設型の施設数が全国で240箇所、その他の保育園併設型などを含めても全国で507箇所ぐらいと聞いております。今後、子育て支援において確かにあれば助かる施設だとは思いますが、開設場所の問題また対象児童の定員が2名であっても、常時看護師1名と保育士1名を確保しておく必要がありますので、町で実施するにしても相当の経費が必要となってまいります。国における「子ども子育て応援プラン」は、平成21年度に全国で1,500箇所の目標となっておりますので、今後近隣地域の状況など充分検討をさせていただく課題であるというふうに考えます。次に、介護サービスに関する件で昨年に制限を受けた事例並びにその復活はあるかのご質問でございますが、保険適用外となった福祉用具は、特殊寝台・車いす・移動用リフト・体位変換器などがこれにあたります。6ヵ月の経過措置後昨年10月1日現在での利用状況でございますが、特殊寝台39名のうち実費レンタル35名、使用中止4名、車いす16名のうち特例給付が15名、中止1名、移動用リフトは6名全てが特例給付、体位変換器は1名が実費レンタルとなっております。実費レンタル等保険適用外となった者が再び介護保険適用となるかという点につきましては、今月中旬に通知の改正が行われ4月から適用と聞いておりますが、各保険者に対する説明会等具体的なスケジュールにつきましては、現在のところ未定であり予測ができません。次に、希望する施設でデイサービスを受けられないケースがあるが、どう対応しているかという事ですが、サービスを希望する施設が定員枠等の関係で利用できないケースですが、ご承知のとおりデイサービスの利用につきましては、週1、2回が標準ですので定員25名ですと100名近くの利用者が登録をしているということになります。そのなかで担当ケアマネージャーが中心になって個々の希望等を勘案しながらデイサービスセンターとの交渉や調整を行っていただくこととなります。介護保険制度においては、こうしたサービスを受ける事業所の選択等利用者個々の状態や希望に適したサービス利用計画はケアマネージャーとデイサービスセンターなどのサービス提供事業者との協議調整に委ね、行政や保険者が介入することはできないと理解しております。利用者と事業者の需要と供給のバランスについては、現在佐用町内には5箇所のデイサービスセンターがあり利用定員104名に対し現在80名程度の利用実績でございます。現在の24名の利用可能枠は80名程度の新たな利用者を受け入れられる状況にありまして、利用者にとっては非常に恵まれた環境にあるのではないかと認識しております。次に、猪・鹿・熊との住み分けを進める森林整備という事についてでございますが、近年特に鹿による被害が多く悩まされているところであります。また最近、熊の出没も頻繁にありまして、情報連絡があれば直ちに対応をしているとこ

ろでございます。町といたしましても、現在は、獣害対策として防護柵の設置事業また防護柵への補助金を出して農作物の被害防止対策などを行っております。ご指摘の人間と野生動物のすみ分け対策は、まだ行っていない実情であります。我が国のような国土の狭いまた佐用町のような地域において、この中々すみ分けと言っても、難しいのではないかという気もします。最終的には、この地域に住んでいるそれぞれの獣の数が問題であるというふうに認識しておりますが、県におきましては、これらの事業、県民緑税の対象事業としてこのすみ分け事業というのも展開されて来るものというふうに認識しております。次に、本町に適した事業ですが、森林の有する公益的機能を発揮する森林整備や人と野生動物とのすみ分けを設ける野生動物育成整備などができる事業で、先ほど申し上げた県民緑税により実施できることという事になっております。立地条件や整備面積について、地域・地権者の理解協力が必要でありますし、実際に効果が期待できるかどうか、充分見極めながら、これからも情報提供をして取り組んでいきたいというふうに考えております。次に、風倒木処理後の植栽であります。植栽は 19 年度に行ないませんが、あくまで災害箇所の風倒木処理と造林を行なう事業であります。造林する樹種は、最初の立会いでは、針葉樹と広葉樹の申し込み件数割合で約 7 割が広葉樹の希望があります。針葉樹、広葉樹どちらにしましてもですね、やはり人間が利用していかなければ、こういう里山にはならないというふうに思います。今後広葉樹等植林、たくさんの植林を行って行くわけですが、自然林の状態に戻って行く為には、相当の時間がかかるだろうというふうに考えております。最後に個体数管理についてですが、県では、人と鹿との調和のとれた共存を図るために鹿保護の管理計画が策定されており、個体数の管理・被害管理・生息地の管理などの対策を講じているところでありますが、やはり、私達の感覚から見れば、実態に合っていないように思っております。19 年度には、これまでの効果と課題が検証されて第 3 期の保護管理計画が策定されますので、実効性のあるものにしていただくよう要望して参りたいというふうに考えております。

以上、大変多くのご質問でありましたが、これで吉井議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、再質問をさせていただきます。まず 1 点目の問題ですけれども、旧町のやり方がそれぞれに違っていたという点などから、民生委員と協議をして行くという事なんですけれども、その協議の前に打ち切ってしまうというやり方は、ご答弁聞きながらいかがなものかというふうに感じました。17 年度は、お見舞金が出されていた訳ですから、その 18 年度も協議がまとまっていなければですね、従前どおりやっていくべきではなかったかなというふうに思います。その点、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 上月と旧上月と佐用だけがやってたという事です。新町になってですね、やっぱりこういう問題、そういう新町の全体の中ですね、旧町だけそれぞれやって来た所だけに支給するという事は、これはできないだろうという事で、調整が全体に調

整ができない中で、支給をしなかったという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まあ、理解ができない答弁なんですけれども、合併協定で佐用町、上月と佐用の合併協定ではあるんですけれども、その中で佐用町の例によるという事を決めたんですから、そして 17 年度には、それを実施しているんですからね、問題があるならその間に相談をして方向を決めるべきではなかったかと思います。民生委員の方も、その廃止の理由も分からないし説明もされていない。ただ今年は、配らなくて良かったんやと、こういうような状況なんです、そういうやり方で良かったんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 17 年度は、合併以前に、そういう予算をしてですね、旧町の、その事業をそのまま引き継いで 17 年度は、調整期間として、半年間の合併後の事業をやっております。ですから、それは、17 年度は、当然それぞれ佐用、上月のやり方をやって来たもので支給したんだというふうに思っております。ただ 18 年度におきましては、そういう民生委員さん、まだ旧町他の三日月、南光でのですね、支給について、一緒に調整がまだ、できなかったという事です。またその見舞い、その先程担当の方から、前に聞いたところによりますと、準保護家庭そういう家庭を認定して行くというのは、非常に難しい、またこうした見舞金というものがね、今の時代の中で必要かどうかという事も含めて、やはり、きちっと調整を再度すべきだろうという検討の中で、今回 18 年度は支給してないという事でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 最初のご答弁の中で、民生委員と協議をされると言われましたが、今後その予定ではあるという事ですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、民生委員会にですね、全体に図って本当に、こういう、僅かな金額の見舞金が、こういう形で支給して来る事が必要かどうか、民生委員さんとしても必要を感じておられるかどうかという事は、充分聞いて考えていきたいと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まあ、協議をしていただきたいんですけども、まあ、僅かな金額と言われますけれども、それがどれ程の効果があるかという事です。あの、その点も十分に考えていただきたいと思います。それから2点目ですけども、この2点目は、ちょっと手紙を読ませていただきたいと思います。学童保育の関係ですが、突然のお手紙失礼いたします。私は、2児の母親でございます。訳ありまして片親で子育てしておりますが、この度長男が小学校に入学する事になりました。今は、小学校の準備に追われております。その中で夏休みなどの長期休暇による学童保育についての受付書面が届きましたが、値段を見てビックリしてしまいました。片親で育てている私にとって、本当にありがたい制度でありとても興味があります。しかし、価格が高いことに戸惑いを覚えました。正社員フルタイムで働いている為、日中は家を不在にしておりますので、子どもの長期休暇に預かっていただける事は、本当にありがたいのですが、午前8時から午後6時までフルで依頼した場合、単純に計算しても3万円弱の価格になります。いくらかの町負担を差し引いても、私がお支払する額は、2万を超えるのは、言うまでもありません。我が家の生計は、片親の私だけの所得でまかなっておりますが、私も女の事務員という事で、満足いく所得ではありません。在宅も考えましたし祖父母にも応援を頼んでみましたが、祖父母とも仕事を持っている為、日中の面倒は、かなり厳しいものになります。しかし、私の家庭環境を考えると、この制度を利用するしかないのです。そんな意味でも、この制度は、本当にありがたいのですが、価格がこれだけ高いと二の足をふんでしまいます。インターネットなどで他の市や町の、このような制度を調べてみましたが、佐用町とは比べ物にならないくらい低価格で賄われているようです。どうして、こんなに高いのか疑問です。この制度の利用者の境遇をもう少し加味していただきたいと真剣に願います。困っているから働くのです。もし定額になると人数が増える事を懸念されるようでしたら、監査制度の導入など規制を考えてくださってもかまいません。というふうに書かれておりますが、本当に切実な働く親からの夏休みの間の子どもを、何とか通常の保育料で見たいという願いです。町長も高いと感じておられますし12月議会でも、福祉課長もその結果に驚いているという事を感想を述べられております。子どもは、成長を待ってくれませんので、今必要な所に手立てをしていただきたい。こういうふうに思います。1月に開かれました子育てシンポジウムで私は、今の社会環境の中で健全な子どもを育てる事は、大変難しい。ママプラザや保育園の次に学童がどうしても必要という事を、フロアから発言いたしました。行政は、精一杯の事をやっていかなければならないと思います。あの日、町長のご挨拶は良かったと思いましたが、昨日の石黒議員へのご答弁でも、まずは生まれてきている子ども達を健全に育てていくと言われました。そういう姿勢を持たれているわけですから、せめて夏休みの期間、他の町程度ですね、大体6,000円ぐらいかなと思うんですけども、そこまでで止まるように支援をお願いしたいと思います。いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。ええ、参事、町長かな。町長。

町長（庵途典章君） はい、さっきも答弁しましたようにですね、昨年マリア幼稚園で試行的にやってみようという事で、実施した訳です。それは、その事によって色々な問題点も出て来るだろうし、考えていかなきゃいけない。最終的には、全町的な取り組みにしていかなきゃいけませんし、又その中で国からもですね、色々なこの問題について、方向が示されてきましたのでね、それと整合、併せて取り組まなきゃいけないという事で、まあ、非常にまあ、今のところこの取り組みについては、まだまだ確定的なものではないという事で、でございます。昨年取り組んだ時のですね、状況、良くお分かりだと思っておりますけども、まず学童保育っていうのは、放課後保育っていう観点で、まず考えたわけです。まあ

夏休み期間、1ヶ月ずっとですね、それを預かるというような事が、たくさんそんな事まで、あまり想定をしてなかったように、私は、思います。基本的には、子ども達が生まれ、学校、小学校低学年ですと3時か4時に、そこから2時間、3時間の保育を行うと、預かるという事が、1つその一番大事必要だろうという事でしたわけです。実際やってみますと、その夏休みとか、そういう間は、非常にたくさんで一般的平日休以外の時にはですね、休日以外、まあ平日におきましては、非常にまあ少なくって、マリア幼稚園自体も実際困られたわけですね、予定してて、その毎日職員を配置するという形にしてたのがですね、非常に人数が少なくなっちゃったと。その辺もね、やはり預けられる方の要望というのは、毎日の事じゃなくって、その長期間の時の人が非常に多いのかなと、そういう形の預かり制度、そういう形で、学童保育を実施しなければ、要望に答えられないのかなというふうに思いがあります。それだったら、それで、その期間中の体制っていうものを、マリア幼稚園の、まず今の段階では、マリア幼稚園にお願いするんであれば、マリア幼稚園にお願いしていかないと、普段からその職員を配置したりという経費が非常に掛かってくるという事になりますのでね、休み中だけにまたそれだけの職員を配置しなきゃいけないという形になります。そういう問題があるという事は、ご認識いただきたいと思います。そういう中で、確かにそれを時間単位でね、計算してしまうと、丸々1日という事になりますと月3万というような事になりますのでね、それについては、実態をきちっと把握して軽減を図っていくようにね、これは、やっぱり考えていかなきゃいけないだろうというふうに思っています。ですから、現在において母子家庭等においては、普通よりか補助率も高くしておりますし、限度額も高くしておりますけどね、まあ近隣の所、常識的な、やっぱり保育料でできるように、それは、調整もしていかなきゃいけない課題だろうと思います。ただ、これは、1つマリア幼稚園との、そういう受託委託の仕方ね、それにも、やっぱりちょっと、当然考えて行くいうんか、協議が必要かなというふうにも思ってますけども。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） じゃあ、あの、もう少し具体的にお願いしたいんですけれども、近々その新年度の学童保育について、説明会が持たれるのではないかと聞いているんですけれども、私は、その席でね、もう料金の事についても説明をできなければいけないというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。説明会やりますか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） まあ、私も、ちょっと今、説明会をどういう日程で予定しているのか、私は、今分かりません。今日は、担当課長が欠席しておりますから、当然新年度に向けてですね、またそういう説明会も必要でしょう。入学者に対してもまた新たに学童保育が必要だという人も出てくるかもしれませんし、ですからその説明会については、当然すべき事はやっていきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 最後、ちょっと分からなかった。説明会の時に料金を、今手紙を読んだ中では、1時間当たりの、その料金を利用した時間掛けていかなければならないんだなというふうな、その説明のプリントについて書かれていた訳ですけども。今要求している夏休みですね、常識的な、その利用料金というのを、どの辺りに設定して、それを夏休みはこれぐらいになりますというような事が、きちっと説明できるように準備できますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今そういう私が、そういうお話をさしていただいている中で、これは先程言いましたようにマリア幼稚園とも協議をしなきゃいけませんし、課内でも、きちっと色々協議をさせていただきます。その説明会をね、何時するかという事になりますけれども、当然説明会の中におきましては、利用者に対しては、利用負担について、これも必要な事ですから、できるだけそれをまとめて整理して行きたいと思っておりますけれどもね、ただ、まあその夏休みの期間だけという預かりがあるかどうか、まあその何人ぐらいあるか、こういう事も含めてね、やっぱりある程度、こう調査をしないと、その受けていただく方の経費というようなものも、中々きちっと出てこない分もあります。ですから、まあその段階までに、全ての事がキチット話ができるかどうか分かりませんが、できるだけ、利用者に対して利用していただきやすいような制度というものについては、考えていきます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 長期の休業中ですね、昨年夏休みが終わって9月がたっと利用者が減ったという実態から、私もマリア幼稚園の方に行って、色々ご意見も聞かせていただいたんですけども、今のやり方であれば、それも仕方がないというのがね、近くの子どもしか行けないというのが、通常の放課後利用というのが、例えば三日月の小学校に行っている子どもが、放課後利用できるといって送迎を、仕事の休みを取ってするわけにはいきませんからね、そういった事では、まず今の形では無理なんです。夏休み春休み冬休みとか朝から夕方までね、親が仕事に出かけている間に、子ども1人になってしまうと、小学校の低学年の子どもが1人になってしまう、それを何とか解決しようというのがね、やっぱり、これの大きなポイントであると思うし、そして親は、それを願っているわけですから、その点で是非マリア幼稚園の方も長期休暇の時だけっていうのが、困るといような返事はされておりませんでした。まあ、そういうような事情だからという事でね、だから全小学校にそれができれば、こういう問題も解決されるんですけども、今の時点では、やっぱりやれるところから安心できる環境を作りたいという事が、強い願いなんです、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、そういう事でマリア幼稚園の、この学童保育を始めております。ただ、昨年ですね、夏休み期間中も今の制度の中で実施して、たくさんの方が利用した、それが夏休みが終わると非常に利用者が少なくなってしまったと。夏休み入る前には、実施しているんですよね、からやってるんですよね。その辺がね、料金が高いから全ての方がですよ、確かに料金で、高い、その負担が中々困難だという人もいらっしゃるし、今のお手紙も聞きましたけども、去年の例から見るとね、去年は、この形で実施したという事は事実なんですね。ですから実態として確かに1日というのは、非常に長いね、夏休み期間中春休み期間中、こういう期間、ところも考えてこの制度はつくっていかなきゃいけないなというふうには思っています。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、具体的にできるだけ早く、その料金問題も解決していただいて説明を聞いた時点では、その保護者がハッキリね、理解できるような形に早急に整えてください。次は、3点目の病後児保育の実施を求めている質問なんですけども、これは、検討課題という事で国の制度の方とも併せながら考えられるという事ですが、これにつきましても、やはり地元の医師会の方の協力もいただかなければならないと思いますので、町長の答弁の中には、以前医師会から申し入れがあったというお言葉もありましたけれども、そのこれについて協議をしていただけますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 医師会から申し入れがあったというのは、この病院経営の中で運営の中で、こういうその職員のね、特に看護師さん達の働く環境の中で、保育園、保育所に病後保育、病後のこういうものをつくって欲しいという、そういう1つは、申し入れです。ただ実施するに当たりましてはね、確かにこれ医師、看護師、医師の、そういう連携が必要なんですね。ですから、まあ病院にも、看護師の為の託児所みたいな形ができてありますよね。まあ、ある意味では、そういう所でこちらから委託してお願いするという方法も、私はあるのではないかなという事も思っています。ですから、そういう事については、まあ医師会の先生方、病院経営まあ3病院ありますし、基本的、佐用中央病院、公立病院そういう先生方等もね、やり方については、色々と話してみたいなと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、私も今町長が言われたようにですね、佐用町大きな病院が2つあって、それぞれに託児所がありますから、そういう意味では、このスペースをつくっていただきやすいんじゃないかなという事で、考えています。先進、この病児、病後児保育の先進と言われている福岡も市内に7箇所の病児、病後児保育を持っているんですけれども、ここも医院、病院に市が委託しまして7箇所で年間5,000万円という経費を使っ

ておりますけれども、院内にそのスペースを作っているケースです。で、こういう所を研究しながら医師会と相談して進めて行っていただきたい。町長がその姿勢を示していただきましたので、これは、終わります。それから4点目ですけれども、この希望するところで、デイサービスが受けられないという問題なんです、今旧佐用町からですね、大原の施設を利用されている方が石井とか江川であります。で、これは、平福のセンターが一杯という状況になっているので、そういう事が出ておりますし、それからご夫婦でこれも平福のセンターが使えないという事なので、南光のセンターひまわりに行くという契約をされまして、そして行かれたんですけれども、やっぱり合併しましても、長年住んでいる、その余所の町ちう感じがあってですね、馴染めなくてそれでご夫婦とも、今在宅の状態ですね、それで息子さんのご夫婦が交代で介護休暇を取りながら、しのいでいるという状況があります。ここで馴染んだ地域でですね、デイサービスが受けられるような、そういった整備を求められておりますので、その点、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） まあ、そういうふうな事を、ドンドン言われますとですね、その、何処に、地域地域で、そこに合ったものに、またつくり全体として佐用町としてですね、たくさんの施設をつくっていかねばなりませんね。それにもたくさんお金がかかるわけです。やはり、まあ、どうしても馴染めない部分があるかもしれませんけども、これは、ケアマネージャー、又その社会福祉協議会に委託しておりますので、それぞれ担当の看護師なり良く相談いただいてですね、実際に他の人に変わってもらうとか、それは調整をしていかないと、全体としては、今お話も答弁させていただきましたように、佐用町に5箇所のデイサービスがあって、それだけの今能力を持ってですね、今職員も配置して、まあデイサービスを行っていただいているわけですから、ですから、まあ南光のデイサービスにしても上月のデイサービスにしてもね、何処へ行っても同じ佐用町のデイサービスとして佐用町民なんです、それは、そういうふうに馴染んでいただくというんか、考えていただかないと、平福が希望があって、平福、ほなら、あの施設を、今大きくすると言ったって、そう簡単にできる事ではありませんしね、そういう事は、議員としても、充分考えていただきたいと思うんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、合併したら1つの町と自分の町と言うのは、まだ当分意識的には、そういうふうになっていかないんじゃないかなというふうに思います。で、やっぱり、希望される所で受け入れができるような形というのを考えていかないといけないというふうに思います。で、そこでですね、厚生労働省は27日に介護が必要になる前の高齢者を対象にした介護予防事業について、判定基準を緩和する。これを4月から行うとしております。で、あの昨年の介護保険の改悪の時に、介護が必要になる前の特定高齢者というのをですね、当初65歳以上の5パーセント程度が対象になると見込んでいたけれども、実際は、対象となった人が僅か0.44パーセントで、実際にそういったサービス等にですね、参加して行った人は、0.14パーセントに留まっているという、こういう結果が出

ているんですけれども本町の場合は、どういう事になっていますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 担当者に。

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（達見一夫君） ええっとお答えいたします。今議員がおっしゃった、国の事なんですけども、上月町としましては、

〔吉井君「上月町って、どこ」と呼ぶ〕

健康課長（達見一夫君） ああ、すみません。佐用町としましては、特定高齢者2パーセント、100人ちょっとという事で、全国平均よりかなり上回っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） そういう中で、上回っていると把握が上回っているという事なんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） ええ、当然把握の方も上回っておりますし、実際特定高齢者に対しての事業もやっております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） その特定高齢者のデイサービスと、デイサービスもありますよね。メニューの中には。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 申し訳ありません。特定高齢者につきましては、認定を受ける前、そのまま放っておいたら要支援、要介護状態になる人ですので、特定高齢者については、デイサービスはありません。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） ああ、まあ、そういう事ですね、ええっと、佐用の場合は、国のレベルよりも多いと、上回っている。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 上回っているというのは、実態把握、把握者の数も上回っておりますし、それから実際に特定高齢者に対する色々な教室ですね、そういう事業も国の平均よりも上回っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか、

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まあ、こういった、色々な特定高齢者に対する教室とか、そういったものも、開いて行く会場の問題もあるだろうし、色々な事考えると今の施設と人員で中々大変なんじゃないかなと思うんですけども、やっぱり私が言いたいのは、その住みなれた地域でね、介護のサービスが受けられるような、そういった整備をやっていていただきたいという事なんですけれども、そんな希望はないですか。課長。

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（達見一夫君） はい、ええっと今のところ、その特定高齢者に対する、色々なその予防的な支援事業につきましては、運動機教室としては、運動機等があります旧三日月の健康の里。それから運動機なしの教室については、上月保健センター。それから口腔機能につきましては、歯科保健センターというふうに、色々な場所を使ってやっておりますので、施設的には、現佐用町の施設で特定高齢者等に対する事業はまかなえると認識しております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、またデイサービスに戻りますけれども、やっぱり包括支援センターという事になりましてね、その中々実際に、その要介護、支援や介護をね、必要とする方に直接面接したりする、そのケアマネージャーの思いとかね、そういうのが少し、直接伝わりにくいんじゃないかなというのがね、やっぱり佐用で聞きますと地元で利用したいという声がありました。私が電話でお尋ねしたんですけども、佐用の場合は、施設がね、5箇所あって満杯になっていない所もあるので、未だ余裕があるんだという事が、健康課のご答弁だったんですけども、やっぱり地域性もあるし佐用は、利用が多いですからね、利用者が多いからね、そういう所で希望する所に受けてほしいという、そういう願いは、やっぱりね、耳を傾けていただきたい。余裕があるというふうに、見るのはいかがなかなと思いますか、どうですか。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） また、同じ質問なんですけども、佐用の中ですね、そういう佐用地域というのが、そりゃ人口も多いし、まあ、その希望者、利用者も多いんかもしれませんが、だから、そういうね、気持ちというのは、やっぱり組み入れて当然このケアマネージャーも、そういう相談を受けて、できるだけそういう措置をしたらいいと思うんですけども、しかし、それができない、そのやはり利用状況で一杯になってですね、なれば、それは、又他の施設もたくさん、同じように、ちゃんと、そういうデイサービスを行っているわけですから、その遠くへ行くんじゃないかって、同じ佐用町内で、遠い所でも10分か15分余分に走れば、そういう施設は十分に利用できる、そういう非常に、言えば狭い地域の中での施設ですから、姫路とか赤穂とか相生とかというこの施設を利用してくださいと言ってるわけではないんでね、それは、もっとお互い利用についても、協力していかないといけないんじゃないかと思います。理解もしていただかないといけません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、あと2分です。はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） えっと、最後の質問にしたいと思います。5点目なんですけれども、ここで、さっきの答弁の中では、県の進めている事業が、その佐用町で効果を表すかどうか、効果的かどうかという、そういう事も言われたんですけども、課長どういう、この倒木の処理とその里山整備というのを、どうリンクさせて行かれるのか、お答えください。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。後、20秒程しか、もうありませんから。

農林振興課長（大久保八郎君） 風倒木とですね、里山整備とはね、ちょっとかけ離れて考えていただいたらというふうに思います。風倒木は、あくまで災害がいった場所の農林事業になるわけなんですけども18年度から緑税等で里山防災整備そういった事業がありますので、今後、こういった事業をですね、

〔吉井君「一緒にはできないと」呼ぶ〕

農林振興課長（大久保八郎君） 一緒にはできません。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君の発言は終わりました。
続いて、13番、岡本安夫君の質問を許可いたします。

〔13番 岡本安夫君 登壇〕

13番（岡本安夫君） 13番岡本安夫です。

私は、この度3件の質問をいたします。まず1件目は、地域づくり協議会の次の展開についてであります。これまでも協働のまちづくりについての質問は、何名もの議員がされました。しかも、今年の広報の1月号に動き始めた地域づくり協議会と大きな見出しで記事が掲載されました。そこからは、自分達の地域のことは、自分達で考え実践しよう

いう意気込みが伺えました。また活動内容や方針は安心安全、地域のふれあい、健康福祉、スポーツ、文化、環境など広範かつ多様でした。したがって町民の方にとって、この協議会の活動は、本当に身近なものであり活動しだいで地域の発展にも大きく関係していくものと思われます。そこで、これからの展開について伺います。

(1)19年度の活動では、何を推進されますか。

(2)広報2月号にもありましたが、地域まちづくり計画の策定とあるのは、協議会毎なのか、あるいは旧町単位での範囲か又行政サイドで作られるのか、その時期はいつ頃かであります。

(3)限界集落の問題も出てきていますが、今回も2名の方が質問されましたが、将来は、地域づくり協議会が集落の役割に変わっていくものなのかであります。

2件目は、奥海のオートキャンプ場についてであります。昨年より休業しておりますが、施設の管理はどうされているか、再開に向けての協議は、今後のことは何か検討されておりますか。3件目は、佐用町防災マップについてであります。昨年配布された防災マップについてであります。昨年配布された防災マップには、避難場所や危険箇所が示されています。ただ単に「ここは危険ですよ」「どこそこに避難しなさい」だけでは情けない。危険箇所とされた所の防災工事対策は、集落で要望があれば対応されるのか、また町として計画的に取り組まれるのか、以上、よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えさせていただきます。まず、最初に地域づくり協議会の今後の展開について、平成19年度では、何を推進するかというご質問であります。地域づくり協議会につきましては、ご承知のとおり今年の7月に全て13の協議会が発足をいたしました。地域の自治活動は当然のことながら、地域づくり協議会の意義や役割が広く地域住民の皆さんに理解され十分に浸透しているとは、まだまだいいがたい状況にあるというふうに思います。現在協議会毎に、役員さんを中心に地域を少しでも良くするために、何をしたら良いのか、何ができるかなど、それぞれの地域が手探りの状態で様々な課題について話し合や交流活動が活発に行われているところでございます。これらの地道な活動を積み重ねながら地域住民・地域自治・地域自治の大切さを地域の皆さん一人でも多くの方々に理解していただき協議会活動への参画を願っているところでございます。この為平成19年度からは、それぞれの協議会毎でスピードは違うと思いますが、平成18年度に協議された活動計画に基づいた実践活動と地域づくり協議会の意義や役割を更に理解していただくために、各地域の将来ビジョンとなる「地域づくり計画」に向けての話し合いを行っていただきたいと考えております。そして、その「地域づくり計画」についてでございますが、それぞれの地域がこんな地域になりたい。こんな地域を目指したい。と言う地域の将来ビジョンを住民さん自ら取り組める内容を中心に、地域づくり協議会毎に作成をしていただくものでございます。策定の手法につきましては、研修会を開催し学んでいただき自主的に策定していただくよう進めております。作成の期間については、協議会毎に異なると思われますが、それぞれの地域での課題の抽出や地域住民の合意形成に向けた話し合いなどを考えますと2、3年かかるのではないかというふうに長ければ、そういうふうにかかるというふうにも思われます。次に、限界集落の問題が出ていますが、将来は地域づくり協議会が集落にとってかわるものになっていくのかというご質問ですが、まず集落自治が基本にあることが前提でありまして、地

域づくり協議会は、概ね小学校区を単位とした、より広い地域の自治活動を実践していただくための組織であろうというふうに思います。次に、奥海キャンプ場の件についてでございますが、奥海滝谷オートキャンプ村は平成9年より「ひなくらリフレッシュビレッジ振興協会奥海支部」に運営管理をお願いし、以来多くの方々にご利用をいただいております。しかしながら昨今はキャンパーのニーズの多様化により、管理体制や敷地面積の狭いこと、また施設のより充実した他地域でのオートキャンプ場の開設等々の影響によりまして年々利用客が減少し、加えて奥海支部員の高齢化等によりまして、直接的な管理運営が困難として町に返還申し出を受け18年度から止むなく運営を休止致しているところであります。休止中の管理につきましては、危険防止のため場内への進入防止網の設置、場内の草刈り、通路・池の清掃管理、管理棟の点検等を町において管理保全している現状でございます。キャンプ場としての再開については、キャンパーのニーズを満たすサイトの拡充、施設設備の充実等が必要ではないかと考えますが、敷地面積においてもこれ以上の拡充が望めない状況でもあり、また設備を充実するには多くの経費を要することとなります。このような、色んな諸条件を勘案しますと、奥海のオートキャンプ場にこれまで以上の設備投資をして運営を再開することには非常に問題があるように思います。そこで、この施設を活用していくために経営意欲のある人に、経営意欲のある人を公募するとか、用途変更や他の利活用も視野に入れながら地域活性化のために、現在検討中でありますので、もう暫くお時間をいただきたいというふうに思っております。次に、防災マップに関する件であります。敏森議員からのご質問にもお答えしましたように、防災マップは、浸水想定区域や危険箇所を住民の方に正しく認識をしていただき、日頃から防災に対する意識を高めていただくためのものであります。危険箇所の防災対策工事等につきましては、集落からの要望もありますが、危険度合いなどを県とも十分協議をしながら対応してまいりたいというふうに思います。

以上、簡単ですが、岡本議員からの質問に対する、この場での答弁といたします。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

13番（岡本安夫君） それでは、ここから質問させていただきます。

地域づくり協議会についてなんですけども、今やはり、それぞれの協議会についてですね、まだ充分、役員から下には下りてないと言う認識ですね。確かにそうだろうと思います。実際、自分の集落でもあれなんですけど、例えば旧佐用町の場合は、そのいわゆる公民館の分館活動の延長という事で18年度しました。まあ、そういう事で、いよいよどうなっていくんだろうという話は、まだ下に下りてません。まあ、そういう事で、確かにそうなんですけども、結局、今後のいわゆる協働のまちづくりにおいて、地域づくり会の存在というのは、かなり大きいものだという事は、まあ、それぞれ役員さん当たりは認識されると思うです。これから自分達でやっていかなきゃいけないという事なんですけども、そういう中でですね、そのいわゆる、そのそれぞれの地域づくり協議会に、色んなこう活動に差があるというのは、それはまあ、止むを得ないという事なんです。それは、自分達で考えて行くんだから、その、やはりその行政サイドから色々プッシュしないで、やはり、ジックリこう待って、この成熟を待っていくという、そういう感じでいくんですかね。今後も。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あ、そういう、その地域の自主的な活動が基本になるわけですが、そうは言っても、じゃあ、それが成熟を何もしないですね、町としても、じっと待っているという事ではございません。ただ、その辺が難しいところで、これだけの事を絵を書いて、これだけの事をきちっとこれだけやっってくださいというようなね、型にはめた形では、これはやっぱし、本来の地域づくり協議会を目指している方向にはならない。行政主導という形に全てなってしまうと思う。ただ、行政と言うんですか、役場としての責任としてですね、やはり、地域と一緒に活動していただくような機会をつくり又そういう活動をしていただくように持って行く、そういう状況をつくりだすというね、その責任はあると思うんですね。ですから、当然今も、各支所そして担当課においてですね、各地域づくり会毎の担当職員を置いて、その担当職員がその事務局も兼ねながらですね、一緒に色々な課題、まあ相談して、取り組んでいるわけです。ですから、そういう中で、私も地域づくり協議会が広がって、この町域の中でですね、やはり中々町全体の事が分かりにくいという部分があるわけです。その為にもですね、幅広いまあ、その役員という事になりますけど、それでも、通常の団体よりかは、たくさんの、その地域の色々な幅広い方々が集まっている協議会ですから、まずそこで、町としての、色々な状況、思い、今考えていただきたい事また地域のやっぱし要望、地域の課題というものを聞かせていただいたり、言わしていただいたりという事ですね、そういう活動をする事によって、地域づくり協議会の意義というものをね、段々と高めていきながら地域づくり協議会が、最終的には、自主的に運営ができるようになればというふうに思うわけですが、しかし、先程言いましたように、一遍にね、そこまではいかないという中で、やはり、町としての、そういう基本的な部分においての支援というのは、当然必要だというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） それでですね、いわゆるまちづくり計画。あっ、地域づくり計画ですね、それができてからが、まあ本格的に動くという考え方でいいんですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 実際、地域というのは、もう既に色々な活動しているわけです。で、少なくとも小学校区単位という事しておりますけども、その単位、区域というのは、一番ある意味では、運動会したり、地域での繋がりも非常に強い、活動も色々な活動がされている区域ですから、新たに地域づくり協議会を、形の上では設置したと言っても以前から、そういう、取り組みなり、色々な活動があるわけですから、当然そういうものを継続、やりながらこの計画をつくっていくという作業です。ですから、その計画ができてから、色々な事をやるんですというので、その計画の中にね、新たな取り組みが入ってくれば、それが新たな、またその地域の活動になっていくんですけども、その計画をつくる過程というのもね、非常にまあ大事なんで、計画をつくる過程において、色々な人が一緒に色々な意見を出したり、また、それによって、色々な地域の繋がりというものがね、改めて強くなったりという事を含めて、この計画を作っていくという事です。そういう中で通常の今までやって来た、色々な活動というものは、できるだけ、それを絶えないようにですね、継続して行くように、していただければいいんじゃないかと思えます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） そこですね、その、いわゆる地域づくり、まちづくり計画の策定というのは、いわゆるその行革プランの中に入ってあったわけですね。その中に。という事は、やっぱり、その地域づくり協議会の活動自体が、いわゆるその財政面から見ても、それが充実するという事は、やっぱり行政コストの削減にもつながると、そういうような考え方なんですか。それとも全然違う意思でやっておられるんですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい。あの行革プランと言うて、その、と言うのは、やっぱり、これまちづくりの一環としてね、当然一番柱として捉えている話なんで、総合計画としては、当然、その中に位置付けしてですね、将来計画、総合計画の中でそれを反映させていくというふうにね、位置付けをしているわけです。ただ、まあ少なくとも、今の町の財政状況、今後将来考えた時にね、やはり地域で、要するにできる事は、地域で、もう皆と一緒に助け合って協力してやっていただく事によって、全体の行政コストも下げて行くという取り組みも、これもやっぱり必要な事は、絶対、課題です。必要です。だから、ただ、まあ、その、じゃあ、行政経費を削減する為だけに地域づくり協議会をやってくださいという話ではないんですね。はい。だから、そのこのところは、当然、地域が住み良い、自分達の町、地域として、これ、あの、地域の皆さん、自らが考えることによって、その事が、やっぱり地域の発展につながるという事を目指しているわけですから、それに対して、町としても、必要な経費、その、そりゃ、財政が許される中でのね、支援をしていこうと、活動については、合併基金をですね、1つの財源として、そういう活動にも、当面財源をしっかり持って支援をしていこうというわけですから。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） それですね、その、今は、かなり、こういう事について、戸惑っている方も多いわけなんです。と申しますのは、そのいわゆる、そのセンター長あるいは、その総代さん自治会長さんですか、その辺りは、かなり、ちょっと、今までと違った仕事をするという事、勝手が違うというような事でね、それから又まちづくり計画をつくるという事について、何か、もの凄い、こう、プレッシャーみたいなん、感じておられるんですけどね。それとか、あるいは、その、それぞれの担当職員なんかも、どうなんでしょうかね、やはり、その早く作り上げなきゃいけないとか、余所よりいい計画作ろうなんていう事で、そのいわゆるまあ、いい意味での競争いうんですか、そういうのは、あってもいいと思うんですけども、その辺りの事で、どっちかと言えば、その、こういう計画を早く立てて、早くやった者程特言うんですか、その色んなまあ、行政の支援も受けられると、助成とか、そういうような事はないのかな。これは。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、まあ、そういう今、センター長とかですね、それぞれの地域で、活動にお世話いただく役員の皆さん、戸惑いもあるという事なんですけども、これは、考え方で、まあ、色々難しく考えていけばね、まあ、なんと、本当に、こう、難しければ難しい程、難しくなっています。そのただ簡単に考えれば簡単な、別に新しい事をやろうという事ではない。そこら辺りをね、やはり、やり、そういう、まだスタートして、1年経っていないわけで、これから実際活動しながら柔軟に考えていっていただければというね、そういうスタンスですね、ですから、あまり先程言いましたように、いつまでという、絶対しなきゃいけないという課題でもないし、まあ早くできる所、ただその内容によっても色々違うと思うんです。ただ、町としては、それを、ある程度全体の中でまとめていく、その当然、その機会もつくってますしね、そういう段階もつくっているわけです。ですから、その地域は、自主的に地域として活動をしていただきながら、その地域づくり協議会がまた旧町毎の、連絡協議会もあって、そして新町全体の、この協議会があるわけですね。まあ、そういう中で、捉えていきますので、最終的に各町に不公平感とかね、それからアンバランスが出るような事にはならない。その辺はちゃんと調整していかなければならない事だと思っています。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） それでですね、あの、そうですね、まあ、限界集落の問題、2名の議員が石黒議員と石堂議員がされたので、まあ、もう答えはまあ大方出ておるんですけども、町長の答弁でもありましたように、いわゆるその集落というのが、あくまでも基本だという事をおっしゃってます。まあそのとおりだと思います。あの、石堂議員からもおっしゃったように、島根大学の作野先生ですか、あの方の講演私も2回程聞いたんですけども、そのその中でおっしゃってたのは、たった一人になっても集落なんだと、機能の云々の活動は別として、集落の尊厳いうんですか、それは、やっぱり大事にしてもらいたいという事は、もうおっしゃってました。その確かに、集落の活動としてはできないんですけども、やはり、長年こう何時の間にか、どういう形でできたんか、私も歴史は知りませんが、やはり、その集落の尊厳というのは、大事にしてやって欲しいという事をおっしゃってましたので、まあ町長の姿勢で考えていただいたらなと思います。まあ、その地元の話であれなんですけれども、石井には、特にその水根、若州という、本当にこう、少数で、中でも頑張っておられる所あります。早速本当にこう、いつ自分達の集落にしてもですね、10年先考えた場合、本当にこう、いつあなるかという事も、実際には心配なんです。やはり、その先般、石堂議員がおっしゃったように、本間に本当にこう、自分達の将来を考える機会というのを、本当に、あの島根大学の先生というのは、本当にいい話をされたなと思います。また、そういう事のきっかけづくりにも、例えば地域づくり協議会辺りにですね、出てい出えていただいて、そういう講演でももっていただけたらなと思います。それとですね、やっぱり今後の協議会づくり、まだじっくり浸透させていく、これからまあ、一人一人浸透させている時期だという事なんで、その少なくとも、そのまちづくり、地域づくり計画がですね、その計画をつくるのが、目的にだけはならないように、してもらえたらなと思います。えー、奥海のキャンプ場については、私も現況を良く分か

っている者にとって、これをどうせい、こうせいという、無理な事は、実際言えないんです。その中で、やはり折角つくったものをどうするかという事で、そのもう1回なんとかしてくれいという話は、やっぱり無理かな。これは。その部落の人に考え直してもらえたらなというふうなの。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ちょっと、申し訳ないんですけども、限界集落とか、そういう話を答弁していいですか。

13 番（岡本安夫君） ああ、ああ、ああ。

町長（庵逄典章君） もういい言われたら困るんですけども。

何度も言いますけども、これ大事な事なんで、その地域づくり協議会というのは、その地域毎にね、その皆が1集落の事じゃなくって、お互いにその周辺、集落の一緒に、まあ、色んな課題を考えていただくという事で、そこに、ほとんどの地域において、そういう限界集落と言われるようなね、1集落では、自治機能が発揮できないような問題を抱えた地域が多いわけです。で、それを1つね、一緒に考えて行くという事が、1つのそれこそ、地域の課題を考えていく大きなきっかけなり、なるんでないかと思っています。ですから、今、言われるように、そういう問題についてね、1つの集落というものを大事にしなきゃいけない。ただ、それを大事にすると言っても、今までの既に限界集落と言われる事は、もう10年も20年も前にね、もっと前にも、色んなたくさんあった集落がなくなった所もあります。ただそういう事は、既に起きてきながら、まあ、それぞれ地域が、今頑張っている訳なんで、これについては、そういう勉強会、各協議会等においてね、研修なんかにおいても、そういう話を是非色々さしていただきたいし、私も、こないだ作野先生なかの話も、これは、まあ、ああいう協議会の中で話していただいたら非常にいいなという思いもしましたのでね、そういう事も考えていきたいと思います。ただ、この限界集落の中でね、もう1つ皆さんから、今回たくさん色々質問をいただいた中で、佐用町の現状として、南光町はゼロというのがあるんですね。確かにあの南光町の地形、まあ、その大きな千種川の本流沿いにね、集落がずっと繋がっているんで、かなり、その、そこら行くと、そのあまり奥まったというんですかね、谷奥の集落がないというのも1つなんですけども、しかし、南光町は、以前に集落が、それこそ再編、統合されてるんですね。で、その、そういう自治のやり方で、全て1つの自治体で、行政の今してる、どこの集落も同じ事を全部やって下さいと言っても、無理だと思うんですよ。で、南光の事を、私も、合併後ね、色々地域に出て、見て聞いたり見たりしてますとね、まあ大きな集落として、一、多賀なら多賀という集落で、まああって、その中に、少集落が、昔は、そこが1つ1つの集落だったわけです。そこが一緒になって、まあ広い範囲、言えば広域的な課題については、1つの集落でやっておられるわけですね。だから、こういうあり方というのね、やっぱり当然これから各町、地域、他の地域においても考えていかないと、その事については、やっぱり自分達の集落を大事にする同時にね、やはり現状は、やはりお互い協力するという気持ちを皆さん持っていたかかないと、昔はこうだったから、自分とこだけはこうだという事を常にそのばっかしを言っていると、そういう事ができないんで、まあ、その辺、これからの大きな課題であり1つ南光町の場合は、そういう事もあって、各集落今現在の集落の大きさというものが、割合平均化されてきていると。その辺は、1つの例見本ではないかなというふうに、考えております。まあ、そういう事で、後、奥海のキャ

ンブ場です。まあ、その非常に環境も自然も豊かな所で特色あるいうんか、いいものを持った、その施設であるというふうに思っています。ただまあ経営をね、これをしていただく、一番問題は、私はまあ、ここにもキャンパーのニーズが、かなり違って来たとは言ってますけども、それよりかは、やはり運用して行く上で、今までやって来ていただいた人が中々その高齢化になって、それをやっていただけないというのが、一番大きな、私は、問題だと思っています。ですから、そういう地元の、地域の人ができないのを、無理にして下さいというわけにはいかないわけですけども、キャンプ場そのものは、私は、工夫する事によって、そういう意欲を持ってね、あるいは、やっていこうという人があれば、それが個人であれですね、ある程度のグループ、団体であっても、おもしろいと言えばあれですけども、非常にまあ、特色を持ったそのキャンプ場としてやっていける可能性は、私はあるというふうに思っていますので、あのキャンプ場をもっとね、こう宣伝して言うんですか、そういう経営を考えていこうという人を、公募して探して、やっていく事が、まず考える、一番いいんじゃないかなと思います。ただ、まあ、そういう形でも、中々できないという事になれば、野外ああいう研修施設として、子ども達の活用、教育上の活用ができないとかですね、他の活用方法も考えなきゃいけないと思いますけども、今のところ、できるだけ、そういう方向で取り組んでみたいなというふうに思っています。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） まあ、そういう事をお願いしたいなと思います。

まあ、防災マップについて昨日ですね、敏森議員からの質問にもあったんですけども、最初のご答弁にもあったように、いわゆる日頃から危険の認識させる為のものなんだという事なんで、それは、それでいいんですけども、後なんですけど、その去年ぐらいだったかな、県の方で何か、危険箇所の調査とか、そういうのをされたと思うんですけども、その結果の公表ですね、それ何時頃になるんですかね。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） はい、この事につきましては、平成 17 年度の後期だったと思います。向こう 5 年間にかけてですね、佐用町に概ね想定されておる危険箇所が、約 900 箇所ぐらいあります。その中で私が答えているというのは、土木サイドでございまして、まあ、砂防とかいわゆる急傾の関係いわゆる土石流のですね、危険箇所、1,000 弱あって、900、900 と言われておるんですけども、それお向こう 5 年間、旧町単位で特に 17 年度から佐用町ですね、旧佐用町から調査を始めております。それを折角の資料でして、これについては、当然、今議員もご指摘のように、平素からの心構えですね、それから、当然危険であるというお知らせをしますから、有事の時にはですね、こういった経路で非難しなさいとか非難箇所はこうですよというような事を、防災計画の中で、リンクさせてそれを資料としてお使いいただいて、住民課の方ですかね、その計画に役立てていくというふうな運びになっております。それで、私所が指導権握っているという事は、私所いう内が、土木が、当然、あの、こんなに多ございますので、一箇所について、事業化からです、完成まで大体砂防も急傾も 4 年ないし 5 年ぐらい掛かります。スムーズに行って。それと非常に莫大な費用が掛かりますので、さっき言ったような数多くの中で、できるのが数件やと。具体的に言いますと、砂防については、過去今までに 400 箇所程危険箇所があって、40

件。それから急傾については、550 前後あって、10 件ばかりしか手がついてないというような事でございますので、まずは、何処何処の集落で、こういう危険箇所がありますよという事を認知をしていただいて体制を整えていくという事でございます。その資料とするという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

13 番（岡本安夫君） その体制を整えるというのは、その集落の方からここは危ないんだなという事を言ってもろて、何とかしてくれいという、そういうあれを整えると言う事なんですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 先程言いました、900 箇所程の危険、土石流の危険箇所があるというのは、県が事前に平成 12 年頃だったと思います。概ねの佐用郡の場所の危険箇所、まあ、自分達で歩いているわけですね、それを今度、机上だけで押さえておったのを、基礎調査言いまして机上プラス現場も歩くと。その部分で集落の方々にご迷惑かけますけど、入りますよというふうな事前のね、お願いをして歩いた結果を先程も言いましたように、防災計画の中に役立てようとする調査でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

建設課長（野村正明君） 土木が主導でございます。

13 番（岡本安夫君） で、それが、旧佐用町からやり始めたという事で、じゃあ、全町終わるのはどれぐらいになるのかな。

議長（西岡 正君） はい、先程言いましたように、あの 5 年計画でやっております。

13 番（岡本安夫君） それができから、また改めて、その、また周知するという事なんですね、防災計画では、こういう事になってますよという事で。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 地域防災計画の中にリンクさせて連携しながら、その手法を活かしていくという事でございます。

13 番（岡本安夫君） まあ、そうされてですね、結局、いよいよじゃあ危ない所、本間に優先順位という言い方おかしいかもしれませんがね、その緊急性を要するというような所からピックアップして、色んなこう、いわゆる土木的な工事にかかっていくという事なんで、それは県の方が主導権をもってやっていくということなんですか。それとも、その

地元の要請でとにかく、ここ指定されとうさかい、うち、早うやってくれと、いうようなところからやっていくのか、その辺、ちょっと、いいにくい、答えにくいかもしれませんが。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 事業採択にあたりましては、当然先程もいいましたように、年数なり莫大な費用がかかりますので、当然それだけの投資効果いうんですかね、そういったことも加味されると思います。ということは、同じ土石流の危険箇所であっても、例えば、その下にね、申し訳ないんですけども、その住家がいくら程あるとか、そういったものも大きな要素になると思いますし、それと砂防も9件もですね、いわゆる指定の網をかぶせる訳ですよ。なんらかの規制がかかる訳です。それと砂防については、用地の提供をいただかねばならない。というふうな問題もありますし、急傾は全くその無償で未来永劫、無償借地さしていただくと。そういったような、地元のね、応援体制いうんですか。その地元の同意ですね。そういったことも大きく加味されると思います。だけど一番大きな要素はやはりその、土木なりが現場を見て、やはりその危険度の増したところは、まず一番で、そのなかで地元の応援をいただくというのが、優先順位が上に上がっていくであろうと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

13 番（岡本安夫君） 結構です。ということは、本間に危険とか土木の方から先に言うてくれる訳ですね。ここどうですか、というようなことを。しつこいようですけど。

建設課長（野村正明君） いや、ですからそういう調査、今やってるんですけども、それを当然あの、地元へお返ししますからね、その結果を。その時点でやはり、我々の集落において、こういう危険箇所があると、だから皆でね、生命財産を守るためにね、立ち上がるというふうな運動が大きな要素にはなると思いますよ。ただ、事業採択については、色んな採択条件がありますよと。いう事もやはり、いよいよになったら土木は言いますからね。そういう兼ね合いというのは、色々難しいと思います。

〔岡本安君 挙手〕

13 番（岡本安夫君） はい、結構です。これで終わります。

議長（西岡 正君） ここでしばらく休憩をいたします。再開を 15 時 55 分。あの時計で午後 3 時 55 分まで休憩いたします。

午後 0 3 時 3 7 分 休憩

午後 0 3 時 5 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。5 番、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

〔5 番 笹田鈴香君 登壇〕

5 番（笹田鈴香君） 5 番日本共産党の笹田鈴香でございます。

私はこれより 3 点の質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、町民の健康づくりについてお伺いします。1、南光歯科保健センターは、昭和 58 年に開所しました。施設の特徴は予防を重点とする事であり、全国的にも稀な施設運営をめざしてきました。それは、8020 運動が全国的に広まっている事でも証明されているのではないのでしょうか。2 月 13 日厚生常任委員会で同センターへ行き、診察をしてるところを見たり説明を聞き、その重要性を強く私は感じました。歯が丈夫である事は、健康にもつながります。さてそこでお尋ねします。

まちぐるみ健診で歯科検診がありますが、結果指導はどうなっていますか。

06 年度より佐用町全保育園でブラッシングを実施されていますが、内容と実施回数はどうなっていますか。又それに対する影響をどのようにお考えですか。

障害者、寝たきりの人などの歯の手入れは大変困難です。旧町毎の往診状況はどうなっていますか。

町ぐるみ健診の全受診者に対する歯科健診の受診率はどうなっていますか。

2 番、次に町内で休日に診察をしている小児科は 1 医院だけです。眼科については、西播磨では休日診療はありません。休日の緊急医療体制について、お尋ねします。この休日といいますと、一昨日の条例に出ております休日は、国民の祝日を言いますが、今日書いております、この休日は、一般に言う日曜日とか祝祭日のことです。それを、言っておきます。それで 1 番、このような深刻な事態をどう考えますか。今の体制に問題はありませんか。

現在、佐用消防署には、救急車は 2 台です。今の状態で完全に対応できますか。

高齢化が進む中で、救急車の必要性は益々高くなると考えられます。せめてもう 1 台、増車、購入を検討しませんか。

次、3 番目は、緑内障は我が国における失明原因の上位を占めています。40 歳以上の緑内障患者は推定 3.56 パーセントとされておりました。ところが緑内障であるにもかかわらず気づかないで過ごしている人が多いことが判明しています。最近の診断と治療の進歩は目覚しくなっていますが、現代医学を駆使しても失明からは救えません。又極めて難治性があることも事実です。早期発見早期治療のためにお伺いします。

まちぐるみ健診では、眼底検査はありますが、眼圧測定がありません。早期発見早期治療によって失明という危険性を少しでも減らすことができます。町ぐるみ健診に眼圧測定を導入できませんか。

2 点目は、西はりま天文台公園をもっと身近なものにするために、お伺いします。西はりま天文台公園では、観望会その他色んな取り組みをされていますが、その取り組みは大変素晴らしいものだと思います。この施設を、どう有効活用されるのか、お尋ねします。

2 メートルの望遠鏡が完成してから来園者が増えていると聞きますが、地元の来園者は、その割には少ないように思います。地元の把握はできていますか。町内の来園者の分析はされていますか。

地域の活性化としてはどのようにお考えですか。

地元の特産物は販売できませんか。もしできないのなら県に要望するべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。最後は、佐用駅の改善を求めて質問をいたします。佐用の玄関でもある佐用駅は列車のダイヤ、車両数など不満の声は大変多く、先日も階段がきつから佐用駅から乗れない。平福までタクシーで行って、平福から智頭線で佐用まで乗ってきて、特急に乗り換えて子供の所へ行くんですという人がありました。姫路の病院へ行く時は徳久までタクシーで行って姫新線に乗ります。折角いい駅なのにもっと乗りやす

い駅にして欲しいという方がありました。姫新線の高速化の問題も具体化しようとしているところですが、佐用駅の改善についてお尋ねします。

駅のバリアフリー化について見解をお尋ねします。

佐用駅については、私どもは何度も質問をしておりますが、特に平成 15 年の 9 月議会で吉井議員の質問に乗り降りは連絡をすれば、職員が手伝うという答弁がありました。そのように対応されていますか。今も変わらず実施されていますか。

駅の入り口も滑って大変危険だと言う事を取り上げ、滑り止めはされましたが、やはり雨降りなど滑って大変危険です。危険防止策に対しては、どのような見解を持たれているのでしょうか。お尋ねします。

以上、この場での質問はおわります。

議長（西岡 正君） それでは町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町民の健康づくりのためにということで、町ぐるみ健診で歯科健診の結果指導はどうなっているのかとのご質問でございます。歯科健診の結果につきましては、総合健診結果表、町ぐるみ健診結果表を同封して、受診者全員に通知をいたしております。又健診の結果で歯周病等の進んでいる方については、受診勧奨のハガキを送っていますが、これは、歯科センターへの受診勧奨ではなく、かかり付け歯科医院への受診をすすめる内容でございます。次に、佐用町全保育園で、ブラッシング指導を実施しているが、内容と実施回数ということでの回数又影響をどう考えるのかということですが、各保育園において年 4 回染め出し、ブラッシング指導、お話、紙芝居等を行っているので園児の虫歯予防はもとより保護者等においても歯への関心につながっているものと思っております。次に、障害者・寝たきり等の方への歯の手入れは困難である。旧町毎の往診状況はどうなっているかとのご質問でございますが、本年度現在までに 18 名の方の往診をしていますが、全員がこれは旧南光町の方であります。次に、町ぐるみ健診の全受診者に対する歯科健診の受診率がどうなっているかということですが、本年度の基本健診の受診者総数 3,520 人うち歯科健診の受診者は 1,232 人で受診率は 35 パーセントでございます。次に、休日の緊急医療体制についてのご質問ですが、平成 18 年 9 月議会での高木議員への答弁さしていただいたとおり、佐用町内の休日等の医療体制については、佐用郡医師会の協力により在宅当番医として全般的な診療で対応していただいておりますが、対応できない場合は、播磨病院群輪番制度により町外の病院で診療していただいております。尚眼科については姫路市内の眼科をお願いをしているのが現状ですが、今後とも地域医療確保対策西播磨圏域会議等において西播磨全体としての緊急医療体制が救急医療体制が整備されるように協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。次に、救急車 2 台で完全に対応できるのかとのご質問でございますが、救急出動は、昨年 779 件の出動となっております。この内転院搬送を中心に 199 件が管外搬送となっており、当然の間は救急車が 1 台となります。また 1 台出動中に、次の要請が重なる重複出動は約 80 回を数えておりますが、更に 3 件目が重なることが年に数回あります。これらの事案に対しては、多目的車に簡易担架を乗せて搬送するなど対応いたしているところがあります。また事案により応急協定に基づく他市町からの応援をいただくこともございます。次に、救急車の 1 台増車を検討しないかとのご質問ですが、救急車両を増車しようとすると、単に増車するだけにとどまらず運転員や救護員等において恒常的な職員配置も必要とな

ってまいります。先程述べましたように、同時間帯に3台目の救急車両が求められる事案は年に数回程度であり、そのような場合には、他の車両に応急処置器材を積載して業務を行っておりますので、現在の車両台数でこれからも対応して行きたいと考えております。また多目的車両等の更新時には、救急の事態も考慮した車両の配備を行っていきたいというふうに考えます。次に、町ぐるみ健診では眼底検査があるが眼圧測定がないとのご質問ですが、現在の町ぐるみ健診は、老人保健法に基づき脳卒中・心臓病・がんなどの生活習慣病の予防を目的とした基本健康審査を実施しているので、眼圧測定はありません。また町ぐるみ健診に眼圧測定を導入してはどうかとの話ですが、現在健診をお願いしている兵庫県厚生農業協同組合連合会には眼圧測定の機械を所有していないということや一人当たりの測定時間が長くかかること、また眼底検査結果で何らかの眼の疾患の疑いがあれば、精密検査として眼圧測定を受けていただければいいというふうに思っておりますので、今行っている町ぐるみ健診に眼圧測定まで入れる必要はないというふうに考えます。次に、西はりま天文台公園に関する件で、利用者の推移と地元の方々の利用に関するご質問からお答えいたします。なゆたの望遠鏡が供用開始されましたのは、平成16年11月でございました。その効果は宿泊者の伸びとなって現れました。例えば家族用ロッジの宿泊者数を見ますと平成14年度に3,061人、15年度に3,413人、16年度に4,251人、17年度には4,691人となっております。2メートルの望遠鏡で眺める天体の姿に期待が集まったものというふうに思われます。ところが昼間の入園者が増加しているかといいますと、残念ながらほぼ横ばい状態であります。概数ですが、平成14年度には8万8,000人、15年度に9万2,000人、16年度が9万人、17年度が8万9,000人というふうに横ばいあります。昼間に魅力のある天文台公園になるよう県とも協議をしながら対策を考えているところでございますが、何分にも財政難の折から十分な予算措置が期待できません。今後は職員が一丸となって創意工夫をこらした展示物の製作、事業の充実に取り組み魅力を増やしていこうというふうに考えております。また、地元の方々のご利用ですが、一般入園者につきましては、県が平成17年度に県下のCSR施設を対象に実施いたしました利用動向調査によって、その傾向をつかむことができます。来園者の住所は、県民局単位でまとめられておりますので、佐用町民の利用実態までは把握できませんが、佐用町を含む西播磨の利用者が29パーセントと最も多く続いて県外25パーセント、神戸市15パーセント、中播磨11パーセントとなっております。この数字を見ますと地元の利用が少ないと言われる割には高い数字ではないかというふうに分析できます。しかしながら天文台公園にデータがあります宿泊者を地域別で調べてみますと平成17年度の家族用ロッジでは、阪神間の宿泊者が32パーセントと最も高く続いて大阪府の24パーセント、兵庫、大阪を除く県外が17パーセントとなっており地元佐用町の方々の宿泊は1.5パーセントにすぎません。勿論地元ですからわざわざ泊まる必要もないというので、というご意見もあろうかと思えます。まあ中々評価が難しいところでございます。次に地域の活性化にどう結びつけるかということですが、やはり公開施設で世界一と言われる2メートルの、なゆた望遠鏡の存在を活かす事が必要であると思えます。宇宙というのは、この生命を含めた全ての存在そのものであります。真に心豊かな人づくりのために、宇宙は恰好の教材であります。この意味で、なゆた望遠鏡を持つ西はりま天文台公園があることを誇りに感じられる様な取り組みが必要だというふうに思えます。自然学校では、地元の小学生は、ほとんど利用しているわけですが、高齢者から幼児に至るまで色んな年齢層色んなレベルの方に、ふさわしい内容の事業展開を考えたいと思えます。同時に弁当を広げたり散歩をしたり花や木々に触れたりという、町民の憩いの場所としての整備も心がけていかなければならないと思えます。議員各位をはじめ、町民のみなさまに積極的にご利用いただいて、できれば具体的な提案をどんどんぶつけていただきたいと思います。またそういう場を今

後作っていく必要があるというふうにも考えます。まずは利用いただいて、天文台公園を活かす方法を職員、町民が一体となって考えていくことができれば、自ずと活性化への道も開かれていくのではないかとこのように考えます。次に、地元の特産物を販売できないかというご質問でございますが、現在は天文台北館の1階にミュージアムショップがありまして、そこで色々な天文グッズを販売しております。県の方針といたしましてショップは目的外の利用ということで直営は駄目ということでありまして、そのため任意団体の西はりま天文台公園友の会がショップを運営して、県に目的外利用料を支払っての運営となっております。現状は友の会の会員がほとんどボランティアに近い形で販売に携わっております。現状の売り上げでは、到底人件費までは賄えませんが、地元の特産物を扱うのであれば、販売する人も一緒にというのが正直なところでございます。勿論県がこのような形でもショップを認めていますのは、その施設の活動の成果を広く頒布するという博物館や科学館等のショップとして位置づけられたからであります。地元の特産物の販売ができないのではなくて、ショップの運営形態と施設の性質の両面から考えまして果たしてどうなるのか、検討は必要であろうと思っております。次に、佐用駅のバリアフリー化についてお答えいたします。この件に関しましては、旧町も含めて何度もご質問をいただき、その都度、私から色々と状況をお答えをさせていただきました。まあその状況については、議員も十分にご承知のことと思っております。佐用駅は、構造上乗降のための階段が設置されております。段差もあり高齢者や車椅子利用の方は利用しづらい状況である事は、もう周知の事実です。このことは、進入する道路高と線路高とに差があるため、階段等の設置が致し方ないこととでございます。段差の解消やエレベーターの設置が言われますが、現在の駅舎と線路との構造では、スロープやリフト、エレベーターの設置が構造的に大変難しいということ。そのことを、それと同時に当然これをしようとするれば、多額の経費が嵩みます。これを構造的に実施しようとするれば、前にもお話ししましたが、橋上駅というようなものを造らないとこの現在の形では、スロープやリフト、エレベーター、エスカレーター等はつけられないと。いうふうな事は、これまでに何度も申し上げてきました。十分その認識をいただいているものと理解しておりますけれども、こういう、いくらでもお金をかけて、またあとの経費をかけて、できるものであれば、私もそれでも皆さんがたがね、他の事を、おいてでもこの事をやれと言われるんだったら、それはできない。絶対に技術的にできないということはないとは言いきれませんが、現在の段階では非常に難しいということは、これまで何度も話してきたとおりなんで、又こういう質問をね、いただいたなかで、同じ事を言うのは、ほんとに私としてはつらい答弁であります。そのためには、佐用駅の利用者でそういう状況のもとですから、佐用駅の利用者の方で車椅子の利用者がある場合には、駅からの連絡によりまして役場職員、福祉課職員が土曜、日曜日も含め、その都度車いすを2人ないし3人で運搬して現在も対応をしているところでございます。次の、雨降り等に滑って危険なため危険防止策の見解についての質問でございますが、佐用駅の入り口については、以前滑って危険であったため突起物タイプのスリップ止めに変更がされております。路面が傷んでそういうスリップ効果がなくなっているということであるというふうに思いますので、管理してるJRの方にも、そういう危険があれば、その都度手直しをするように、そういうことについては、十分に連絡をしていきたい。というふうに思います。以上この場での答弁とさせていただきます。

〔 笹田君 挙手 〕

議長（西岡 正君）

はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 再質問をさせていただきます。まず歯科センターについてであります
すが、町ぐるみの健診も含めてですけれども。今回この町ぐるみ健診が終わって、総合の結果
表を全員に渡されて、色んな傷害というか、歯周炎とか、虫歯のある人、それぞれ、治
療というか、それに伴う見てもらう必要のある人に、葉書を出されたということですが、
大体、それは何件くらいに出されたのでしょうか。

議長（西岡 正君） はいお答えください。はい健康課長。

健康課長（達見一夫君） 葉書を出さしていただいた方は 347 人でございます。

議長（西岡 正君） はいよろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） この 347 人に出されたその結果なんですけども、何か歯科医院とか
歯科センターの方から、結果についてのお話は聞かれておりますか。

議長（西岡 正君） はい健康課長。

健康課長（達見一夫君） 申し訳ありませんけど、今のところ、そういう調査なりそういうこ
と調べておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 調べておられないということなんですけども、私も 347 人のひとりで、
葉書がきて驚いたというか、ここまで丁寧にやってくれるのかな。という感じを受けたら、
他の人にもそういう人があって、それだったらちょっと、どういう状態か聞いてみよう
ということで一応佐用町内の歯医者さんに、3軒、全部聞けなかったんですけど、3軒聞きま
した。すると1軒は、少し多くなりましたという意見と、それから患者さんが多くなりました
という意見。そのなかで歯石を取ってくださいという方が、今まではそういうことは
なかったのに、わざわざそうやって来られる方があったということで、もう1軒は、お尋
ねしますと増えたかどうかは予約制なんで、もう人数が決まっているから、分からない
んですけども、歯石を取って欲しいと言ってわざわざ来られる方があったという事で、この
葉書なんですけども、こういう葉書で来るんですけども、この葉書に書いてあるのを読みま
すと、結局受診をお勧めしますということで、かかりつけの歯科医院がない方は、係りつ
けの医院がある方は早急に受診されることをお勧めします。でない方は、係りつけの歯科
医院が無い方は、南光の歯科保健センターで歯の清掃をしますということが書いてあるん
ですけども、こういった事を出す事によって歯に興味を持ち、自分の今まで歯石くらいだ
ったら行かなかった人が多いと思うんですけども、行かれるということで、やはり歯科セン
ターだけじゃなくって、町の歯医者さん民間の歯医者さんもね、患者が増えるということなん
でね、私はとってもいいことだと思うんですけども、これからもこのような方法はされますか。

またそういう今言ったその、感想を持たれている方もあるし、私も持ってますし、そういった民間の歯科医院にも患者が増えるという事について、どのようにお考えでしょうか。

議長（西岡 正君） はい健康課長。

健康課長（達見一夫君） お答えいたします。今のところは、こういう格好でやりたいと思っております。しかし、議員もご存知のように平成 20 年度から特定健診という制度が始まります。これにつきましては今まで健康課の方で町全体の総合健診として町ぐるみ健診で対応をしていたわけですけれども、平成 20 年度から特定健診という格好で保険者責任で、健診を行いなさいという法律ができます。そうなりますと町でいきますと保険者といえば、国民健康保険となります。これらについて今住民課等と色々県の会議等に出席したりして調整なり、それからどういうふうにやっていくかという事で協議をしているところであります。これのやり方については、その結果、このような格好でできるかどうかという、ちょっと不安なところがあるんですけども、今のところはできるだけこういう格好でお知らせをしたいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） はい是非、お願いしたいと思います。20 年度からのもやはり検討に検討を重ねて、町民の利益になるふうを考えていただきたいと思います。次に、昨年度から実施されております佐用町の全保育園での、ブラッシング指導なんですけども、年 4 回という事なんですけども、この年 4 回をすることによって、町長も言われましたけど、保護者またその園児が、こういった歯に興味を持ってその予防が、ちょっと言葉違いますけども、いいということ言われたんですけども。私もこのことで、南光を除く 9 つの保育園に全部聞いてみたんですけども、やはりどことも、いいというのが今まで年 1 回、仲良し学級っていうんですか、なんか歯を磨く歯ブラシ指導が、名前は色々保育園によって違いますけども、1 回あったけども、その時だけなんで、今回 4 回になってすごく良かった。結局 4 回だと歯ブラシするのを忘れないし、それと、とても親切で細かい所までポイントを押さえて、歯ブラシのブラッシング指導をされるので、とっても喜んでいるということです。それが全体的な意見なんですけども、やっぱり人数の多いところは、全部できないので、それが小さい子まで未満児はちょっと無理としても、手がかかるということ言われたんですが、2 歳児とか 3 歳児は、あまりされてないようなんです。大体 4、5 歳児をどの園も主体においてされてるようなんですけども、特に人数の少ないところは、保護者の方にも関心をもってもらうという意味で、ある保育園では、この度自由参観で来てもらったという所もあります。それと、今度から来てもらおうと思ういう所もあったし、中でちょっと半信半疑に思ったんですけども、やはり 1 年間かけているので、こういう結果が出たんだろと思いますが、2 つの保育園では虫歯の数が減ったということを言われて、私は驚いております。それと紙芝居をしたりして、本当にわかりやすい歯ブラシの持ち方も、私も始めて聞いたんですが、さよならの持ち方とこんにちはの持ち方があるんだということも聞いたりして、子供に本当にわかりやすく教えてもらえる、こういった是非これは子供の歯と子供とそれからさっきも町長の答弁にもありましたように、保護者の意識づけになっていい事なんで、是非力を入れてやって欲しいというのが、この 9 園の要望でした。ところが、南光の保育園を、その前に調べておられますと、今までは 12 回あったそうですが、そ

の内容を教えてください。

議長（西岡 正君） はい、分かりますか。健康課長。

健康課長（達見一夫君） ちょっと、質問の、ちょっと、旧南光町は12回だった。というのは、1月に1回。ところが新佐用町、合併した後につきましては、園の方も12園ですか、数が増えるということで、毎月できない。それならば、年4回ぐらい全園やろうということで、そういうことで18年度から実施をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） よろしいですか。笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ということは、12回していたので3歳児4歳児が結局、今月は5歳児その次は4歳児というふうに順繰り年齢別に分けてされていたので、ほとんどの子供が3ヶ月に1回ですか、衛生士の指導でブラッシング指導ができたので、何かすごく喜ばれていたのですが、今回4回になったことで、全員にその衛生士さんからの指導が受けられなくなったと、保育士さんたちが手伝ってされてるそうですが、やはり、いい事はやはり続けていただきたいと思うので、是非この回数を増やすという事について検討していただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その4回になって非常に良かったと。それでね、その虫歯も減ったというようにね、お話の中でそれ12回してたところが4回になったと。そら、そこは減ったということを言われるかもしれませんが。佐用町全体として、みていただいて、今の取り組みとして、それが軌道に乗って一応やってる訳ですから、それを続けていくように又効果があるような指導方法を、まず考えていくということで、ご了解いただきたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） できればね、もっともっと増やして欲しいんですが、今、それと今の体制では衛生士さんの、今ちょっと辞められたんで人数が足りませんし、早くこういった衛生士さんとか、そういった関係の方を、募集も募集方法も色々考えて、少しでも早く着ていただいて、できればまあ、財政のこともありますが、やはり、後々国保とか、そういった方にも関係しますんで、歯はやはり健康の1番基になるものだと思いますので、やはり、衛生士さんの数も増員していただいて、今までせめてその12回していたところは、12回のままでして欲しいと。今、他のところは4回ですが、できればもっと増やして

いただきたいのが、私の要望ですし、他の園の要望でもあります。要望だけを言うわけですが、休日の医療体制について、お尋ねしたいと思います。休日体制ですが、先程も私も言いましたけども、やはり小児科が少ない事では、大変佐用の人だけでなく、他の所の人でも大変悩んでおります。特にその中でも連絡会で町長が、4月1日から共立病院に婦人科ができたということをお知らせ、本当に佐用町では大変嬉しい報告です。もう共立病院には、そのチラシも置いてあります。しかし、地方でも都市でも医師不足が重大な社会問題となっているわけですが、特に佐用町もまだ産科医はありません。産科医のいない地域が全国でも急増し、地元で子供が産めない。又妊婦健診に行くのも大変だという悲鳴があがっています。この10年間に小児科のある病院は2割も減って、これは全国的ですけども小児科救急の廃止が各地で問題となっています。佐用には、小児科はあるんですけども、緊急の場合の休日にあるのが、岡本病院だけなんですけども、もし前にも言った事があるんですけども、やはり子供はいつ熱が出たり又色々な怪我をしたりしますが、中々1軒の医院ですと、もしかという時にそこが休みだったら行くことができませんが、そういった体制について、もう一度というか、やはり要請をしていただくようお願いをしたいと思います、その点はいかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） あの、やはり医療体制は本当に、生活する上でですね、皆さん1番その病気になった時に、しっかりと医療が受けれるという。こういうことが1番安心につながる訳です。ただ今の現状がですね、非常に今昨今、新聞紙上でも色々と社会問題になってますように医師の研修制度とか色々なその状況で医師確保ができない。特にまあ産婦人科又小児科というのが医師が、中々地方において、特に確保できないということで、中々佐用町のような、地域この小さい地域だけで、これを解決しようとするれば、非常に個人のお医者にご無理を言いながらもやっておりますけども、無理なところがあります。そういう中で、こういう問題こそ、やはり広域的に考えていかなきゃいけない、私は課題だということだと思いますし、県においてもですね、当然まあ、この地域の医療体制として、西播磨には西播磨広域医療圏というのがありますが、そういう中でね、やはり集約して救急体制、専門医体制を作っていくという事をね、やっぱし、県がやっぱし中心になってですね、取り組んでいただく必要があるというふうに思っております。そういうことの中なかで、県においても、十分その必要性を認めてですね、西はりま天文台、あのテクノ、西播磨科学公園都市内の、今あの、リハビリセンターができました。またそこに障害児のデイサービスなんかもできるんですけども、ここのリハビリセンターを1つの中核的なですね、医療を担うものにしていおうと。というような構想をが今色々検討もされてると聞いております。まああの、当然地域の今まである医療機関というものがしっかりと、連携をとってですね、特にまあ救急医療、この分野においては、姫路の日赤でありますとか赤穂の市民病院とか、そういうそのなかで、も1つこの西播磨のこの科学公園都市、交通の便からみてもですね、非常にたつの、相生、佐用、そういう中心的なところにある訳で、そこに医師また看護師とか、そういう医療スタッフもきちっと整え整備したうえでですね、そういう医療に対応できるようにしていきたい。というような構想を持っておられるということも聞いておりますので、それが実現できるようにですね、私達も西播磨このまた近隣の市町、協力してね、取り組んでいきたいというふうに思っております。ただまあ、これと同時に私は、先般も県民局の中なかでの会議でもお話ししたんですけども。やはり、そこが佐用から見ればね、科学公園都市20分くらいで行けるわけです。しかし、それにしてもそこへの搬送、通院体制ですね、この緊急の場合ですね、やはり、その救急車がどこか

らでもきちっと早く行けるような体制を作らなきゃいけない。そのためにはですね、救急、この防災業務も火事も含めてなんですけども、これをやはり広域化すべきだろうと。たつとか相生とか宍粟とか、そういうなかで一番近いところから、そこへその救急車が一番迅速に運べるような、そういう形でもって西播磨の中核的なそういう救急医療機関にしていただければ、非常に安心が得られるのではないかなと。いうふうに考えております。この次ですね、救急車等の増便、増車というような事も言われておりますけど、関連しますけども、その佐用町でそういういくらでもですね、その台数を増やしたり経費を誰が持つのか、これだけ財政難で厳しいっていつてなかでね、そういうことじゃなくって、もっとやっぱり工夫をするって事を考えなきゃいけないと思います。ですから、まあかなり以前から、この救急また消防業務を広域化すべきであるということ、私もかなり主張して提案してきたんですけどね、やっと国の方も先般 30 万くらいな区域で、これを統合していくという方向が出ております。ただ西播磨の場合は、非常に広いんで 30 万というところはね、あまり広すぎて逆に役に立ちませんから、今言う、西播磨県民局管内 10 万人ちょっとになりますけども、この区域ぐらいのなかでね、そのことも医療体制と同時に救急体制を同時にやっていくということ。これが必要ではないかなというふうに思っています。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 緊急医療は、本当に体制を整えないと命にかかわることなんで、是非町長も力をいれたいと思います。その搬送なんですけども、やはり子育てに力を入れてその小児科なんかへ行く場合も必要ですが、特に老人も救急車で運ばれる事が多い訳なんですけども、全体の 6 割が老人なんです。この消防署でもたった資料なんですけども。それを昨年度みても、本当にすごくこれに書いてあるんですけども本当に、多いので、やはりそういった高齢化も含めてやはり医療体制、緊急な医療体制が是非必要だと思います。特に昨年の実績をみますと 2 月なんか 2 回、だぶっているところが同じ日に先程も言われましたけども、結果を、この間厚生委員会の委員にももらったわけなんですけども、これを見てもわかるんですけども、搬送されてるのが 2 月にも同じ日に搬送されたというのが、時間がどれくらい差があったのかは、私、ちょっと調べておりませんが、そういった事が 2 月も 1 月もあるんですね。そういった時の体制も含めて、増車はしないということなんですけども、そろそろ今ある救急車も年期というか、もう何年か経っていると思うんですけども、もし、そういうのを新車を更新をされた時にね、それをそのまま廃車にするんじゃなくって残すという方法もあると思うんですけども、その辺も是非考えていただきたいと思います。答えは欲しいんですけども、ちょっと時間がないので、次にいきます。緑内障のことも、もう少し言いたかったんですけども、とにかく視野が狭くなってまた失明という事があるんですけども、多分ここにいらっしゃる方は、自分は目がよく見ええると思われていると思うんですけども、一番心配というか見えてると思っている間に見えてないということがあるんですけども、是非していただきたいのが、起きた時でも何時でもいいんですけども、片目ずつで必ず見るということをしていただくと、自分の目が如何に悪くなっているかということをごわかります。余分な事かも分かりませんが、私の母親もどこかへ行く時に眉を剃ろうと思って目を瞑ったとたんに、失明をしたたということが、眼底出血をしております、そういうことがあるので、一番分かりやすい、かすんだりしますので、是非付け加えて、余分かもしれませんが、是非それは、皆さんもやっていただきたい。と思います。それで、

眼圧の測定は、導入しないという事なんです、長い目でみて今はできないかもしれませんが、又徐々に検討される事をお願いしたいと思います。次に、西はりまの天文台ですけども、地域の活性化ということで、町長も色々言われた訳で、利用できるよという事を言われておりますが、私がいつも思うのは、そのあがる足が無いという事を、前にも言った事がありますけども、そういった意味で、今単位の老人会などで地域福祉センターとかへ行かれるわけですが、そういった方をマイクロバスで天文台に行って、こういうところなんですよというような事で行って、園長さんとか、又他の職員の方に話を聞くというようなことは、考えられないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵途典章君） まああの、地元ですね、利用者も、いうんか、訪れていただく人も少ないと。そのあがる足が無いからというふうに、言われますけども足のある人でも、中々みえません。笹田さんも私、あんまり見たことないんですけども、行っとられますか、催ししてもですね。非常にまあ少ないですね。それは関心がまず無いのと、知らなかったというようなこともあると思います。ですから、そういうその色んな行事また色んな団体がね、会合をもって色んな行事を年間やっていたらいい訳です。ですからそういう会場としてもね、また研修室もありますしね、使っていただくように、これはまあ、各それぞれの担当課なんかね、そういう事に利用について、また別に天文台公園だけじゃないですけども、町内の色んな施設があるんで、そういうところを十分にまあ、色々活用に使っていただくような取り組みをしていく必要があるかと、思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） イベントには、あまり行かないんですが、佐用へ帰ってきた時には、近所の人とか親戚の人がきた時なんかは、よく連れて行ってよく宣伝をしております。泊まった事は無いんですけども。それと、地域の人からいう事で江川の方では歩こう会、先程言われました、まだ地域づくりセンターになる、まちづくりセンターになる前なんですけど、だったと思うんですが、分館活動で募集して大勢、安倍晴明とそれから道満さんとか棚田を見て、天文台上がって、天文台行く。そういったイベントもありまして、雨が降って1日目は延びたんですけども、地域の人もなるべく行くように、皆で声かける運動はやってはおりますが中々個人的に言うって行ってくれません。で、私が1回スピカホールの音楽堂で黒田園長の話で議員研修かなんかで聞いたことがあるんですが、やはり近くに安倍の晴明、昔からこの人は天文博士として有名でまあ陰陽師とか言われますけども、天文博士という事でも有名なんで、天文台と本当に切っても切れない縁だと思っております。その辺なんかもつなげて、その音楽堂で聞いた時に全然今のこの近代的な天文台と関係ないかなと思う事を、暦のことだったと思うんですが、その話から次々とされまして、そういう話、例えばこの間は黒田園長に話を聞いたんですが、寿老人の長生きの神さんというか長生きに関連する人だと言う事で、そういう話とお星様の関連付けがあるそうなんですけど、そういった話をしてもらえると、そのアピールなんかね、されたら良いと思うんですが、ちょっと私が説明できないんですが、黒田園長にその少し1分か2分でもいいんですが、皆さんに分かりやすいように、結びつきをして欲しいんですけど、お願いできますか。

議長（西岡 正君） 天文台公園長。

天文台公園長(黒田武彦君) そんなに短い時間で無理かもわかりませんが、とにかくですね、町長とも相談しながら、その折角佐用町で指定管理を受けて天文台公園を運営しておりますので、できるだけ地元の方々、地域の方々に愛してもらえるような施設にこれから創り上げていきたいと思ってるんですね。もう16年も経ってますから、もう遅いじゃないかと言われる向きもあるんですけども。これまでは、お金が無いからお金が無いからだけで、何も昼間の、そのイベントって言いますか、昼間の施策をですね、ハード面も含めて、する事がなかったんですけども。お金がなくなってもやれる方法ですね、今一生懸命考えているところなんです。特に今イベントには来たことがないと、おっしゃったんですけども、イベントもですね、できれば芝生の斜面を活かして、何とか野外のステージを簡単なものを造ってですね、たくさんの方がお越しになっても夏のイベントもですね、広広とした感じでやっていただけるような、楽しんでいただけるような場を作りたいというふうに、実は、県とは協議してお金は出せないけども、作っていいよ。ぐらいにはなっているんですね。ですから後散策をしながら楽しんでいただけるそういう野外展示とかですね、そういったものも予算化は出来ないけれども、工夫はして、やってもらうには差し支えないと。いうふうな返答もらってますので、これから、できればですね、消耗品の枠をうまく使って町長とも相談しながらですね、いいものを造ってきたいというふうに、ちょっと考えております。先程の安倍晴明とかですね、蘆屋道満の塚が2つ佐用町内にはある訳ですけども、こういう2つの塚がそろっている町っていうのは、全国に3ヶ所しかありません。この蘆屋道満とか晴明はですね、元々と陰陽師で、全くその天文学そのものとは関係ないんですけども、暦の頒布をしたということで、どんどん天文学との繋がりを深めてまいります。これが江戸時代まで続く訳なんですけれども。そういった事で、天文とのつながり、折角天文台がありますので、地元のそういう遺跡を活かしてですね、ルートマップ的に、その2つを巡る旅をやっていただくような工夫をするとかですね、色々アイデアを注入しながら、そういったつながり、地域とのつながりも密接にやっていきたいというふうに考えます。私は、呼ばれれば、どこへでも飛んでいきますので、是非そういう有効に、こう活かしていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ご無理を言いましてありがとうございました。

あのそういった意味では、自慢する訳じゃないんですけども、江川の方はよくそういう興味を持たれて、出前講座にもね、園長にも職員の方にも年1回、夏来られて、子供たちも見るし、私たちもそういったイベントには、私もずっと出かけてるんですが、大勢の方が星をみて色々聞いて勉強をしております。やはり、そういった事が、その上にあがってね、できればというのが、出前も嬉しいんですけども、やはり実物のその「なゆた」を見ながら、また「なゆた」の中を見せてもらいながら、夜であれば勿論星を見せてもらって、そういう話を聞けば一番いいんですが、そういったやはりあの今言われたツアーじゃないですけども、色んなマップを作って、泊まりも含めてできればいいんですけども、まず1番思うのが、町のそのバスがあるので今、そのお風呂なんか行ってるコースの中にね、具

体的な例もあげてくださいって言われたんですが、まずそれを1つ上げたいんですが。その中にそんなに話をたくさん聞けば時間はかかりますけども、行ったということで又それが宣伝になる。と私は思っておりますが、その辺町長は、そのマイクロバスを利用していくという事は、お考えになりませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いや、今でもあの老人クラブ等の活動にですね、マイクロバスもまあ、制限はいくらでもというわけにはいきませんが使っていただいていると思いますから。だから、そういう中の催しの1つとして考えていただければいいんじゃないですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） はい、じゃ是非、私も色々な人にも宣伝もしますが、町の方でもできれば、広報なんかにもね、そういう利用ができますよということをPRしていただきたいと思います。それと、さっきの特産物の販売なんです、ボランティアの方が、ここで、友の会の方ですが、ボランティア的にグッズを販売されてる事を聞きました。大撫山の一部事務組合の時に中川元町長が管理者だったと思うんですが、その時は、県の施設なので、売ってはいけないという答弁をもらった事があったので、今回聞いた訳なんです、これらも、やはり折角佐用町には色々な特産物があります。生ものが管理しにくければ、例えば棚田のお米とかそれからもち大豆を大豆のままでも売れますので、大豆を料理、レシピで付けて売るとか、その他南光だったらボディソープそういったあの、ひまわりでできたものもありますし、三日月は、ちょっとあの、おそばは乾麺にしてあるかどうかはわかりませんが、もし乾麺にできるんだったら、そういった形で売るとか、そういった形であの、販売をして佐用もボランティアがありますので、そういうボランティアを募るとい、販売のボランティアを募る。そういった方法も考えたらと思うんですけども、そういった方法を広報でPRなどはもし、そういう話になれば、PRはしていただけますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） じゃ、お答え申し上げます。あの県もですね、職員がどんどん変わりますので、その都度その都度割合変化が激しい事はございます。現状はですね、売っては駄目だという答えは、返ってまいりませんが、先程も申しましたように、町長も答えていただきましたように、元々その県の姿勢としてはですね、ミュージアムショップを作ったという、前提は天文学の成果、天文台公園での成果をですね、そこで販売すると。頒布する。教材とか教具とかを頒布するということを前提にしておりますので、中々その難しい面もあるんです。というのは、美術館とか歴史博物館でお米を売ったり蒟蒻を売ったりするのと同じ状況を考えていただければいいんですけども。やや難しいところがございます。ただその以前はですね、食堂で、あの販売をしていたころがありました。ですから、そういう形で場所を選べばですね、形としてはできるんじゃないかと。私自身はそう思っています。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 後 4 分ですので。笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） ありがとうございます。

それで、では次の駅の事ですが、何回も言って町長は何回も答えましたということなんですが、あの、たまたま今度高速化やそして回数が増えるという事なんです、エレベーターができない。ホームの規格に合わないとかエスカレーターは技術的に無理。又大原のようなリフトは人的に無理ということも、ずっと前の答弁では聞かしていただいている訳ですが、まず思うんですけども、金額が要ることを言われればそれまでなんです、一応又今即、やってくれという訳ではありませんが、考えていただきたいのは、エレベーターが無理といわれましたが、多分町長も見られてると思うんですが、この相生の駅なんですね。相生の駅は、全部で 5 箇所エレベーターがありますが、駅の外にありますね。入るとこの正面向いて左側にあるんですけども。こういった形で外に付けて、上を通して下に降ろすというような金額的にはすごくかかりますが、そういった方法もあります。今あのエレベーターは前はその、車椅子が乗って回転できないといけないとか色んな規格が、制約というんか規格があったそうなんですが、今では前を向いて乗って、今度そのまま向こうへ出れるというようなエレベーターも使えるというようなことも、ちょっと、その本を忘れてきたんですが書いてありました。だからそういうことも、今返事はいいですけども、考えていただきたいと思います。それと、最後の質問ですが、滑りやすいということで滑り止めでもらって、ありがたいんですが、やっぱり何回も大勢人が通りますとそこが又ツルツルなってくるんですが、私はいつも思うんですけど、庇っていうんですか、ちょっと言葉ではわかりませんが、もう少しね、駅のところのその家で言うと、犬ばしりというんですけど、そのコンクリの部分の幅よりちょっと多いめ位な庇をつければ濡れないので、滑る人も転ぶ人も少なくなると思うんです。端から端までが長いんですけど、走ってきて、結局その濡れたままで歩くから、私もよく見るんですけど、滑りそうになります。そういった意味でね、是非庇をつけるというような事は考えてもらえるかどうか、お願いします。

議長（西岡 正君） もう、1 分もありませんので。答弁お願いします。

町長（庵逄典章君） あのね、エレベーターについては、私が橋上駅と言ったでしょ。そのことが、相生がやってるような方法なんです。だからそれは、何億もかければね、できないことはないということは、私も言いました。それから、あの庇等についてですけども、庇だけの問題だけじゃなくって、下の材質の問題とかね、そういうものもあります。JR の方にもあそこも非常にドアが腐って傷んだりもしております。それも修繕とかいう事についてもね、当然申し入れていきます。

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君の発言は終わりました。

続いて、18 番平岡きぬ糸君の質問を許可いたします。

ここで、お諮りします。本日の会議を時間延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

続いて、平岡議員。

〔18番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18番(平岡きぬ糸君) 18番議席の、日本共産党の平岡きぬ糸です。私は、住民要求をもとに、4項目について、町長の見解を求めて質問を行います。ところで今、夕張の財政破綻が大きな話題になって、あたかもどこの自治体も夕張のようになるかのような報道や夕張にならないようにと町財政運営についても住民の切実な要求を上げにくい状況があると、住民から聞いています。確かに厳しい財政運営を強いられておりますが、その要因は大きく2つ。1つは、1990年代にバブル経済が崩壊した後、国の景気対策に同調させられたり、又積極的に公共事業を進め、その借金がウナギのぼりに増えて、今その返済を進めていること。2つ目は、小泉内閣の三位一体改革によって地方交付税が3年間で5兆円余り減らされたことです。自治体は、国の施策と無縁に行政運営はできません。それだけに、住民福祉の機関である地方自治体が悪性の防波堤の役割を発揮する必要があります。今町が将来の財政運営を危惧してるのは、過去の借金の多さではなくて、政府がこれから地方交付税の見直しで削減を基本方針としているところが、1番だということです。財源確保のために国に対して、地方を切り捨て地方財政縮めを辞めて、住民本位の行政にふさわしい財源補償を求める取り組みが重要だと考えるものです。具体的に質問に入ります。

1項目目、町マイクロバスの有効活用を求める事について質問します。平成18年度の各小中学校と各保育園の町マイクロバスの利用状況はどうか伺います。合併前、保育所の行事で四季ごとにバスで出かけていたけれど、中止になったと南光地区の父兄、保護者から声を聞いておりますが、実態はどのようになっているのか、お伺いします。その中止になった理由は何かを明らかにしてください。保育園からのバス利用の要請に応じて、平成19年度復活させる考えはありますか。当局の見解を伺います。次に、各小学校の社会科の学習などの利用に活用がされて要るかどうか、実情を明らかにしてください。又中学校のクラブ活動などの利用は、支障なくできていますか。更に各種団体の利用状況は、どうですか。伺います。社会教育活動など多様な住民の利用要望に応えられているかどうか、町民に有効に活用できる対応が必要だと考えますが、町長の見解を伺います。

2項目目は、臨時職員の待遇改善を求めることです。住民奉仕住民サービスを後退させないために、公務員労働者の雇用と労働条件を守ることは大切だと考えます。1つ目に、臨時職員は何人ですか。その内正規職員と同等のフルタイムの働き方をする関係者は、何人いますか。2項目目に各種社会保険の適用はありますか。3点目、歯科衛生士、保育士、保健士、調理員などの有資格者は何人おられますか。有資格者に対する待遇は、どのようになっていますか。4点目に、住民の生活と権利を守るべき自治体職員の労働条件については、どのような見解をもっておられるのか、伺います。次に、3項目目、新年度平和事業の具体的な取り組みを行う事について伺います。旧南光町では、町民から議会に平和宣言を求める請願が出され、請願が可決をされて、それを受けて平成9年に、非核自治体宣言が行われ平和行政が推進されてまいりました。小中学生や町民の平和の願いを込めた、折鶴を広島に奉納する事業を平成11年から合併まで続けられてきております。同事業は、合併新町で引き続き取り組むべき事業だと私は考えるところですが、平成19年度に取り組む計画はありますか。お伺いします。2つ目に、現在も全世界に3万発の核兵器が保持されていると言われております。平和展の開催など核兵器廃絶に向けた平和行政の施策は継続するべきだと考えますが、町長の見解を伺います。3点目、平和宣言の看板は、現在南光支所にあります。支所の改築が予定されておりますが看板の存続をするべきだと思いますが、見解を伺います。4項目目の質問、佐用ゴルフ場、水問題について伺います。まず、ゴルフ場への給水が2口になった経過は、承知されておりますか。その点を明らかにしてく

ださい。2 つ目に特定給水区域の水道料金を徴収することは、昭和 60 年に旧南光町と佐用ゴルフ場、播磨興産株式会社との間で契約され自動的にその後更新がされてきました。平成 16 年 3 月に、播磨興産が倒産したため継承者である千種川レクリエーションも、契約内容は、契約を行っておりますが、その契約内容は、そのまま更新され新町に引き継がれております。今回契約の変更をする理由は何か、明らかにお願ひします。3 点目として、2 月 13 日に厚生常任委員会で提示された水道料金試算について、お伺ひします。平成 17 年度の使用水量平均 7,080 立米で 2 口から 1 口にした場合の減収は約 300 万円とした説明が行われておりますが、この点、改めて説明をお願ひします。4 点目に、給水を 2 口から 1 口にした場合の減収が 400 万円から 500 万円と説明がありましたが、その根拠は何かお願ひいたします。5 点目、今回の契約見直しはどのような内容になっているのでしょうか。明らかにお願ひします。最後に、町水道会計に大きな減収を招く事となり町民への負担増となるゴルフ場言いなりの契約見直しは、問題があると考えるもので、容認できないという私の考えを述べ、答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは町長、答弁願ひます。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からたくさんのご質問を受けております。質問の項目が全て合わせますと 21 項目にも及びますので、順次答弁をさせていただきますと思います。それでは、最初の町マイクロバスの有効活用を求めるということで、平成 18 年度の各小学校中学校と各保育園の町マイクロバスの利用状況についてでございますが、小学校においては芸術鑑賞、郊外学習、社会見学、スキー教室、音楽会、障害児学級交流などこの 2 月までに 53 回の使用実績があります。中学校においては、陸上競技等各種体育関係競技への参加、防災体験、福祉施設への訪問交流又音楽部活動など 61 回の使用実績があります。保育園につきましては、親子のふれあい旅行、年末警戒発隊式、防火パレード等で 3 回の使用状況となっております。次に、保育園の関係で合併前、旧南光では、四季ごとにバスで出かけていたが中止になった原因についてということですが、保育園でのマイクロバスの利用については、各旧町で統一化されておらず、特に選任の運転手と委託契約をしていた旧南光町では、利用回数などの制限を行わず希望する日に空いておれば利用できることとしていたということです。しかしながら合併後において保育園数も 12 園となったことから、マイクロバスを使っての町外に出て行く回数を全保育園で年 1 回とし、町内での消防署見学や各行事に参加する場合には、バス利用をしている状況であります。又親子遠足などのマイクロバス運行なども旧町ごとに相違があったため、同じ町内の保育園児に対するサービスを均一化するためのものでもございます。新年度においてもこの方針で運営を図る予定であります。次に、各学校の社会科の学習の利用であります校外学習として利用をしております。中学校の利用につきましては、陸上競技、バレー、野球、テニス、駅伝、ソフト、卓球等の競技大会への参加の利用が多くありますが、各学校の部活の利用については部活数も多く練習時間等の利用まで拡大する事が非常に難しい状況でありますので、学校間でそれぞれ均衡を図るため調整をしていただき、それにより利用をしてもらっている状況であります。次に、各種団体の利用状況でございますが、PTA、遺族会、環境衛生協議会、婦人共励会、自治会、地域づくり協議会、社会福祉協議会、身障者の団体関係、農業関係団体、体育関係、福祉施設関係、文化団体、老人会、消防団、民生委員会、商工会等々 118 回の利用があります。その他、町主催の利用が 66 回で 2 月までの利用総合計は、336 回となっております。今後の利用については、各小

中学校、保育園等の均衡を図りながら有効に活用を図ってまいりたいと思いますが、各種団体においては、民間のバス等の関係も考えに入れながら十分に検討精査させていただきたいと思っています。次に、臨時職員の待遇改善ということについてでございますが、19年2月末の臨時職員は、178人で正規職員と同等のフルタイムの臨時職員は92人となっております。次に、社会保険等については、健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険の適用をいたしております。又年休の付与についても労基法に基づき付与をいたしております。次に、有資格者は何人か。また待遇はどのようになっているかということでございますが、歯科衛生士が1人、保育士が39人、保健師1人、調理師20人という状況でございます。待遇の関係であります。有資格者については、調理員を除いて一般事務職に比較して若干賃金を高く設定しているのが実情でございます。今後も職種が色々ありますが、職種毎また勤続年数等によって賃金の改定、改善を図っていきたい。いうふうに考えております。しかしまあ、今後におきましては、地域の状況や最低賃金等もありますので、その点は十分に社会状況も踏まえて、考えていかなければならないと思います。次に、自治体職員の労働条件についてどのような見解をもっているかということでございますが議員もご承知のとおり財政が非常に厳しい状況の中で、効率的な行財政運営を図ることが必要不可欠であります。そのため行政改革の推進、経常経費の削減、総人件費の抑制などに鋭意努力をしているところでございます。大量退職期の到来により少数精鋭体制の要請など、今後人事管理面においても大きな変化が生じてまいります。職員の一人ひとりのレベルアップなど住民の視点に立ち意欲を持って職務を遂行できる職員の育成が重要であると考えております。臨時職員においては、これらを踏まえ意欲を持って職務が遂行できるよう、職種ごとによる賃金の統一又職員間の均衡を図るため、年次的に賃金をはじめとする労働条件の改善を行っていきたいというふうに考えます。次に、平和事業の具体的な取り組みについてということでございます。この件につきましては、昨年9月議会にも答弁をいたしております。我が国におきましては、憲法及び国防の基本方針、非核三原則などの防衛施策の基本にのっとり、国の独立と平和を守るために自ら適切な規模の防衛力を保有されるとともに、日米安全補償体制を堅持され、第二次世界大戦後再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、ひたすら平和国家の建立を目指して努力をしているところであります。また、非核三原則などが国是となっている現在、「非核平和の町宣言」をするまでもなく、恒久の平和は、日本国民の念願であります。このような中、住民一人ひとりがそれぞれの立場において、恒久平和への思いで様々な活動を実施されていることにつきましては、敬意を表するところでございますが、町が主体となって実施する考えはございません。町としては、安全安心のまちづくり、町民と行政による協働のまちづくりを推進しているところであり住民の皆様と共に、この目的が達成できるよう鋭意努力いたしたいと存じますので、さらなる皆様のご協力をお願いをしたいと思います。また、南光支所にあります平和宣言の看板は、新町になってからは平和宣言はしていませんので、支所の改築に合わせ撤去をいたしたいと思っております。次に、佐用ゴルフ場の水問題に関する件でございますが、最初にお断りいたしますが、1月22日の議員連絡会又2月13日の厚生常任委員会において、ご質問の分水契約の更新を千種川レクリエーションを相手に行うと報告しましたが、その後の調査において、佐用ゴルフ場の営業が平成16年9月に設立された株式会社佐用ゴルフ倶楽部に既に営業譲渡されておりますので、更新の相手は、株式会社佐用ゴルフ倶楽部と契約締結することといたします。まず、第1点目の、2口になった経緯は承知しているか。との質問であります。これは報告を聞いて、承知をいたしております。次に、今回契約の変更をする理由は何かとのご質問であります。始めに申し上げましたとおり契約の相手の変更と合併により新町となりましたので、今回の更新時に併せ分水契約の締結を行うものであり契約の内容の変更はいたしません。特定

給水区域の1つであります下徳久字銭亀255番地への分水については、既に分水施設がなく給水を休止している状況により「西徳久字日替谷713番地1への分水契約の締結日をもって契約を更新しないことといたします。次に、3点目、4点目の減収の根拠は何か。とのご質問であります。委員会等でも詳しく報告を説明させていただきましたが平成17年度の実績や平成18年度の使用水量を参考にしましたところ、約400万円から500万円の減収になると予想をいたしております。次に、契約の見直しはどのような内容かとのご質問であります。先程も申し上げましたが、契約内容の見直しはございません。ただ、契約の相手方の変更と新「佐用町長」として分水の契約を締結するものであります。最後の減収を招くこととなり容認できないとのご質問であります。確かに約400万円から500万円の減収は水道会計にとっては大きな減収と認識をいたしておりますが、しかし、町が理屈に合わない要求で無理矢理水道料金を徴収していいもののでしょうか。私は、そういうことはできないと思います。今後当然水道事業の運営全体として、今後更に維持管理経費等のコストの削減を図りながら、健全運営に努めてまいりたいと、いうふうに考えております。

以上、この場でのご質問からの答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 質問順に再質問を行います。1つ目のマイクロバスの有効活用の件ですけれど、それぞれたくさんの利用がされているところなんですけれど、現実にはマイクロバスは、旧町でそれぞれあったと思いますけれど、今のところは有効に利用されているマイクロバスは、どのような状態になっていますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 総務課長に答えさせます。

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい、現在では4台。まあの、三日月等におきましては社協のバスということで、それぞれ利用いたしておるところでございますけれども、上月のバスが現在のところ非常に利用状況が少ないという状況になっております。参考に使用回数を申し上げますと、上月で18年度2月までで8回それからですね、佐用で116回。南光で164回それから三日月で48回というような状況になっております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） そのマイクロバスの運転体制なんですけれど旧町ごとに一人ずつ対応されていたかと思うんですけれど、その体制の事はどのように現在はなっていますか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい、運転手等の確保につきましてはですね、それぞれ旧3地区につきましては、それぞれ専属的な事と三日月等につきましては、他の業務等も併用しながらお願いをしておりますところでございます。上月等につきましては、少ないというようなことで臨時的に頼んでおるといような状況でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 旧南光の状態は、新町までの経過があるので承知してるところなんですけれど、特に南光地域で聞く声として、町のマイクロバスで保育所なんですけど、先程のお答えでは、園が12園に成りその年1回の回数にしたと。ということで、サービスの均一化をしたということなんですけれど。それはあの、父兄の希望でそのようにされたのですか。それとも行政の都合ですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

総務課長（小林隆俊君） これにつきましては、やはり12園ということのなかでですね、全部に今までの南光等でですね、使用しておったような状況ではまあ、到底対応できないだろうということのなかで、それぞれ町の方から調整をしていただくようお願いしたということだと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 保育園の園外保育ということで、近場のところに利用されていたという実態があるんですけど、大変少ない子どもの数になっているなかで、同じ兄弟で上の子は行けたけど直ぐ下の子が行けなくなって残念です。という、そういう保護者の残念な声があるんですけど、合併したらということがまた後についてくるんですけど、合併に伴ってサービスを後退させないという点からして、そうした楽しみの1つであるものを、無くしていくというのは非常に残念な事だと思うので、これは是非復活して欲しいと思うんですけど、それはできませんか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 少なくとも、そういう車両の配車の中で、できることは当然努力をしたらいいと思います。しかしまあその、そういうある程度のその条件、その車両の数また運転手の数そして他の団体との量、そういうものを含めて、やっぱりお互いこれは、そのこの団体だけに優先的という訳にはいかない訳ですから、そういう中で、また使用状況みながら当然調整をしていきたいと思えます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬえ君。

18 番（平岡きぬえ君） 保育園の保護者からそういう声を聞く一方で、各小中学校の方にも実情ちょっと、これは、学校の方にお伺いしましたけれど、合併前よりも空いてると使わせてもらうことがしやすくなったという意見を聞いております。ですから、先程配車のなかでやれることは、お互い調整していきたいと町長答弁されましたので、小学校の方で、片っ方でよく利用できるようになって喜ばれている一方で、保育所は、そういう、どういう加減なのか、ちょっとそこら辺の事情がわかりかねますけれど、調整する上では、保育所のそうした保護者の声もありますので、検討課題としてあげていただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 一応合併後ですね、大体こうして1年色々やってそういう状況を経験してきた訳です。ですからまああの、今後当然12保育園、お互いに連絡とってね、調整、保育園での調整も要ります。どこの保育園だけがというわけにはいきませんから。それと他の学校教育関係また他の団体の関係、この辺は昨年の一応状況を踏まえた上でね、保育園が年間計画して、もう1回、年にもう1回使いたいということであれ、それが対応できるとあれば、私は2回にするとか、ということは調整として可能であれば、やれば良いと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬえ君。

18 番（平岡きぬえ君） 社会教育活動、一般の各種団体利用状況の方をお聞きしたいんですけど、先程まあかなりの数利用されているという報告だったんですけど、その対象であります老人会であるとか民生委員とか各種団体があるんですけど、使用取り扱い要綱にあがっている以外でも、それは今おっしゃったのは、最初にご回答いただいた各種団体というのは、いわゆる原則として無料とする団体の扱いだったんでしょうか。要綱の中には、有料とするものも使えるというふうに2種類の内容になっております。そこで先程のお答えにあわせて、それは原則として無料として使われてたのが、どれで、何回で、有料として利用されたのはどういうものなのか、そこんとこ、分けてお願いできますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） このですね、無料の団体そして有料の団体ということで、この無料の団体の中におきましてもですね、観光的な部分での使用とか現実に研修という目的では

なしにですね、交流事業とか色々な面、そういうふうな面を考えながら実費をいただいておりますとか、そういう状況が15件ございます。それとですね、町で無しに県の関係が使用したいとか、そういう場合に実費をもらったりというような状況もございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） そしたら、ここでいうところの有料の中で、各種団体以外の団体が使用する場合、有料とするというふうになっているので、いわゆる自治会であるとか民生委員さんですか老人会であるとか、そういった慣性の団体以外の方が利用する時には有料とするというふうに、これは理解できるのかなと思ったんですけども、そうではないんですか。使用がかなりできるなと思ったんですけど、そういう申し入れがあれば使用の申請があれば、今の要綱でいくと使うことができると思うんですけど、可能なんですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） そこに、要綱で謳っておりますようにですね、各種団体等補助団体又はですね、町の主催する団体等といたしておりますので、その辺について優先的に使用を許可をしておるという状況でございまして、誰でもと、どの団体でもという状況ではございません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 要綱を読みますとですね、免除できるのは町が主催する研修であるとか行事そういったものであるというふうになっているので、免除できないのは上記以外の団体が使用する場合というふうに、緩やかな内容ではないかと思うんですけど、要綱ではそのようになっているんですけど、違うんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 先程も申し上げましたけれどもですね、研修目的、他まあ、言いましたように若干観光的な分があったりですね、施設見学とかまあ交流その団体ですね、交流とか、そういうちょっと研修だけという部分じゃない場合に使用ということで、それらも若干こう緩やかにいたしまして、使用を許可をしておると言う状況がございます。そういう中におきましては、料金をいただくということで有効利用をということの関係でさせていただきますということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） いや、有料か無料かのサビ分けがね、その研修する場合は無料だけれど有料とする場合は、上記以外の団体が使用する場合ですから、各種団体いわゆる慣性の団体以外が使用できるというふう読み替えができるというふうな要綱になっているので、住民からは利用したいんですけど、要望私どもも聞いてるんですけど、これでいくと利用できるなと思ったんですが、ちょっと役場に聞くと、そうではないというふうな回答があったようなので、もう 1 度確認の意味で取り上げさせてもらいたんですけど、要綱の、もう 1 度お願いできますか。理解ができないので。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あのまあ、基本的にですね、町はその、そういう交通、観光会社じゃありませんから、やはりそういうことを目的とした運行会社がある訳で、それに圧迫するような事は、当然できません。当然目的としては、先程言ったように、町の色々な各種団体、町が補助援助していく各種団体が使われる場合、しかし、そのなかでも目的がですね、観光目的のような場合には実費もいただくということで、その研修の内容を出していただいて、それを見て許可をしていると。研修なりその使用内容を出していただいて許可をしているということです。ただそこに上げてない団体。例えばゲートボールとかですね、そういう趣味の同好会とかそういう団体もある訳です。そういう場合にはね、やはり若干、大会が交流であったり町として例えば代表して行くとかですね、そういう場合には、利用について許可をしているという事で、その厳密に全て誰でもが使えるかと、申請いただければ許可してるかといったらそうじゃなくって、それもできるできないについては、その都度ある程度は、そこで判断をさしていただいと。内容によって判断をさしていただいとるのが現状です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） では、2 つ目の臨時職員の関係なんですけれど、この問題を取り上げさせていただいたのは、これまで議会の連絡会であるとか、委員会でも取り上げたところなんですけれど、特に 3 番にあげております、有資格者に対する待遇の点で回答としては、若干調理員さんを除いて高くしているということなんですけれど、具体的にそれぞれ臨時職員なんですけれど、どんな給与体系になっているんでしょうか。
お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 一応、最初の初任給ですね、初任給ベースでいきますと現段階においては、一般の事務職をベースとしたなかで保健師だとか歯科衛生士については、7パーセント強の上乗せをいたしております。またあの保育士にあつては、4パーセント程度高くしております。これは、勤続年数によってですね、経験を積んでいただいたなかで、これを改定をしていくということで計画的に最終的にはですね、保健師やと保育士なんかについては、経験のある人とかね、そういう場合については10パーセント以上当然高くする設定をし、こういう職種によってこれから統一していかなきゃいけないんですけども、現段階においては、まああの、そういう一応初任給ベースでスタートして3年・4年で、最終的には統一、ところにもっていきたいというような考え方で考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬえ君。

18番（平岡きぬえ君） 初任給ベースの具体的には歯科衛生士は7パーセント強ですか。上乗せをしているということ。もうちょっとより具体的な数字が欲しかったですけれど。いわゆるこういう技術持ってる、実際に募集も放送もありましたから、年内には採用がなかったということで委員会でも、そのように報告は受けているんですけど、どれくらいの金額で広報にも出てましたけれど、お願いできますか。何ぼで募集したかということです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 2月末でですね、募集をかけておったのが6,500円と歯科衛生士ですね。それでも応募がなかったということで、先般また再募集ということのなかでですね、新聞等にも載せた状況でございますが7,000円ということですね、募集をかけております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬえ君。

18番（平岡きぬえ君） その金額でまあ、来てもらえると自信が有るわけですね。あの、一般的には、この技術職は、もっと高いんですけど。現場では大変だということで、この間も委員会でも現地調査行った時も直接話聞いたんですけど、その点、ま、そういうことと、それから現場の声なんですけれど、そういう職員組合との協議は、これまで議会にあがってくる関係では協議されたというふうに聞いておりますけれども、臨時職員などの、こういう関係については現場の声はどのような形でとりあげられているんでしょうか。話し合いをもっておられるんですか。その点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はいあの、この賃金体系等につきましてはですね、合併当初からで

すね、同じ職種等の関係で統一を図っていききたい。均衡を図っていききたいということのなかです。それぞれ組合とも話をしながら進めておるとい状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 現場の声もよく聞いて対応していただきたいんですが、その臨時職員の関係で全体の職員の数からしたら現在のところ割合としては、どれくらい占めるんですか。ちょっとその点聞き漏らしていたので、お願いします。

総務課長（小林隆俊君） 割合といたしますと。

18 番（平岡きぬ糸君） 全体の職員の数とそれから臨時職員の今の現在の職員数。単純に計算して、いいんですけど。

町長（庵逄典章君） ちょっと待ってください。計算しないと、もう人数は言うてあるんですから、計算してもろたらわかるんですけど。

総務課長（小林隆俊君） 約 43 パーセントでございます。臨時職員がですよ。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 43 もなるかな。

議長（西岡 正君） いいんですか。それで。ちょっと、待ってください。

総務課長（小林隆俊君） 30 パーセントでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今は現在 30 パーセントなんですけれど、町の方針としては、そのどんどん補充していくのは、正規ではなくて非常勤の職員を基本にしてというふうに、行革のなかの計画の中では謳ってあるんですけど。不安定な雇用ですよ、特に非正規の労働者が増えていくということでは、経済的にもそれからその人自身の暮らしそのものも、経ちうかなくなっていくと思うので、そこら辺のバランスもよく考えて対応していかなければいけない問題だろうと思います。この点はここら辺でおきます。3 点目の平和事業なんですけれど、9 月の議会でもご質問しましたので同じ回答が返ってきました。が、最後の看板の件については、改築と併せて撤去するというご回答だったんですけども、旧南

光で、その看板設置に色々住民からの願いがこもっているものであって、簡単にそのような回答されたので存続するべきだと私は思っておるんですけども、改めてお聞かせくださいませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） はい、そらあの、旧町で作られる時にはですね、そういう思いで、看板を作るか作らないかは別にして、作られた経過もあると思います。ただ他の町においても別に看板がなくてもそういう平和を願う思いというのは同じだったと思いますし、新町においてですね、私が先程申しあげましたように、町としては、これは国として、そういうことがちゃんとね、私達国民ですから、国民としてそういう思いで国益となっているなかでね、町だけが、町が町行政として、そういうことへ別に別個に町としてやる必要はないだろうと、いうふうに思ってるわけです。ですからこの看板をね、銅像があるとか、何とかというのではなくて平和宣言の町、平和の町宣言ですか。看板は何と書いてあるんですか。核兵器廃絶と平和宣言の町とか、書いてあると思うんですね。ですから要するにその宣言を私はする必要はないと言ってる訳ですから、宣言のないものを宣言の町として書く事はできない。ですから撤去はしますということをお話させていただいただけです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 今、確かにね、どんぱちがないから平和ですし、あれなんですけれども、きな臭い状況がどんどんこう、進んでいっています。特にそういう状況の中であって、やっぱり忘れないためには意識をもって取り組まないともっともっと忘れ去られてしまうので、具体的に取り組んできた内容として申しあげました平和の折鶴の関係については、9月の答弁では教育授業のなかで取り組むというような事も言われたように記憶しておりますが、そうではありませんでしたか。これは、やることはしないとされたんですけど。今はそうおっしゃいましたけど、前は、そのように確か答えられておりましたけれど。余りお金のかからないものなんですね、折鶴の色紙がいります。それと募集して旧町の場合は、マイクロバスで広島まで、その公募して参加者を連れて行くという。日帰りのそういうものだったんですけど。子供たちも含めてたくさん参加しております。1回にはマイクロバス1台なんですけれども、そういう事業って言うのはずっと、続けていくということ、そのものに、私値打ちがあると思うので、そこら辺どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、その折鶴をね、折ってその原爆記念日にですね。その平和の願いでもって広島に持っていかれるという。これについては、私は住民の皆さん、子供達が皆がそれぞれ自主的にやっておられるものだというふうに、考えてたんですけども。そういうものはね、十分それぞれ立場において活動される事については、これは非常に敬意を表しますし、町としても支援すべきところは支援していくと。いうふうに考え方はかわりません。ただ町が事業主体となって、そういう色んな活動について、特別な事をするとは、私は必要ないだろうと、いうふうに言ってる訳です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） じゃあ、4 項目目の佐用ゴルフ場の水問題の件なんですけれど、先般 2 月 13 日に開かれた厚生常任委員会で、水道担当者から資料が配布されまして、ここに書いてあるように 2 口から 1 口に契約を結び直すという事で、試算を出したということで計算式が配布されたんですけれど、この点で 300 万円の減収になりますという説明がありました。この事を改めてどうかという事をお聞きしております。正確なんですかという意味ですけれど。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、お答えいたします。この件につきましては、4 点目のご質問のなかで町長の方が答弁さしていただいたような状況のなかで、例えば 300 万、400 万、500 万。そういうものは平成 17 年度の実績なり 18 年度の給水状況を見たなかで、300 万から 500 万程度ですね、減少になるのではないかなと。いう試算をさしていただいたなかで報告さしていただいた数字でございます。あくまで 17 年度の実績と 18 年度の状況でございますんで、どう変化するのかな。いうのを担当課長といたしましても、一応心配いたしておりますが、17 年度、18 年度の実績等がこのまますれば、こういう状況になるのかな、ということで報告さしていただいた訳でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その出された資料がね、いわゆる単価 500 円で計算されているんですよ。ですから、少なく減収が出るという事を意図して出されたものではないんですかということをおっしゃるんです。

議長（西岡 正君） 水道課長。

水道課長（西田建一君） 確かに、あの意図的な考え方ではございません。ただその今の給水の契約につきましては、5,000 トンの超過料金、400 円。例えば 500 円とすれば 300 万程度の使用実績というのは、300 万程度の減収になりますけれども、そういう考えでは無しに、今の条例で定めておる 500 トン。それから 400 円という事になれば、それも含めた中で、300 万から 400 万、500 万程度の減収になるのではないかな。という状況で委員会の中で報告さしていただいた訳でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） 平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） いや、500 円にすればっていう試算です。って言われたんですが、契約そのものは、内容は変更はありませんということをお返答されていますよね。契約の内容を変更しないことで進められてきている中で、どうしてその 500 円の単価で計算式したものを委員会に説明資料として出したんですか。

水道課長（西田建一君） あのそれは、たまたま私の方が計算しておりました資料を、たまたま、その時に持っておりましたんで、参考程度に報告をさせていただいた言うことで、別に、その他意はございません。例えば、その契約内容が町長の方も申してますように、一切見直しはしておりませんので、例えば 100 円上げたら、こういう状況になりますよというような状況で、資料が手元に持っておりましたんで、お配りをさせていただいたと。内容につきましては、400 円と 5,000 円を超える分についての超過料金をいただく。今までと同じような契約の内容ですよと。ということでございますんで、その点十分ご理解をいただきたいなと、いうふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 単なる試算です。ですけど、委員会での資料なのだから正確なものを出さないといけないと思いますよ。その曖昧な回答ですね、それで試算した説明として、300 万だったと。2 口から 1 口にした場合の減収は、400 から 500 万ですと言われてもね、信用できないですね。それで、このゴルフ場が、今回契約として相手方が変わったということなんですけれど、それは、株式会社佐用ゴルフ倶楽部と契約したということなんですけれど、これは元々の経営者だったところと契約したということになるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

水道課長（西田建一君） この件も、町長が冒頭にお断りの中で申し上げましたとおりですね、平成 16 年の 9 月に千種川レクリエーションからですね、新たに設立されました株式会社佐用ゴルフ倶楽部に営業譲渡がされておると、既にすでにね。営業譲渡されて今現在、佐用ゴルフ倶楽部を運営されてますんで、新たな株式会社佐用ゴルフ倶楽部とですね、相手方にした分水契約をすべきでないかということで、調査をしていただいた。そういう状況がございましたんで、千種川レクリエーションからですね、この株式会社佐用ゴルフ倶楽部に契約の相手方をさせていただく。ということでございます。

18 番（平岡きぬ糸君） このゴルフ場の水については、水を補償すると言う意味で、その単なる 1 口、2 口という現在の実質にあわせるというのではなくて、その条件として、水を補償する条件として、2 口いわゆる増設したときに契約を結んでいます。その契約は、途中で会社がゴルフ場が倒産するんですけども、継承した相手とも同じそのまま更新されてきているという状況からしてですね、今回の契約変更というのはね、ゴルフ場からのお話があって、町がそれを受け入れたというものに聞こえてくるんです。そういうものは結果的に、住民に負担増につながる内容になるので容認できない。そのことだけ言って、質問を終わります。

議長（西岡 正君） 暫く休憩をさせていただきます。再開を 18 時 5 分といたします。

午後05時48分 休憩

午後06時05分 再開

議長（西岡 正君） 再開いたします。休憩前に続いて、一般質問を行います。
続いて、17番山田弘治君の質問を許可いたします。

〔17番 山田弘治君 登壇〕

17番（山田弘治君） はい、あの一般質問に入る前に、私の与えられて時間は明日ということだったんですけども、個人的な理由で鍋島議員に大変ご無理を申しあげ、ご理解いただき議員各位のご了解をいただきました。本当にありがとうございます。暫くの間、一般質問さしていただきたいと思います。

高度通信網整備事業についてということで、現在、南光三日月地区におきまして、光ファイバーの架設工事が進められております。そこで、次の点について、町長の考えをお伺いしたいというように思います。

まず1点目は、架設工事の進捗状況について。

それから2番目に各テレビ組合の申請状況について、最後に各組合の施設及びケーブルの撤去費用の補助についてということで、3点について、お伺いをしたいというように思います。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） どうも遅くまでお疲れさまです。それでは、今日の最後と言う事で、山田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、光ファイバー架設工事の進捗状況についてのお尋ねでございますが、1月上旬から光ファイバーの敷設工事に取り掛かりまして、2月中旬現在で集計では約60パーセントの進捗率となっております。3月末を目指してですね、今鋭意工事の進捗を図っているところでございます。次に、各テレビ組合の加入状況でございますが、NHKの補助を受けて光ファイバーで地上波テレビのデジタル化に対応されていた春哉、志文地区が希望加入となっておりますが、残りの組合につきましては、全組合が加入申し込みをされている状況でございまして、状況でございます。次に、各組合の施設ケーブル、今までの共聴の施設及びケーブルの撤去費用の補助についてでございます。この件については、以前から色々とお話を聞かしていただいて、私も、この実際に、現在の共聴の施設そのものの撤去がですね、高額な費用になって組合員なり、方々に大きな負担になるようであれば、町としての助成も考えなければならないというふうなお話をさせていただいたところです。しかし、実際に現在工事をするなかでですね、どれくらいの費用が撤去にかかるのか。この点についても、具体的なことがわからなかったんですけども、現在の工事をされてるなかでですね、専門の業者さんの方から一応どれくらいかかるかということについて、お話を聞いたところによりますと、撤去の仕方にも色々あるようですけども、これ程大きな費用はかからないだろうというふう聞いております。一戸当りにすると1万円前後くらいではないかなと。言うふうに聞いております。そういう中で加入につきましても、テレビ共聴組合で改修すると5、6万円の負担はかかるということのなかで、それに比べると安

価に推進期間は1万円で加入していただけるように配慮しておりますので、できれば現在の共聴の撤去につきましては、組合の方にも、それぞれ予算、お金もあるというところもあるようでして、撤去をお願いできればというふうに思います。しかし、これは、あくまでも組合の方の、その状況ですね、十分に把握した上で、どこの組合においても同じように平等に扱わなければなりませんので、今の所助成について、そういう方向で事業説明をさしていただいて組合それぞれにおいても、概ね理解いただいているんだというふうに担当からは聞いております。そういうご理解をいただければ、ご無理を申し上げれるかと思いますが、又個々の状況をふまえて色々要望は聞かしていただきたいと思っております。以上この場での答弁とさせていただきます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 再質問に入らしていただきます。一番の進捗状況につきましては今2月中旬で60パーセントの進捗率と。いうことの町長の答弁ありました。まあもう3月一杯、年度末一杯言うとなると、僅かということになってきとるんですけども、これは事業としては、19年度に入る事ができるんかどうか、いうこと。事業としてね、繰越ができるんかどうか、それまあ、確認したいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 一応、この事業は、国の補正予算で総務省のですね、お願いしてる事業です。ですからこの南光三日月地区という今回の契約分については、一応基本的についているんですか、原則的には、3月、年度末までの事業ということになります。ですから、そういう事務的な処理をしなければいけないと。いうことです。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山田弘治君。

17 番（山田弘治君） そういうことになりますとね、当然4月に入りますと、当然そういう加入されとう方は、屋内工事に入っていくということになるかと思うんですけども、その業者を希望される方に説明会を持たれた時に、非常に私びっくりしたんです。非常にたくさんの方が参加をされておったというふうに聞いておるんです。最終的に恐らくウインクのその講習を受けながら、認定を受けて資格を取られるというように思うんですけども、その件については、最終的にもう何人の方が、そういう認定を受けられとうという事は、課長、確認しておられますか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） ちょっと、名簿を持ってあがっておりませんが、あの名簿のお渡しさしていただいた中で、殆どの方が、その機械を買ってその中で、試験できる機械であって内容を聞いた中で、一部辞退出てますけど、殆どがそういう形で残られたと。いうふうに聞いてます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 課長答弁の中で、名簿を我々がもろとう、出されとうような。私はもろてないんですけれど。どこで、総務委員会出だされたのかな。

まちづくり課長（南上 透君） 全員、渡したと思うんですけど。

17 番（山田弘治君） ほんま。私、ちょっと知らなかったもんで。当然ね、そういうふうになってくると、たくさんの方が今、聞きよったら資格を取られとるということになってきますと、どの方に頼んでということもわかりませんのでね、恐らくまあ町民の方にわかるような方法いうもんも、考えていただけと思うんですけども。それは、そういうことで一つ、お願いをしたいというように思います。次に、申請状況につきましてですけども、私途中の時点で、説明に行かれておる担当の方に、状況はどうですかと。反応はどうですかと。いうことで聞いておった時に、非常にどの会場も反応はええんやと。いうことを聞いておりました。ところが今町長の話では春哉、志文、真宗の何戸かということも入っておるんですけども、方が未加入になっておるということ、言われておりました。町としては、当然、全所帯の加入を前提に説明会に行かれたというように思うんです。これ、あのどうですか。今回は加入は見送ったけれども 2011 年のデジタル化が本格的する時点で、そういう加入申請が出てくるのか、町が色々考えておることが、具体化していく時点で申請が出てくるのか、それとも、その加入そのものが出てこないのか。その点について、町としては、どういうその感触を持たれておるんか。その点について説明を求めたいというように思います。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 推進につきましては、全所帯を加入していただくということで説明会等実施いたしております。そういう中で、施設の共聴施設の老朽化と 2011 年デジタル対応ということで、ごく最近にその光ファイバーの工事がされたという地域が、その南光、三日月地域で各 1 箇所ずつありました。そういう中で、説明会そういう地域も行かしてもうたんですけども、1 箇所につきましては、全員寄られたなかで何で今の時期にこういうことをするんや。とか色んな話がございました。その中では、難視聴対策とそれから情報基盤のために、今後のためにやるんです。という話をさしてもろたんです。ほいで、そこにつきましても、ほなら何でかいう時期なんですけども、それは合併後のなかで、そのデジタル対応で色んな県なり国なりの内容をご指導いただいたり、そうすると、そういう事業をやっておらんと、遅れてしまうという内容の中で、事業を始めたんで、そのやられた地域については、全く気の毒なことになるんですけども、今後のことも考えて町としては、ご加入いただきたいんです。という話をさしていただいて、1 箇所につきましては、南光の多賀の方については、全集落加入、全戸加入いただくということになったんですけども、もう 1 箇所の方はちょっと、分担をしますんで、その会場には、私、よう行ってないんですけども、そこも、後からになりまして、役員さん集めたなかで、そういう説明をさしていただいて、そやけども、その地域が言われますのは、高齢化も進んでますしお金をかけたとこやと。言うことで直ぐにお金なり加入金なり、その辺は免除になった

り、大きなお金は要らんですけれども。そういう中でお金を使うということは、ちょっと、かなわんという話になりまして、その中でもまあ、通信には入りたいとか自由的な話が出てまして、それを受けるような形に今のところはなっております。それで、デジタル、今後の放送内容なり、それからどう通信なり、そういうことが変わるかということも含めるんですけれども。その辺はちょっと推定がつかんとこなんですけれども、その状況によっては、変化あると思うんですけど。今の時点としては、そういう意思の中で、その地域の分は抜けておる状態です。それから、入っておられる方も一部あるんですけどね。そういう状態です。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 私、非常に憂慮するんはね、テレビだけの対応であればね、それでいいんです。それでまあ、あの専門家の方に聞くとね、テレビだけであれば無停電の中継基地を、2箇所程度佐用町にすれば、全部カバーできるということは、私聞いとんです。町の場合そうじゃなくって、当然先の話がある訳ですね。総合計画の中にも出ておりますけども、緊急時の情報発信のシステム化とかそれから福祉課、福祉システム、つまりあの、書いてありますけども、高齢者とか独居老人の健康支援と。そ言うということが、具体的に進んできた時に、当然そういう今回最終的にもし、そういうことを申請してほしんですけど。もし、そういう申請が出てこなかった場合には、その恩恵を受けるとこと、同じ町民でありながら、それが受けれるとこと受けれないとこが、現実出てくる訳ですね。あの時私らが、町が薦めてきたのに、入らなんだんじゃと、いう話で私は進まないと思うんです。そこら辺私、まあ、今は、当面はいいかしらんけども、先程申しあげましたようなことが、具体化し、それがあの、光ファイバーにのって情報が発信され、それを通じて管理がされるという状態になった時には、私は非常に重大化する話やないか思うんですね。だからその6万くらいその個人負担されてね、した中で、今回1万の加入金は要りませんよという話では、中々ね、そういう各家庭の方が、そのどういう話になっていったんだろうと思うんです。だからこれ、私行政の方もね、担当の方も総務委員会、常任委員会ありますんでね、そういうとこしっかりとした協議をした上で対応策を出さないと、私は将来的には、ちょっと憂慮する事態になるんかなと。いうことを心配しておるんでね、その点、町長、どのようにただ、しょうがないなということでは済まんと思うんですけども。

議長（西岡 正君） 町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 本当に将来的な目的も含めてですね、当然この今回の光ファイバー網というものを、活用していく中で、今からそのことを捉えて、今説明もし、住民の皆さんのご理解を得れるようにですね、努力をしてきたところです。ただ現段階において、そういうテレビのデジタル化だけではない。他の、今言う情報通信、町民の行政全般にわたってのですね、色んな情報通信を行うために、これを将来活用するといってもまだ、何もできてない訳ですね。これからですね。そういう段階で、今回は5万、6万かけられたとしてもね、それが確かに無駄になるといっても新たな負担を、実際には設備では要らないということにはしたんですけども。新たな負担といえば、その525円、最低の525円が、これは負担をしていただかなきゃいけないということで、強制的に、これを加入していただくという訳にはいかないですね。やはり。その加入申し込みによって、やるということが

原則になるわけです。そこんところに、町として、町が、そういう将来の敷設する費用は無償にしていってもですね、将来にわたっての、ずっと、その契約通信料というものを、払っていただくということの中で、多分この春哉の場合には、設備がまだ新しいということで、月にすれば、それが525円かかっているのが、300円で組合費でかかるとかということの差で、言われてるんじゃないかと思うんですけどもね。ただまあそういうことも、じゃあ、そこだけはそれでよろしいという訳にはやっぱし、町全体としてはいかないと。ただ今回デジタル化については、これは21年になっても春哉は、それで十分対応できるんですけども。今言われる色々な通信技術について、非常に不利益をこうむる状態になれる場合が当然町が、そういう事業をやっていけば、生まれます。だから、その段階でですね、その段階になる前に、その加入していただくように、これはまあ、当然していただかないといかんと思うんです。ただ、それはその段階にならないと中々今の段階で、その理解が、今、得られないというのが現状だということをご理解いただきたいと思います。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山田弘治君。

17番（山田弘治君） 私、連絡会の時に、課長にNHKの方から何か話がきとんちゃうんかと言うた時に、来てますということで私もほいできたんですけども、どういう話がきとんですか。光ファイバーの関連の施設、2箇所ありますんで、そういうことの話だろうと思うんですけども。

まちづくり課長（南上 透君） まああの、NHKの方としましては、2箇所以外のところにつきましては、町の方が、そういう計画で全体にやられとんで、そちらの方へできるだけ入ってください。いう話をしてもろてます。それからまあ、その2箇所につきましては、そういう設備をされてますんで、地元が、それを、どうしてもそれを使って残すと言うた時には、NHKとしても受けると。いう形の話です。それでNHKとしては、できるだけ町がやるなかで施設として利用して欲しい。いう話はでてます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山田弘治君。

17番（山田弘治君） 多賀の場合は、その今言う加入を申請されとういうことになっとなんですけども、ここも当然ケーブルは敷設されておると。いうことです。で、それは、そのまま使えるんじゃないしに、当然手を加えなければならないというふうに聞いとんですけども、その辺はどうですか。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（南上 透君） ご指摘のとおり、そのまんまでは使えませんので、今のところはテレビの共聴からの施設がしてあるということで、通信には対応していませんので、当然、クロージャ－いうて、途中の分岐点から引っ張る工事とか、そんななかへ通信のを繋いでいくとかいうのは、必要になります。それと本来の補助事業の計画しとう分とその整理がいるんですけども、そういうなかでNHKとしては、その折角そういう施設をやっと

んで使ってほしいということは出てます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山田弘治君。

17 番（山田弘治君） それはあの、NHK に対して、町が施設的なものを金額的に何ぼ払うと、ということじゃなしに、無償で使って下さいよという話であるんですか。それとも一つ、当然今いう手を加えるということは、お金がいらいますわね。そのお金はどのような負担になるんですか。

議長（西岡 正君） まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） 結局、その分につきましては、新しく張る工事ではなしに、それを使った工事に切り替えるということで、費用の比較をしたなかで精算すると。ということになると思います。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山田弘治君。

17 番（山田弘治君） だからその費用は、例えば今多賀のこと聞きよんで、多賀の方の個々が負担するんか、そこをちょっと説明してください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その NHK で今使われている光ファイバーもですね、十分それが今回町の方が NHK から引き取ってですね、きちっと同じように耐久性もある形で使えるのであればね、それは無駄にすることはないだろうと。ただ今課長が言ったように、そのままでは使えない。それは通信にも使えるような形で工事を、手を加えなきゃ。その分と、それから実際にその新設する分との差ですね。その差額くらいについては、NHK にも補償しましょうと NHK に対してね。工事費のなかでね。当然だから多賀の施設は、そのままの方については、もう 1 万円の分担金も免除されて加入いただく訳ですから、その分については何ら組合としては、負担は全くないわけです。それは、NHK と私とこが今発注している NEC との間に入って、きちっとその設計をしてその差額で NHK が納得するかどうかということになるわけです。それは NHK としても無駄にしな、いくらかでも、お金は、かかったお金を全部くださいという訳には、言いませんし、そういう調整で NHK としても了解しますということは、聞いとります。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山田弘治君。

17 番（山田弘治君） となりますとね、その春哉、志文の、そのテレビ組合にしてもね、そういうふうな話は当然持っていかれたけども、出てこなんだというように理解したらいい

いんですか。今すぐ、町がそういう先程申しあげましたように、緊急情報システムとか福祉システムを具体的に、どの年度から、そのやっていこうという、あれはあるんですか。ただもう、この総合計画にあがったんは、こういうことを将来考えたいんやと、いう事で理解したらいいんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然もうまだまだ、そういう方向は、総合計画の中にも入れてますけどもね、具体的に、どのような形で使えるか又その使い方に、それを使うためにはどういふ準備があるかということもありますし、これから、そういう検討会を作って、この設備を将来、町の色々な行政面でも利用していこうということです。ですから、今何時ということとは、全く今のところは、分かりません。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） そのとにかく、今回の 12 億円近い巨額なお金をかけてする訳ですから、当然皆さんに入っていていただく、ということについてね、私はまあ色々これは、当局側においても、色々な方法を考えれると思いますけども、やはり、その将来的に不平等が出る事だけは、是非とも避けていただきたい。同じ状況のなかで情報なり、そういった健康面での支援をいただけるような形の体制をとっていただきたい。言うように思います。それから、3 番目の補助、撤去の補助についてですけども、金額的にまああの、そうね、大体 1 戸につき 1 万円くらいというようなまあ、計算になるということ言われてましたけども、今回の、この光ケーブルの敷設につきましては、町の方は合併いう、佐用町の合併に誕生したと。いうことの当然特例債も使えます。そういう意味の中で、町民に還元をするんだということも、ちょっと町長連絡会のなかで触れられた思うんですけども、そういうふうな考え方に立てばね、私はまあその敷設する共架していく部分と、それによって不必要になった敷設ケーブルについてはね、一体性をもって私はお願いできんかなと、いうことで同僚議員もそういう話もしていただいておりますし、それだけ、これについては、町は最大限力入れとんやと。だから、町もこんだけしとうから皆さんお願いしますよ、入ってくださいよと。いう形の啓蒙をしていただきたい。いうことで、私としては、その私自身も何回もとり上げるということは、そういうこと聞くんです。金額的にどうじゃなしにね。町長自身も災害時の 30 パーセントを 15 パーセントにさせていただいたということも決断していただいておりますし、それから、加入金も当初 1 万 5,000 円というやつが出ておったんが、1 万円ということも決断していただいておりますし、乳児医療につきましても県が 3 年生までを、うちは残り 3 年はみますと、というような非常にいい形の行政をしていただいておりますんでね、私は、そういうことにつきまして、これは今回限り、その 1 回してもろたら終わりの話ですのでね、ずっと要る訳じゃないんで、町長の姿勢としてね、私は是非ともその撤去費用についても、金額云々やなしに、みますよと。その代わり皆さん入ってくださいよ。いう形のをとっていただけないもんかなと、いうので再答弁お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長(庵逄典章君) 今、お話いただきました趣旨は、十分理解さしていただきますので、十分また検討してまた連絡をさせていただきます。

〔山田君 挙手〕

議長(西岡 正君) 山田弘治君。

17 番(山田弘治君) 私はまあ、そういうことも是非とも町長に、ここの場でお願いしたいということで、あえて一般質問でとりあげさせていただいております。町長の方から、非常に前向きな回答をいただいておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいというように思います。これで終わります。

議長(西岡 正君) 山田弘治君の一般質問は終わりました。
お諮りします。後、3 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。これにて本日の日程を終了いたします。
次の本会議は明 3 月 8 日の午前 10 時より再開いたします。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでした。

町長(庵逄典章君) はい、どうも、遅くまでお疲れさんでした。

午後 0 6 時 3 1 分 散会
